

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|-------------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

第 5 部 その他対策編

第 1 章 大規模火災対策

第 2 章 南海トラフ地震防災対策

第 3 章 複合災害対策

第 4 章 特殊災害種別対応計画

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

第1章 大規模火災対策

第1節 災害特性

火災による被害の規模は地域特性により大きく異なる。特に本市は、都市形態が住工混在地域、木造密集地域、農村地域など地域ごとに特徴のある土地利用となっているため、「どのような火災が発生するか」について各地域の特性に応じた対策を講じる必要がある。また、火災発生時の状況、発生場所によっては多大な被害が生ずる可能性があるため、被害を拡大させるおそれのある、一般的な火災への対応では対処できない特殊な状況下における火災に関しては特別に留意する必要がある。

次に火災発生時の状況と想定される障害を示す。

| 火災の種類 | 火災発生時の状況と想定される障害 |
|--------------------|---|
| 一般的な火災 | <p>1. 医療機能の障害</p> <p>火災に伴い負傷者が発生した場合、医療機関での緊急な対応が必要である。しかし、医療機関自体における火災や、延焼範囲が広範囲で多くの負傷者が殺到した場合など、患者への対応が混乱し、医療機能が低下することが予想される。</p> <p>また、夜間・休日の災害では、医師や看護師などの参集に時間がかかり、初動期の対応が困難になることが予想される。</p> <p>2. 住機能障害</p> <p>住戸の焼失により一時的な避難所への収容や、延焼範囲が大規模な場合における応急仮設住宅での生活が想定される。</p> <p>このような災害後の避難所や応急仮設住宅での生活においては、飲料水・食料・生活物資の供給や、夏季における衛生管理や冬季における防寒対策、また精神的な健康管理が必要とされている。</p> <p>また、被災地域周辺におけるライフラインへの被害により、停電、通信障害等が起こる可能性がある。</p> |
| 強風時の木造住宅密集地域における火災 | <p>強風時（平均風速 11m/s 以上）や乾燥時（最小湿度 25%以下、実効湿度 55%以下）には、出火点における燃焼が著しく、また火の粉の拡散（飛火）範囲が大きく延焼範囲も広がりやすいため、一般的な火災よりも被害が拡大しやすい。</p> <p>とりわけ、老朽化した木造の建築物が密集し、かつ、道路・公園などの十分な公共施設が少ない、いわゆる木造住宅密集地域においては、整備された市街地と比較して延焼拡大の速度が速いことに加え、消防車両の進入が困難であり、大規模火災となる可能性が高い。</p> |
| 広域断水・渇水時における火災 | <p>広域断水時若しくは渇水時には、使用可能消防水利の確保や水圧低下などにより、消防力の低下、市民による初期消火力の低下が懸念される。</p> |

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

| 火災の種類 | 火災発生時の状況と想定される障害 |
|-------------|--|
| 危険物施設における火災 | <p>危険物（消防法に基づく）施設においては、取扱物質の特性により、短時間で延焼エリアが拡大する爆発的燃焼が引き起こされる可能性があるなど、一般建築物における火災よりも広範囲での被害発生の可能性がある。</p> <p>また、流出あるいは燃焼により有毒ガスが発生するなど二次災害の危険性も高く、当該物質の除去作業、ガス等飛散範囲に居住する市民の避難など、消火以外の防災活動も必要とされる。</p> |
| 高層建築物における火災 | <p>本市においては、エルザタワー55（地上 55 階、185.8m）をはじめ、近年中高層住宅が多数建設され、市民の約 1/4 が居住している。また、川口総合文化センター等公共建築物、川口駅前における商業施設など、高層建築物が増加している。</p> <p>高層建築物（消防法に基づく、高さ 31m を超える建築物）においては、一般的に多数の居住者・利用者がいることに加え、建物自体の大規模化、複雑化により建物内部及び要救助者を把握しづらい状況にある。</p> <p>また、密閉構造が多いため煙が充満しやすく、縦穴区画やダクト配管等を通じて上階あるいは下階への延焼の可能性も大きい。</p> <p>消防活動においても外部からの進入口が限定されること、立体的空間配置のため消防力が分断されること、高所作業車両等が必要になるなど、低層建築物とは異なった障害を有する。</p> |
| 地下街等における火災 | <p>本市は、川口駅東口地下自転車駐車場、川口駅西口地下公共駐車場をはじめとして、公共・民間の地下街等を有している。</p> <p>地下街等（地下施設、地下を有する建築物及び地下街）においては、一般的に外部視認が困難なこと、空気供給が限定されること、不特定多数の要救助者が発生すること、狭小な進入路及び活動スペースが制限されるなど、独特の懸念事項が存在する。</p> <p>また、要救助者の避難誘導、排煙設備の稼働などの点で防火管理者等との連携が重要となる。</p> |
| 地下鉄における火災 | <p>本市を走行する埼玉高速鉄道線は全区間地下を通っている。地下鉄火災は、地下鉄駅構内における火災と地下鉄道の駅間トンネル内における火災（主として車両火災）に大別される。地下鉄駅構内における火災の様態は前項の「地下街等における火災」に近い。</p> <p>駅間トンネル内の火災は、地下空間における火災と同様、外部視認の困難性、空気供給の限定、狭小な活動空間に関する問題点を有することに加え、進入経路が劣悪かつ限定的であること、地下路線のため救助活動が困難となるなどの問題を有する。</p> |

第1部
総則第2部
災害予防編第3部
災害応急対策編第4部
災害復旧・復興編第5部
その他対策編

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

| 火災の種類 | 火災発生時の状況と想定される障害 |
|-------------|---|
| | <p>また、当該路線の運行停止措置に伴って帰宅困難者が発生するなどの社会的被害の発生が予想される。</p> <p>対処にあたっては火災時の電力遮断、関係路線の運行停止など、埼玉高速鉄道との連携が重要となる。</p> <p>なお、埼玉高速鉄道では、トンネル内で車両火災が発生した場合は次駅まで走行することとしているが、本計画では火災車両が走行不可能な状態でトンネル内に停止している場合を対象として対策を講じる。</p> |
| 高速道路における火災 | <p>本市には、東京外かく環状道路、首都高速川口線、東北自動車道の3路線の高速道路があり、特に3路線が接続する川口ジャンクションは広域交通の要衝となっている。</p> <p>高速道路における火災は、主として交通事故の発生に伴う燃料等への引火により引き起こされ、火災発生後には当該車両以外の車両による追突、タンクローリー等の危険物積載車両による爆発火災や有害ガス発生などの二次災害も懸念される。</p> <p>また、被害規模によっては短期的な交通渋滞の発生、長期的な広域交通ネットワークの分断等の社会的被害も生じる。</p> <p>対処にあたっては、高速道路管理者や警察と連携し、消火活動、交通規制、迂回路への誘導などを行う必要がある。</p> |
| 大規模倉庫における火災 | <p>本市は、東京都に隣接し、高速道路3路線を有するという立地特性から、総延床面積約123haの倉庫が市内に立地している。</p> <p>一般的に倉庫は、開口部が少なく、倉庫内に積み重なった物品により見通しが悪いという形状の特性が火災時の消火活動を困難にすることに加え、可燃性物品を多量に保管している場合は、燃焼の規模及び速度が甚だしいなどの問題も有する。</p> <p>また、保管している物品の特性によっては、爆発の危険性や有害物質の発生など、甚大な被害をもたらす可能性もある。</p> |

第1部
総則第2部
災害予防編第3部
災害応急対策編第4部
災害復旧・復興編第5部
その他対策編

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

第2節 応急活動体制

市内で大規模な火災が発生し、必要と認めるときは、市災害警戒本部または災害対策基本法第23条の2の規定と川口市災害対策本部条例及び同要綱に基づく市災害対策本部を設置する。

大規模な火災に伴う配備体制は、地震に関する配備体制を準用し、消防局等からの被害状況等の情報を基に配備を決定する。

➤ 応急活動体制については、第3部 災害応急対策編 第1章 第1節を参照

第1部
総則

第2部
災害予防編

第3部
災害応急対策編

第4部
災害復旧・復興編

第5部
その他対策編

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

第3節 情報の収集・伝達

1. 情報の収集・伝達

大規模火災が発生した場合の連絡系統は、消防局から火災・災害等即報要領に基づき埼玉県及び消防庁へ連絡する。消防局における災害発生時の情報連絡体制や被害情報等の収集・伝達の方法については、第3部 第2章 第5節 情報の収集・伝達を準用する。

1-1. 注意報及び警報伝達計画

注意報及び警報伝達については、消防法に基づき次の対応が必要となる。

(1) 火災気象通報

熊谷地方気象台が気象の状況から火災の危険性があると認めるとき、県知事を経由して市長にその状況を通報する。

次に掲げる気象状況が発生したときに通報がある。

- ・ 実効湿度が55%以下で、最小湿度が25%以下となる見込みのとき
- ・ 平均風速が11m/s以上(ただし降雨、降雪中は除く)

(2) 気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づく、注意報、警報など

熊谷地方気象台は、異常気象などによって県の地域内に災害の発生するおそれがある場合には、注意報、警報、情報などを発表し、関係機関に通知する。

(3) その他

注意報及び警報伝達計画、異常な現象発見時の対応は、第3部 災害応急対策編に示したとおりである。

2. 災害広報・広聴計画

大規模火災では、発災現場付近の安全を確保するため、発災現場での広報活動も重要となる。

発災現場の広報活動の実施主体は消防局が対応し、消防車による広報や口頭により被災者及び市民に広報する。

広報の手段、報道機関に対する発表方法、災害警報などの放送要請、災害広報資料の収集、さらに災害広聴計画についても、第3部 第2章 第6節 災害広報、第3部 第2章 第7節 災害広聴計画を準用する。

第4節 消防応急対策計画

1. 一般火災における消防応急対策計画

一般火災についても延焼が拡大し大規模火災となる可能性があることから、消防法、消防組織法などに基づき、発生のおそれがある事象を警戒並びに鎮圧し、防除するために必要な事項を定め、消防組織の機能を十分に発揮して、人命、身体及び財産の火災による被害を軽減する。

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

1-1. 消防活動の基本方針

消防活動における3つの基本方針を掲げ、応急時に対応する。

| 活動区分 | 基本方針 |
|---------|---|
| 消防活動 | 消防局の総力をあげて、出火防止と火災の早期発見及び一挙鎮圧し、延焼拡大の防止を図る。 |
| 救急・救助活動 | 火災発生時、救急・救助事故、危険物、毒劇物等の漏えいなどによる複合的な災害が発生し、大規模災害に発展するおそれがあるため消防局の人員、資機材を活用し救急・救助活動を行い人命の安全を確保する。 |
| 安全避難の確保 | 火災の発生件数が多く、大部分の延焼火災の鎮圧が困難と予想される地域について、市民を安全に避難させるための活動を行う。 |

1-2. 消防団の活動

(1) 消防団の役割

消防団は、平常時から地域に密着して防災活動を行っていることから、火災発生時には、地域市民の中核的存在として、市民に対する次の活動の実施主体として、重要な役割を担う。

| 活動区分 | 役割 |
|------------|--|
| 初期消火 | 火災が発生した場合、消防団は、付近の市民と協力して初期消火を図る。 |
| 消火活動 | 地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは消防局と協力して行う。 |
| 救急・救助 | 消防局による活動を補佐し、「救急・救助活動」に基づいて要救助者の救出・救助と負傷者に対するの応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。 |
| 避難誘導 | 避難情報の発令がなされた場合、これを市民に伝達するとともに、「避難対策」に基づき市民を安全に避難させる。 |
| 情報の収集 | 消防局による情報収集活動を補助し、「災害情報の収集・報告」に基づき、早期の災害情報の収集を行う。 |
| 応援部隊の受入れ準備 | 「応援部隊の受入れ」に基づき、応援部隊の受入れ準備及び活動地域の案内などを市災害対策本部の指令に基づき、消防局と協力して行う。 |

2. 特殊な状況下における消防応急対策計画

強風時や渇水時など、大規模火災になりやすい状況下においては、一般的な火災への対策とは異なった対策を講じる必要がある。

本項においては、特に大規模火災になる可能性が高い①強風時の木造密集地域、②広域断水・渇水時、③危険物施設、④高層建築物、⑤地下街等、⑥地下鉄、⑦高速道路、⑧大規模倉庫において発生した火災への対策を示す。

なお、本市で想定される火災の中で最も大きな被害をもたらす可能性の高い火災は震災時の火災であるが、その対策は第3部 災害応急対策編に基づいて実施する。

第1部
総則

第2部

災害
予防編

第3部

災害
応急
対策編

第4部

災害
復旧
・
復興編

第5部

その他
対策編

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

2-1. 強風時の木造住宅密集地域における火災対策

(1) 災害の特性

ア 強風時の特性

- ・ 建造物の倒壊時には風下側への飛火が起こり、周囲の建造物への延焼が起こりやすい。
- ・ 出火点周辺をほうように拡散するので、延焼範囲を誤認しやすい。

イ 木造住宅密集地域の特性

- ・ 延焼範囲の把握が困難なため、火災規模の全体像が把握しがたい。
- ・ 狭隘道路など消防車両の進入不能箇所により、消火活動、救急活動及び避難誘導に支障が生ずる。
- ・ 耐火造建築物の割合が少ない傾向にあり、延焼速度が速く、また火勢が強い。

(2) 事前対策

ア 火災警報の発令

火災警報は、熊谷地方気象台が発表した火災気象通報を県から受けたとき、**かつ火災の発生及び延焼拡大の危険が極めて大**であると認められるとき、消防法第 22 条に基づき市長が発する。

警報発令時には、「注意報及び警報伝達計画」に基づき関係機関に通知するとともに、市民への広報を行う。

イ 警戒措置

火災警報が発令された場合、消防局及び消防団は、人員、車両及び資機材の万全を期し、出場体制を確保するとともに、車両による警戒パトロールを実施し、屋外における可燃物の整理やたき火に対する指導など、火災の予防を市民に周知する。

(3) 応急対策

ア 火災防ぎよ要領

火災が発生した場合の消防車両等の出動は、川口市警防規程及び川口市震災警防規程に定める出動基準に基づくものとし、効率的な部隊の運用を行う。また、出動部隊は、的確な判断を行い、火災防ぎよにあたる。

- ・ 道路狭隘による進入不能などの消防活動困難区域は、あらかじめ作成した警防計画により確認し、全隊員に周知徹底するとともに、**出動**にあたっては、ポンプ車による包囲は困難であることから、ホース延長による対策を講じる。
- ・ 木造住宅密集地域においては、延焼状況の全体把握が困難なため、隣接建物による高所状況把握、周辺市民からの聞き取りなど、積極的に情報収集を図る。

イ 飛火警戒要領

- ・ 現場最高指揮者は、飛火警戒の必要があると認めるとき、消防部隊のうちから飛火警戒隊を指定して飛火危険方面に配置する。
- ・ 消防部隊と消防団が飛火警戒にあたる場合、消防部隊は飛火により最も危険と判断される要衝に配置する。
- ・ 飛火警戒隊は、警戒範囲内の市民に対し、飛火警戒上の広報を実施し、又は緊急に必要があるときは消防法第 29 条第 5 項に基づき消防作業に従事させ、飛火による二次火災の発生を防止する。
- ・ 飛火警戒隊は、避難者の誘導についても注意を払う。

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

2-2. 広域断水・渇水時における火災対策

(1) 災害の特性

- ・水道事故などによる広域断水、若しくは渇水による給水制限時は、水量の不足により消火栓での取水量に不足を生じ、効果的な消火活動が実施できない。
- ・水量の不足により、消火栓での取水量に不足を生じることにより、市民の初期消火力が低下する。

(2) 事前対策

ア 代替水利の調査

消防局は、給水制限が実施された場合、上下水道管理部・上下水道事業部と連携を図り、消防活動への影響が予想される地域の防火水槽、プール、池など消防水利の水量を調査し、代替水利を確保するとともに、自然水利を最大限活用できる遠距離大容量送排水機能を備えた必要な車両・資機材等の整備を行う。また、老朽化した防火水槽の強化・長寿命化を計画的に実施する。

調査結果は消防地図にまとめるとともに、職員に周知徹底する。また、遠距離送水となる場合に備え、大容量送水車等（遠距離大容量送排水システム）の必要な車両・資機材等を確保する。

イ 市民に対する広報

広域断水・渇水時には、市民に対して次の内容に関する広報を行う。

- ・火気の取扱いに十分注意するなど、火災の発生防止に努める。
- ・消火器、風呂水の蓄えなど、火災発生時の初期消火の徹底を図る。

ウ 警戒活動

消防車両等による火災警戒パトロールを実施する。

(3) 応急対策

ア 増水手配の実施

消防局は、給水制限期間中に火災が発生した場合には、上下水道事業部と連携し、制水弁の開閉によるその地域の増水手配を行う。

イ 消防部隊の出動等

- ・防火水槽、プール、河川等の自然水利を活用した防ぎょ活動を行う。
- ・水利が長距離の場合、現場最高指揮者は、中継送水隊を指定するなど、効率的な部隊の運用を図る。
- ・車両積載資機材の点検と積載ホースを増加する。
- ・他部署・機関の給水車の活用を考慮する。
- ・防火水槽、プール等を使用した場合、必ず補給する。

2-3. 危険物施設火災対策

(1) 災害の特性

- ・起因物質と施設形態の組合せにより、流出石油類による大火面の出現や危険物の爆発的燃焼が引き起こされるなど、局面が急速に進展する。

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

- ・危険物の流出又は火災時に、それ自身から及び燃焼により有毒ガスを発生させるものが多い。
- ・危険物は、所定の容器等による保管から逸脱し、管理されない状態になったときに火災危険を生ずる。拡散が早く、火災危険性が高いことから、火災となっている状態より消防隊の対応が困難となる場合がある。

(2) 応急対策

ア 災害実態の把握

火災が発生した場合、何が火災の原因となっているか、当該物質はどのような状況になっているかを早期に把握し、活動方針を決定する。

また、危険物施設における火災は、火災の原因となっている物質や二次災害を引き起こす可能性のある物質の特性により対応が異なるため、物質に関する情報を重点的に収集する。

なお、実態把握にあたっては、既往事例、事前に作成した警防計画、関係者からの屋内状況の聞き取りなど、多面的な情報収集を実施するとともに、必要に応じて専門的知識を有する者に助言を求める。

イ 危険性の測定

引火・爆発物質及び人体への危害物質の危険性を把握するため、危険物施設における火災を覚知した際には、当該物質に対応した測定器を携行し、危険性の把握に努める。

ウ 警戒区域の設定

火災が発生した場合、消防法第 28 条第 1 項に基づく消防警戒区域の設定は、周辺市民の安全を確保するため早期に設定する。

設定にあたっては、安全を考慮し広めに設定し、風向などの気象条件、周囲の地形などに注意し、常時複数の測定器で測定しながら状況に応じて区域の拡大・縮小を行う。また、消防警戒区域を設定した場合は、周辺市民に設定理由、範囲、時間、指示などを拡声器などにより広報し、拡大・縮小・解除した場合も同様の措置を講ずる。

エ 消火活動

- ・延焼している施設の火勢を制圧するとともに、施設内の危険物及び設備機器への延焼を防止する。
- ・消防活動の際には、出火点周辺の危険物を除去し、引火・爆発を防止するとともに、漏えい・流出などの二次災害の発生防止に努める。
- ・爆発の危険性が想定される区域に関しては、電路などの着火源を遮断するなど、爆発を未然に防止する。

オ 施設管理者の実施する応急対策

施設管理者は、火災の発生を覚知後直ちに消防（119 番）へ通報するとともに、初期消火や周辺市民への呼びかけなどの応急対策活動を実施する。

2-4. 高層建築物火災対策

(1) 災害の特性

- ・一般的に多数の在館者、居住者がいることから、要救助者が多数にのぼる可能性が高い。
- ・建物が大規模なため、実態把握に時間を要する。

第1部
総則

第2部
災害予防編

第3部
災害応急対策編

第4部
災害復旧・復興編

第5部
その他対策編

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

- ・密閉構造のため煙が充満し、出火点及び状況の確認が困難である。
- ・縦穴区画などを通じて上階へ延焼する危険が大きく、また、ダクト配管などから水平方向、さらには下階へも延焼する危険がある。
- ・機密性が高いため、携帯無線機などの交信に障害が生じやすく、情報収集・伝達に支障をきたす。
- ・外部からの取り付き及び火点室などへの進入路が限定され、かつ、活動スペースが狭い。
- ・消防活動が立体的になるため、消防力が分断されやすい。
- ・在館者が多数の場合、パニックによる雑踏事故など二次災害の危険性が高い。
- ・居住以外の用途の場合、責任区分が細分化されており、関係者の特定に苦慮する。
- ・消防用設備及び建築防災設備が整備されている場合が多く、それらの活用により消防活動が容易になる。

(2) 応急対策

ア 情報収集

火災が発生した場合、積極的に無人航空機を活用し情報収集を行うとともに、建築図面及び空調関係図面など、建築物の状況が把握できる資料の提出を関係者に求めるなど、早期の状況把握を行う。

また、関係者及び避難者からの聞き取り調査なども活用し、多面的な情報収集を行う。

特に人命に関する情報は、雑居ビルや共同住宅の場合、全体的な情報を把握している関係者がいない場合もあるため、それぞれの専有部分の関係者から漏れなく情報を収集し、これらを組み合わせて全体像を把握する。

イ 避難誘導

火災が発生した場合、非常放送設備及び拡声器などを活用し、館内滞留者及び従業員などに対し災害の状況を放送し、落ち着いて行動することを呼びかけ、安全な避難誘導を行う。

避難者が多数の場合は、避難者の避難方向の分散、階段、出入口などの隘路となる箇所への誘導員の配置などを行い、二次災害の発生を防止する。

ウ 消火活動

- ・消防局は、現場指揮本部を設置し、情報収集、指揮命令系統の統括を行う。
- ・建築物の規模、火災の状況を勘案し、必要と判断される場合は早期に空調、電気、高圧ガスなどの専門的な知識・技術を有する関係者を指揮本部に確保する。
- ・火災発生建築物にヘリポートが設置されており、はしご車による救助が不可能な場合は、必要に応じて「応援要請」に基づき県知事に対して埼玉県防災航空隊の出場を要請する。
- ・高層建築物においては、一般的に消防用設備・建築防災設備が複数整備されている場合が多いため、消防局は管理者に設備の設置状況等について確認し、活用する。
- ・消防警戒区域の設定の際には、窓ガラス、建材破片、屋外広告などの落下に配慮し、設定する。
- ・電子計算機室などの重要室、図書室などの公共性の高いもの、その他コンピューター・光学機器・楽器などが建物内に設置されている場合は、可能な限り水損防止措置を講じる。

エ 施設管理者の実施する応急対策

施設管理者は、火災の発生を覚知後直ちに消防（119番）へ通報するとともに、初期消

第1部
総則

第2部
災害予防編

第3部
災害応急対策編

第4部
災害復旧・復興編

第5部
その他対策編

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

火や利用者の避難誘導などの応急対策活動を実施する。

2-5. 地下街等火災対策

(1) 災害の特性

- 外部から見えにくく、内部構造による地下空間特有の風の流れ等により、出火点から離れた思わぬ出入口から噴煙する等、地上からの災害予測、状況判断が困難である。
- 地下では、空気の供給が限定されるため、不完全燃焼が進み、酸欠状態を呈することがある。また、多量に発生する煙により広範囲に煙汚染のおそれがある。
- 要救助者のいる確率が高く、避難完了の確認に時間を要する。
- 避難者が多い場合は、避難動線と消防隊進入路が競合するなど消防活動が制約されるおそれがある。
- 地下街等は、鉄道駅舎やビルと通じている場合が多く、これら駅舎やビルへ濃煙熱気の流入と延焼危険がある。また、隣接区画やダクト等により上階への延焼危険がある。
- 消防活動が立体的かつ、閉鎖区画内となり、消防力が分断されると同時に無線障害が生じやすい。
- パニックによる雑踏事故など二次災害の危険性が高い。
- 火災室への進入口が限定され、活動スペースが狭い。

(2) 応急対策

ア 情報収集

火災が発生した場合、早期に要救助者の在館情報、災害の状況、対象地下街等の状況、消防活動における危険性、建築防災施設及び消防用設備状況などに関する情報を収集する。情報収集にあたっては、消防情報支援システム、事前に作成した警防計画及び当該地下街等の図面などを活用するほか、建物関係者、避難者、自衛消防隊などに対する聞き取り調査により多面的な現状把握を行う。

イ 避難誘導

火災が発生した場合、非常放送設備や携帯拡声器などを用いて、避難者に落ち着いて行動するよう呼びかけ、パニックを未然に防止するよう広報を行う。

避難誘導時は、状況により拡声器等を用いて消防隊が直接行うものとし、避難方向、活用する避難階段など具体的な指示を行う。

また、誘導先は消防活動に支障のない地上広場とし、経路は給気側直近又は、大型ブローア装置を配置した出入口階段を使用する。出入口付近には誘導員を配置し、二次災害の防止に努める。

ウ 消火活動

- 指揮本部は、現場全体を把握しやすい地上で、指揮活動に便利な場所に設置し、無線通信補助設備の接続端子や現場救護所、避難導線と競合しない出入口の付近とする。
- スプリンクラー設備等固定消火設備や、排煙設備、シャッター・防火戸など、管理者の協力のもと当該地下街の設備を活用する。
- 対象物の規模、火災の状況を勘案し、必要と判断される場合は早期に空調、電気、高圧ガスなどの専門的な知識・技術を有する関係者を指揮本部に確保する。
- 発(変)電設備、コンピューター施設及び光学機器室などの重要機械室やエレベーターシャフトなどが出火点付近に位置している場合は、可能な限り水損防止措置を講じ

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

る。

エ 施設管理者の応急対策

施設管理者は、火災の発生を覚知後直ちに消防（119番）へ通報するとともに、初期消火や利用者の避難誘導などの応急対策活動を実施する。

2-6. 地下鉄火災対策

地下鉄火災は、地下鉄駅構内における火災と地下鉄道の駅間トンネル内における火災（主として車両火災）に大別されるが、地下鉄駅構内における火災の様態は前項の「地下街等火災対策」に近いので、本項では駅間トンネル内における車両火災を扱う。

なお、埼玉高速鉄道では、トンネル内で車両火災が発生した場合は次駅まで走行させることとしているが、本項では火災車両が走行不可能でトンネル内で停止した場合を対象として対策を講じる。

(1) 災害の特性

- トンネル内への進入口が限定されているため、進入口から出火点までの距離が長くなる場合が多い。
- トンネル内という比較的密閉された空間のため、濃煙熱気が充満しやすく、出火箇所の確認と災害実態の把握が困難である。
- 通勤時間帯等に火災が発生した場合は、多数の要救助者が発生するおそれが高く、救助活動及び避難誘導等に困難を極める。また、トンネル内の照明が十分確保されていない場合、転倒などによる事故が起こる可能性もある。
- トンネル内の火災のため、消防力が地下部分と地上部分とに分かれる。また、地上における消防部隊の配備場所も広くなり、立体的で広範囲の消防活動を展開せざるを得なくなる。
- 地下空間内の消防活動であるため、消防無線の電波障害等により無線交信に支障をきたす。また、トンネル内は暗く、強力な照明が必要である。

(2) 応急対策

地下鉄火災対策は、「地下鉄火災消防活動要領」に準じて実施する。

ア 情報収集

火災が発生した場合、早期に駅務員又は乗務員などの関係者と接触し、延焼状況、車両の状況（車両編成、停車位置）、乗客の状況（避難状況、負傷者数）、トンネルの構造、連絡路線（本市においては東川口駅における武蔵野線のみ）の車両運行状況などに関する情報を収集する。

イ 避難誘導

列車火災は相当数の避難者の発生が予想され、特に朝夕のラッシュ時には膨大な数の乗客が乗車していることから、避難誘導は関係者と協力し、迅速かつ適切に行わなければならない。

火災発生時、誘導を行う際は、後続又は対向車両の安全を確認した後、関係者の協力のもと、落ち着いて行動すること、足下の線路又は枕木に注意することなどの呼びかけを行う。

また、避難経路上では、隣接駅への避難方向などを指示するなど、安全対策を講じ地上

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

に避難誘導する。

ウ 消火活動

- ・指揮本部は、直近駅や進入口付近、無線通信補助設備端子付近など、災害状況が把握できる、指揮活動上便利な位置に設置する。
- ・関係者に車両の電源遮断を要請する。
- ・消防活動には投光器などの照明器具を十分確保し、有効活用する。
- ・当該列車の緊急停止装置を確認し、未作動の場合は列車の最前部及び最後部の乗務員室又は車両外部に積載されている車輪止を活用して車両の固定を関係者に要請する。

エ 埼玉高速鉄道の応急対策

埼玉高速鉄道は、消防（119番）へ通報し、初期消火、通報連絡及び避難誘導を行う。

2-7. 高速道路火災対策

(1) 災害の特性

- ・危険物積載車両はもとより、一般車両においても燃料タンクに積載されたガソリン等により、危険物火災と同様の様相を呈する危険性がある。
- ・不特定多数の要救助者が発生する。
- ・消防用水利が不足する可能性がある。
- ・渋滞発生時において火災が発生した場合、車両の移動が困難となり、火災の連鎖、避難誘導が困難となる、消防車両が出火点に到達できないなど、被害が甚大となる可能性がある。

(2) 応急対策

高速道路における対策は、「高速自動車国道等における活動要領」に準じて実施する。

ア 情報収集

火災を覚知した際は、積極的に無人航空機を活用し情報収集を行うとともに、道路管理者及び警察と情報を共有し、災害の様態を把握する。

イ 消防活動

- ・消防活動の実施にあたっては、道路管理者及び警察機関と連絡を密にし、実施する。
- ・原則として交通規制は警察官若しくは道路管理者が実施する。
- ・警察官及び道路管理者が到着するまでの間は、消防小隊の一部は火災発生現場の手前に停車し、迅速な交通規制措置を講じるとともに、赤色灯、非常点滅表示灯、後方サーチライトなどを活用し、一般後続車による二次災害の未然防止に努める。
- ・原則として上下線方式（災害が発生した車線のみで活動する方式）とするが、事故が両車線に及ぶ場合又は反対車線からの有効な活動が可能な場合は、安全管理体制を確保して両車線を活用する。両車線活用の際には直ちに関係機関に連絡し、道路閉鎖等の協力を要請する。
- ・水利等の確保について各道路管理者の所有する散水車等を活用する。活用にあたっては、災害規模に応じて消防局より各管理事務所に出場を要請する。
- ・危険物等積載車両の火災への関与を覚知した場合は、「危険物施設火災対策」に準じた対策を講じる。

ウ 道路管理者の応急対策

道路管理者は、火災の発生の覚知後直ちに消防（119番）へ通報するとともに、交通規制の実施、初期消火などの応急対策を実施する。

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

2-8. 大規模倉庫火災対策

(1) 災害の特性

- ・開口面積が少ないため濃煙、熱気が充満しやすい。
- ・収容物及びパレットの燃焼又は注水により荷崩れの危険がある。
- ・収容物が高く積荷されているため、無効注水になりやすい。
- ・冷凍倉庫及び低温倉庫は、断熱材としてウレタンフォーム、スチレンフォームなどを使用しているものが多いため、不完全燃焼により一酸化炭素などの有毒ガスが多量に発生する。また、可燃性の燃焼生成ガスが内部に充満し、これが爆発的燃焼を起こし、開口部から急激に火炎が噴出する。
- ・冷凍倉庫で冷媒としてアンモニアガスを使用している場合は、漏えいにより内部に有毒ガスが充満しているおそれがある。

(2) 応急対策

ア 情報収集

倉庫には活動の支障となる危険が多いことから、火災発生後早期に延焼状況、建物構造、規模、収容物等を関係者から聞き取りするとともに、積極的に無人航空機等を活用し情報収集を行い、作業危険に対する安全性を確保する。

情報収集にあたっては、防災センター（警備室）や関係者、周辺市民などを活用し、多面的な情報収集を心がける。

イ 市民広報

煙害、ガス臭気の拡散のほか、長時間の消防活動となる場合は、影響を及ぼす区域に対し広報車などによる市民広報を行う。

広報範囲が広大となる場合は、広報車の運行と併せて「災害広報計画」に基づく広報を実施する。

ウ 消火活動

- ・倉庫火災は、一旦延焼が拡大すると、内部進入による消防活動が非常に困難となり、長時間活動となるため、火災発生後早期に火勢鎮圧を図る。
- ・倉庫火災は建物外においても広範囲に煙汚染が考えられることから、早期に現場救護所を確保するなど、救急救護体制を確立する。
- ・火災の状況や収容物の実態を考慮し、可能な限り水損防止措置を講じる。特に高価な物品や禁水性の物品に関しては、関係者と協議し、屋外への搬出を優先する。

エ 施設管理者の応急対策

施設管理者は、火災の発生を覚知後直ちに消防（119番）へ通報するとともに、初期消火や周辺市民への呼びかけなどの応急対策活動を実施する。

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

第5節 市民の安全確保に係る活動

1. 避難対策

大規模火災から市民の生命、身体などの安全を確保するための避難対策は、本市が中心となつて行う応急対策の中でも最も重要なものである。

そこで、二次災害の発生、火災拡大などにより市民に危険の及ぶおそれがある場合、安全に避難させるための避難対策について必要な事項を定める。

1-1. 警戒区域の設定

震災や風水害の場合には、市長が警戒区域を設定することを想定した。しかし、火災が発生し、又は発生しようとしている場合には、消防機関が、応急措置の一つとして警戒区域を設け、防災従事者以外の者の立入りを制限、禁止し、又はその区域から退去を命ずる。

(1) 消防機関に属する者が設定する警戒区域

ア 消防警戒区域

火災の現場においては、消防吏員又は消防団員（消防吏員又は消防団員が現場にいないときは警察官）は、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる（消防法第28条）。

イ 火災警戒区域

ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、消防長又は消防署長（消防吏員又は消防団員が現場にいないときは警察官）は、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる（消防法第23条の2）。

(2) 消防機関に属する者以外の者が設定する警戒区域

市長（市長の委任を受けた市の職員が現場にいない場合は、警察官、自衛官）は、大規模な火災が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民などの生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めたときは、警戒区域を設定し、災害応急対策活動に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限、若しくは禁止又は当該区域からの退去を命ずる（災害対策基本法第63条）。

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

表 消防機関に属する者以外の者が行う警戒区域の設定の要件

| 発令者 | 警戒区域を設定する要件 | 根拠法規 |
|----------------|---|----------------|
| 市長 | 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき。 | 災害対策基本法第63条 |
| 警察官又は海上保安官 | 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。 | 災害対策基本法第63条第2項 |
| 警察官 | 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。 | 警察官職務執行法第4条 |
| 災害の派遣を命じられた自衛官 | 市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市職員がいないとき、警戒区域を設定し、同様の措置をとる | 警察官職務執行法第4条第3項 |

(3) 警戒区域設定の伝達・報告

本市において大規模な火災が発生し、又は発生が予想されるなど、危険が切迫している状況において、警戒区域を設定した上で、同情報を含めた緊急性の高い情報の伝達を行う。

情報の伝達や報告については、第3部 災害応急対策編に準じる。

1-2. 避難情報の発令・伝達

火災の拡大、二次災害などにより市民に危険の及ぶおそれがある場合、安全に避難させるための避難情報を発令し、伝達を行う。

避難情報の発令や伝達については、第3部 災害応急対策編に準じる。

1-3. 避難誘導

延焼火災の拡大などの危険が切迫した場合、避難する市民の安全を確保するには、適切な誘導などを行うことにより混乱なく避難の実施を図る必要がある。

避難誘導の実施や留意点などについては、第3部 災害応急対策編に準じる。

1-4. 避難所の開設・運営

災害の規模が大きく、住居を喪失した市民が多い場合、又は生命に危険が及ぶ場合、本市は避難者の居住地、その他安全性等を考慮の上避難所を開設する。

避難所の開設及び閉鎖、避難所の運営方法については、第3部 災害応急対策編に準じる。

1-5. 避難情報の解除

当該市民の身边から災害の危険が去ったと認められるとき、市長は避難情報を解除する。

市民及び関係機関への伝達・報告は、発令時と同様とする。

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

2. 救急・救助活動

大規模火災により現に生命、身体が危険な状態にある被災者への救急・救助活動は、第3部 災害応急対策編に準じて行う。

3. 医療救護活動

災害発生時における医療救護活動については、第3部 災害応急対策編に準じて行う。

4. 緊急輸送・緊急交通対策

大規模火災時における応急対策活動を効率的に行うため、緊急輸送道路の機能を迅速に回復するとともに、輸送手段などを的確に確保し、活動人員や救援物資などの円滑な輸送を行う。具体的な緊急輸送対策及び交通規制措置、水上輸送、航空輸送の実施については、第3部 災害応急対策編に準じて行う。

5. 避難行動要支援者に対する支援

災害が発生した場合、高齢者や障害のあるかた、乳幼児、傷病者などの災害対応能力の低いかた、及び言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人など（「要配慮者」という。）の中には、適切な避難行動をとることが困難なかた（「避難行動要支援者」という。）がおり、近年の災害においては被害を受ける場合が多い。

このため本市は、避難行動要支援者の安全確保のための施策を速やかに実施する。社会福祉施設入所者や在宅の要配慮者の安全確保、外国人の安全確保、要配慮者に対する医療活動及び必要な援護のための留意事項については、第3部 災害応急対策編を準用する。

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

第2章 南海トラフ地震防災対策

南海トラフ巨大地震の被害想定等を踏まえ、平成25年12月に「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が施行され、国民の生命、身体及び財産を保護するため、総合的な地震防災対策が推進されている。

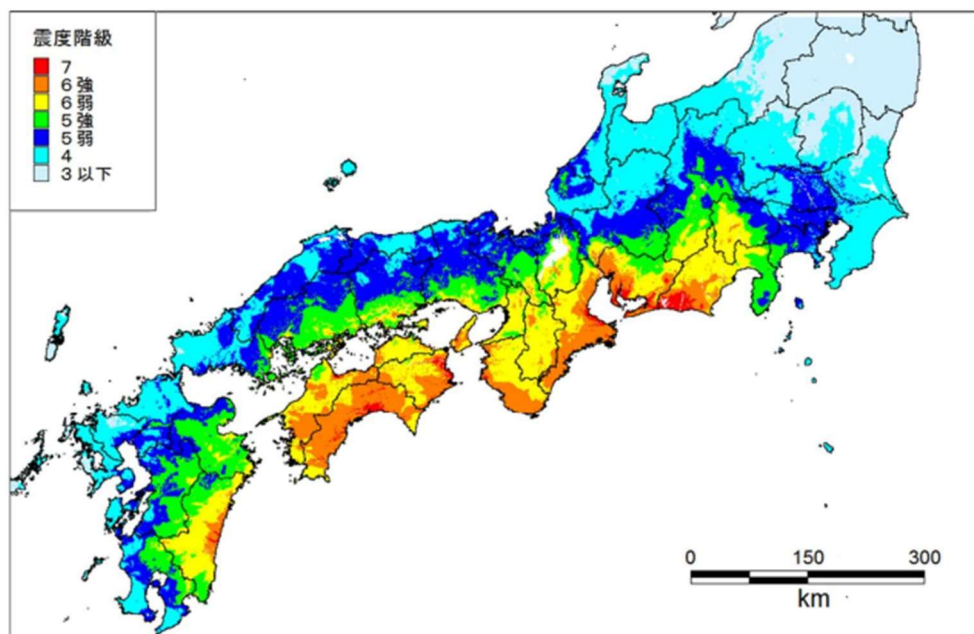
また、南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合には、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、人口が集中している本市中心部ではかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念されている。

このため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるとともに、市民・企業等が行うべき行動を示す。

第1節 南海トラフ地震による被害

1-1. 想定される地震の規模

内閣府から令和元年6月に公表された南海トラフ巨大地震の被害想定における震度分布図を次に示す。本市は、南海トラフ地震の防災対策推進地域には指定されていないが、内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度5弱から5強程度が推計されている。



出典：南海トラフ巨大地震の被害想定について（施設等の被害）（令和元年6月内閣府）

図 震度分布図（陸側ケース/冬・夕方・風速8m/s）

※陸側ケース：中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の検討結果を参考に設定した基本ケースの強震動生成域を、可能性がある範囲で最も陸域側（プレート境界面の深い側）の場所に設定したもの

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

1-2. 県における被害

県では、平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査報告書（平成 26 年 3 月）により、県内の地震による被害想定が公表されている。本報告書では東京湾北部地震等の 5 つの地震を想定地震として設定し被害を想定しており、それらに南海トラフ地震は含まれていないが、南海トラフ地震の発生に起因する県内への影響が報告されている。それらの影響を次に示す。

(1) 火山噴火降灰

南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。

富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書や富士山火山広域防災検討会報告による富士山降灰可能性マップによれば、県内では南部を中心に 2cm 程度の降灰が想定されている。

(2) 長周期地震動

南海トラフ上で巨大地震が発生した場合には、長周期地震動により、県内の高層建築物に影響を及ぼす被害が発生する可能性がある。

このような長周期地震動による被害として、内閣府では次の項目を挙げている。

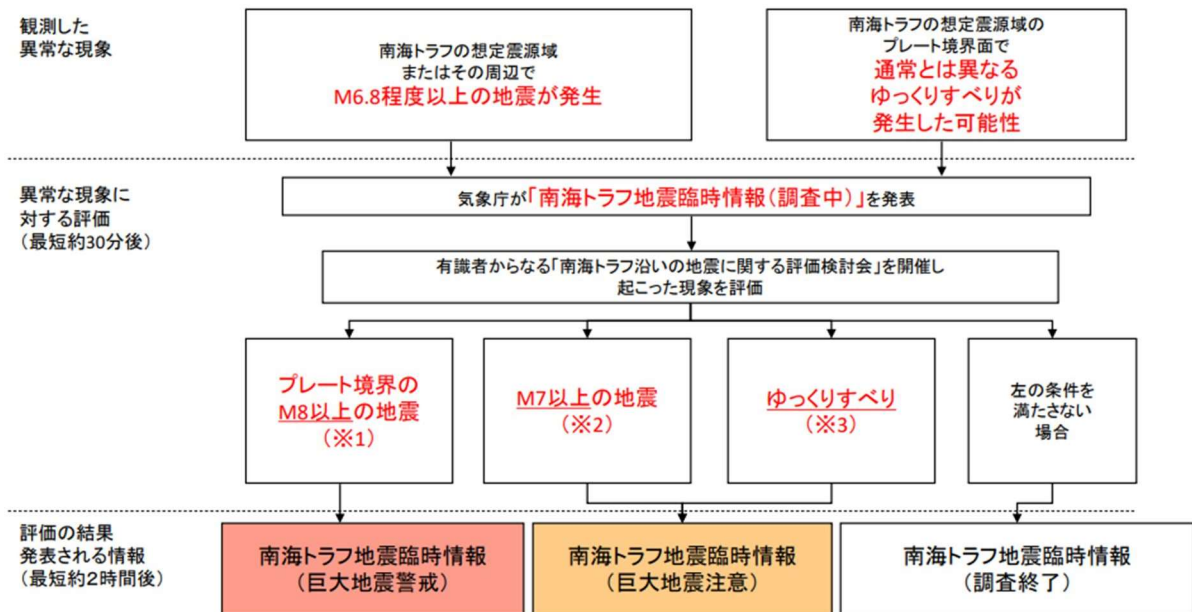
- ・上層階において揺れが増幅し、動作上の支障、吐き気やめまいを生じる。
- ・屋内収容物の転倒・落下による人的被害が発生する。
- ・全館一斉避難時に非常階段等に人が殺到し、転倒等による二次被害が発生する可能性がある。
- ・エレベータの停止等の被災。技術者の数が不足するため、復旧に日数を要する。
- ・超高層免震建物では、免震層許容変位量を超える大変位やエキスパンションジョイント被害等が生じる可能性がある。
- ・マンションでは、いわゆる「高層難民」となる上層階居住者が多数発生し、特に階段の昇降に必要な体力が低下している高齢者にとって、生活を継続することが困難になる場合がある。

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

第2節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けた場合は、直ちに関係部局及び市町村、防災関係機関に伝達することとされている。

本市は、情報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体に伝達する。



出典：「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」の概要（内閣府）

図 南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ

- ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生した場合（半割れケース）
- ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生した場合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
- ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

第1部 総則

第2部 災害予防編

第3部 災害応急対策編

第4部 災害復旧・復興編

第5部 その他対策編

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

第3節 市民、企業等への呼びかけ

本市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、市民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

| ケース | 気象庁発表情報 | 警戒、注意をする期間 |
|---------|-------------------------|--------------------------------|
| 半割れ | 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) | 2週間 (警戒：1週間) (注意：1週間) |
| 一部割れ | 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) | 1週間 |
| ゆっくりすべり | 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) | すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間 |

1. 市民の防災対応

日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間は地震発生に注意した行動をとる。

【市民の行動】

- 家具の固定状況の確認
- 非常用持ち出し袋の確認
- 避難場所や避難経路の確認
- 家族との安否確認方法の確認
- 高いところに物を置かない
- 屋内のできるだけ安全な場所で生活
- すぐに避難できる準備（非常用持出品の確認等）
- 危険なところにできるだけ近づかない

2. 企業等の防災対応

日頃の地震への備えについて再確認し、災害の規模に応じた防災対応を実施した上で、可能な限り事業を継続する。

【企業等の行動】

- 安否確認手段の確認
- 什器の固定・落下防止対策の確認
- 食料や燃料等の備蓄の確認
- 支援物資の集積場所等の災害拠点の確認
- 発災時の職員の役割分担の確認

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

3. 地震発生後の対応

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合は、本市及び防災関係機関は、「第3部 災害応急対策編」に基づき災害対応を行う。

第1部

総則

第2部

災害予防編

第3部

災害応急対策編

第4部

災害復旧・復興編

第5部

その他対策編

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

第3章 複合災害対策

東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故が複合的に発生した。このように、同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。

このため、地震及び風水害による複合災害を想定し、県及び関係機関との連携のもと、応急対策に関して必要な体制を確立し、市民の生命・身体・財産を災害から保護し、複合災害による被害の軽減を図る必要がある。

複合災害は、単一の災害よりも災害対応における制約が大きくなることから、それを前提とした対策を講じていく。

第1節 基本方針

複合災害に対応するにあたっての基本的な方針を次に示す。

(1) 人命救助を最優先

人命の救助を第一に、行政と自衛隊、警察、消防などの防災関係機関が緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

(2) 二次被害の防止

各自の役割を果たすとともに、被災者の安全を確保し、被害を最小限に抑える。

(3) ライフラインの復旧

被災者の生活復旧のため、各指定公共機関と協力し、電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧を図る。

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

第2節 想定される複合災害の種類及びパターン

1. 複合災害のパターン

単独災害と比較して対応が困難となる複合災害のパターンは、大きく次の3つに分けられる。
 なお、いずれのパターンにおいても、近隣市町村が同時被災する可能性を含んでおり、近隣市町村からの迅速な支援が得られない可能性があることに留意する必要がある。

| パターン | 状況及びシナリオ例 | | | | | | |
|-------|---|-------|--------------------------|-------|-----------------------|----|---------------------------------|
| 1 | <p>先発の災害により、災害対応資源が著しく低下しているところに、後発の災害が起き、後発の災害の被害が拡大化する。</p> <p>【シナリオ例】</p> <table border="1"> <tr> <td>先発災害</td> <td>大規模地震の発生 → 堤防・水門が損傷、機能低下</td> </tr> <tr> <td>後発災害</td> <td>巨大台風が直撃</td> </tr> <tr> <td>影響</td> <td>河川氾濫が発生（荒川・利根川決壊など）</td> </tr> </table> | 先発災害 | 大規模地震の発生 → 堤防・水門が損傷、機能低下 | 後発災害 | 巨大台風が直撃 | 影響 | 河川氾濫が発生（荒川・利根川決壊など） |
| 先発災害 | 大規模地震の発生 → 堤防・水門が損傷、機能低下 | | | | | | |
| 後発災害 | 巨大台風が直撃 | | | | | | |
| 影響 | 河川氾濫が発生（荒川・利根川決壊など） | | | | | | |
| 2 | <p>先発の災害により被害を受けた地域が未だ復旧・復興活動中に、後発の災害に再び襲われ、元からの災害対応を大規模にやり直さなくてはならない状況になる。</p> <p>【シナリオ例】</p> <table border="1"> <tr> <td>先発災害</td> <td>大規模地震の発生</td> </tr> <tr> <td>後発災害</td> <td>復旧・復興活動中（1年以内）に巨大台風直撃</td> </tr> <tr> <td>影響</td> <td>先発災害の復旧・復興に大規模なダメージ。後発災害への対応の遅れ</td> </tr> </table> | 先発災害 | 大規模地震の発生 | 後発災害 | 復旧・復興活動中（1年以内）に巨大台風直撃 | 影響 | 先発災害の復旧・復興に大規模なダメージ。後発災害への対応の遅れ |
| 先発災害 | 大規模地震の発生 | | | | | | |
| 後発災害 | 復旧・復興活動中（1年以内）に巨大台風直撃 | | | | | | |
| 影響 | 先発災害の復旧・復興に大規模なダメージ。後発災害への対応の遅れ | | | | | | |
| 3 | <p>県内の別の地域で同時に複数の災害が発生し、災害対応資源を分散しなくてはいけない状況になり、その結果、対応力が低下・不足する。</p> <p>【シナリオ例】</p> <table border="1"> <tr> <td>風水害 A</td> <td>市内 A 地区で浸水被害が発生</td> </tr> <tr> <td>風水害 B</td> <td>市内 B 地区で浸水被害がさらに発生</td> </tr> <tr> <td>影響</td> <td>市内対応資源が不足し、対応が困難になる</td> </tr> </table> | 風水害 A | 市内 A 地区で浸水被害が発生 | 風水害 B | 市内 B 地区で浸水被害がさらに発生 | 影響 | 市内対応資源が不足し、対応が困難になる |
| 風水害 A | 市内 A 地区で浸水被害が発生 | | | | | | |
| 風水害 B | 市内 B 地区で浸水被害がさらに発生 | | | | | | |
| 影響 | 市内対応資源が不足し、対応が困難になる | | | | | | |

2. 複合災害発生時の被害想定の実施

本市は、考えられる複合災害の類型ごとに、発生時の被害想定の実施に努める。

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

第3節 複合災害対策

1. 対策の方向性

複合災害発生時の困難な状況下で、的確な災害対応を行うためには、まず、被害状況を迅速に把握し、市内の災害対応資源で対応可能かどうかを判断し、もし災害対応資源が不足するようであれば、市外からの応援を速やかに確保することが重要である。

そのためには、日頃から、考えられる複合災害の種類・規模・被害量の想定、市内災害対応力の的確な把握、受援計画の策定及び検証、国や県、他の自治体との応援・受援体制の確立を進めるとともに、迅速・的確な情報収集力、判断力、実行力を養うことが必要である。

2. 予防・事前対策

2-1. 複合災害に関する防災知識の普及

自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生の確率は低いとしても複合的に発災する可能性があること、また、その災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを市民等に対して周知する。

2-2. 防災施設の整備等

複合災害発生時に防災施設が使用不能となることがないように防災関係施設の配置を検討し、整備を進める。

また、本市は、複合災害の想定結果に基づき、庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。

2-3. 非常時情報通信の整備

行政や防災関係機関（警察、消防、救急医療機関、ライフライン事業者等）間で、被災状況の把握、応急対応に関する意思決定の支援、救援・救助活動の状況の把握等に必要な情報を、リアルタイムに共有するシステムを検討する。

2-4. 避難対策

本市は、避難所の選定にあたっては、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する施設を選定する。

また、地震等に伴う道路等の損壊や浸水、土石流、交通障害などで一部の避難所が使用できない可能性があるため、あらかじめ代替となる複数の避難所や避難経路を想定しておく。

➤ 避難対策については、第3部 災害応急対策編に準じる。

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

2-5. 災害医療体制の整備

本市は、複合災害の想定結果に基づき、医療活動を行うことができる医療機関を把握するとともに、複合災害によりライフラインが断絶した場合を想定し、自家発電装置の設置及び設置場所の検討、食料・飲料水等の備蓄等を行う。

- 災害医療体制の整備については、第3部 災害応急対策編に準じる。

2-6. 災害発生時の要配慮者対策

本市は、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する福祉避難所を選定する。

- 災害発生時の要配慮者対策については、第3部 災害応急対策編に準じる。

2-7. 緊急輸送体制の整備

本市は、複合災害の想定結果に基づき、代替輸送路及び輸送手段の検討を行う。

- 緊急輸送体制の整備については、第3部 災害応急対策編に準じる。

3. 応急対策

3-1. 情報の収集・伝達

本市は、複合災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、被害状況を的確に把握する。

- 情報の収集・伝達については、第3部 災害応急対策編に準じる。

3-2. 交通規制

豪雨により河川の水位が上昇し、水防活動が行われている段階において、大規模な地震が発生するなどの複合災害が発生した場合、浸水や崖崩れ、火災、建物倒壊による道路閉塞等による交通障害が予想されるため、道路管理者及び警察署は速やかに交通規制を実施する。

- 交通規制については、第3部 災害応急対策編に準じる。

3-3. 道路の修復

豪雨によって地盤が緩んでいる状況で地震に見舞われた場合、崖崩れ、出水等が発生し、道路が寸断されることが予想される。

このため、本市は、緊急輸送道路等の重要な路線を優先し、建設事業者等による道路の応急補修を実施する。

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

3-4. 避難所の再配置

単独の災害発生時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想される。このため、本市は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処置を講じつつ、避難所の再配置を行う。

第1部
総則

第2部
災害予防編

第3部
災害応急対策編

第4部
災害復旧・復興編

第5部
その他対策編

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

第4章 特殊災害種別対応計画

特殊災害とは、危険物災害や放射性物質事故災害、鉄道事故災害など、風水害、地震等の自然災害とは異なる災害を想定している。

これら特殊災害に共通する予防対策については、本編に示した第2部災害予防編による。また、特殊災害に共通する応急対策については、大規模火災対策に示した応急活動体制、情報の収集・伝達、市民の安全確保に関する対策を準用することとし、本章では、特殊災害種別独自の予防及び応急対策を計画する。

第1節 雪害対策計画

本計画では、本市の交通等に被害を生じる降雪があった場合の対策について定める。

なお、県警察本部の対策については、大規模火災対策における「緊急輸送・緊急交通対策」による。

1. 災害の想定

本市において積雪を記録することはまれであるが、たとえ数 cm であっても、積雪があった場合には、道路交通や鉄道、ライフライン等の都市機能へ大きな影響が出ることが考えられる。

平成 26 年 2 月 14 日の大雪では、積雪観測史上最高を記録し、秩父 98cm、熊谷 62cm などとなり、秩父市など 2 市 5 町に災害救助法が適用された。また、県内では雪の影響により 3 人が死亡し、305 人がけがを負った。

さらに、秩父市など 8 市町の 1,399 世帯が一時孤立、主要道路も通行止めになったことから、自衛隊に対し除雪等に関する救援要請が行われた。

2. 被害の想定

降雪時には道路の路面凍結による交通事故及び転倒者の多発など死傷者が発生するほか、鉄道の運休による帰宅困難者の発生、通信及び電力施設の破損等によるライフライン被害が想定される。

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

3. 活動体制

3-1. 市及び関係機関の業務大綱

表 雪害災害に係る市及び関係機関の業務の大綱

| 関係機関 | 実施内容 |
|-------------------|---|
| 市（危機管理部、消防局、建設部） | <ul style="list-style-type: none"> ・所管道路に対する融雪・除雪の実施 ・所管道路の除雪実施 |
| 県（県土整備部） | |
| 関東地方整備局（北首都国道事務所） | |
| 東日本高速道路(株) | |
| 首都高速道路(株) | |
| JR 東日本 埼玉高速鉄道 | <ul style="list-style-type: none"> ・融雪・除雪の実施 ・降雪時の運行体制の確立 |
| NTT 東日本 東京電力 | |

3-2. 職員動員計画

配備体制は、次のフローに基づき決定する。

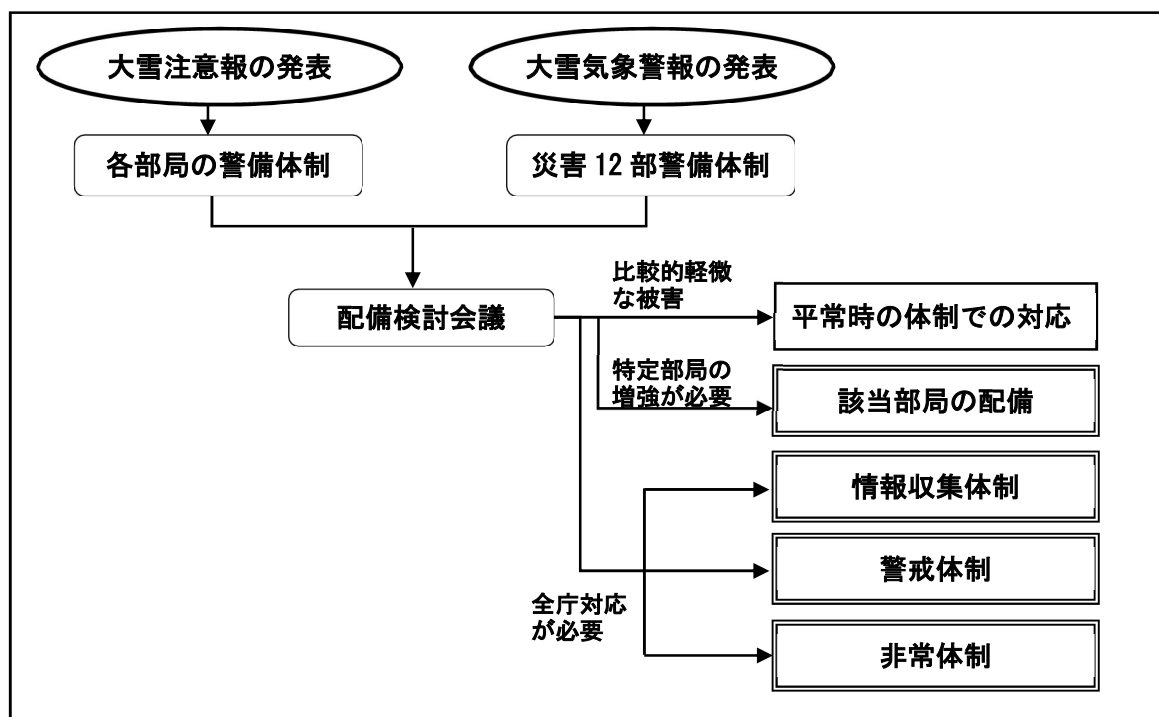


図 雪害被害対策における配備体制決定フロー

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

3-3. 情報収集・伝達系統

雪害対策に係わる情報収集・伝達系統は次のとおりとする。

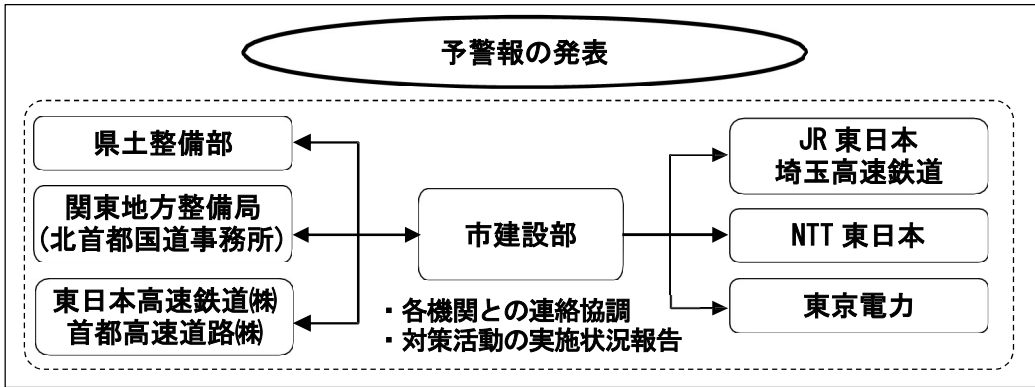


図 降雪災害対策に係る情報収集・伝達系統

4. 予防対策

本市及び関係機関は、除雪体制を構築する。また、除雪・融雪資機材の保守点検、要員確保計画の策定など、雪害対策体制を構築する。

5. 応急対策

5-1. 災害応急活動の業務分担

雪害発生時における主な防災関係機関の業務分担は、次表による。

表 雪害災害に係る主な防災関係機関の業務分担

| 関係機関 主な活動 | 道路管理者 | 鉄道事業者 | ライフライン 事業者 | 市 |
|--------------|----------|--------|---------------|---|
| 予警報の伝達 | ○ | ○ | ○ | ◎ |
| 雪害防止措置 | ◎ (所管道路) | ◎ (鉄道) | ◎ (ライフライン) | ◎ |
| 除雪作業 | ◎ (所管道路) | ◎ (鉄道) | ◎ (ライフライン) | ◎ |
| 情報収集 | ◎ (所管道路) | ◎ (鉄道) | ◎ (ライフライン) | ◎ |
| 帰宅困難者対策 | | ◎ | | ○ |
| 一般広報 | ○ | ○ | ○ | ◎ |
| 被害情報のまとめ | ○ | ○ | ○ | ◎ |

◎：各活動を主として実施する機関（主務機関）

○：協力機関であり、主務機関が現場に到着後はその指示又は要請に従う

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

5-2. 注意報・警報等の伝達

本市及び関係機関は、風水害対策「注意報及び警報伝達計画」に基づき、降雪に関する気象注意報・警報の把握・伝達を行う。

なお、降雪に関する気象注意報・警報の種類は次のとおりである。

表 降雪に係る注意報・警報等の種類

| | | |
|-----|-------|---|
| 注意報 | 大雪注意報 | 大雪によって被害が予想される場合 24時間の降雪の深さが10cm以上と予想される場合 |
| | 着雪注意報 | 着雪が著しく、通信線や送電線などに被害が起これると予想される場合 |
| 警報 | 暴風雪警報 | 平均風速が20m/s以上で、雪を伴い、重大な災害が起これるおそれがあると予想される場合 |
| | 大雪警報 | 大雪によって重大な災害が起これるおそれがあると予想される場合 24時間の降雪の深さが30cmを超えると予想される場合 |

5-3. 交通の確保

(1) 道路交通の確保

本市及び高速道路、国道、県道を所管する各関係機関は、相互協力の下、所管する道路における除雪体制を整備するとともに、降雪による交通規制の状況を周知する。

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等については、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

(2) 鉄道輸送の確保

鉄道輸送を確保するため、JR 東日本は、融雪用機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車の運転計画及び要員の確保について充実を図る。

5-4. ライフラインの確保

(1) 通信の確保

NTT 東日本は、降雪対策用設備、機材及び要員の確保等に努める。

(2) 電気供給の確保

東京電力は、降雪対策用設備、機材の保守点検及び要員の確保等について充実を図る。

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

第2節 竜巻等突風災害対策計画

本計画では、風水害の中でも、竜巻等突風の自然災害により市民に被害を生じる事態が発生した場合の対策について定める。

1. 災害の想定

近年、市内での竜巻発生による被害の記録はないが、全国の竜巻発生件数は年間10数個から20個程度あり、死亡者が発生した竜巻被害は、平成以降では7回ある。

竜巻の発現時間は数分から数十分程度と短く、直径は数十～数百mで、数kmにわたってほぼ直線的に移動し、被害地帯は帯状になる。

風速によっては住家の倒壊や自動車が持ち上げられて飛ばされる等の大きな被害をもたらす可能性があり、広範囲に飛散物が散乱するという特徴がある。

台風や大雨などの気象災害と比較すると竜巻に遭遇する頻度は低いが、現状では台風などのように予測することは困難である。竜巻注意情報の適中率は4%程度とされ、発表段階で竜巻の規模は不明で、竜巻発生後に発表となることもあるなど予測精度が低い。

こうした災害の特性及びつくば市や越谷市といった近年の事例等を踏まえ、住家の密集した市街地でF2～F3程度の規模の竜巻が発生すること想定する。

表 近年の竜巻被害

| No. | 発生年月日 | 被害地 | 人的被害 | 住家被害 | 藤田スケール |
|-----|-------------|----------|-------------------|---------------------|---------------|
| 1 | 平成2年2月19日 | 鹿児島県枕崎市 | 死者 1人 負傷者 18人 | 全壊 29棟 半壊 88棟 | F2～F3 |
| 2 | 平成2年12月11日 | 千葉県茂原市 | 死者 1人 負傷者 73人 | 全壊 82棟 半壊 161棟 | F3 |
| 3 | 平成9年10月14日 | 長崎県郷ノ浦町 | 死者 1人 負傷者 0人 | 全壊 0棟 半壊 0棟 | F1～2 |
| 4 | 平成11年9月24日 | 愛知県豊橋市 | 死者 0人 負傷者 415人 | 全壊 40棟 半壊 309棟 | F3 |
| 5 | 平成18年9月17日 | 宮崎県延岡市 | 死者 3人 負傷者 143人 | 全壊 79棟 半壊 348棟 | F2 |
| 6 | 平成18年11月7日 | 北海道佐呂間町 | 死者 9人 負傷者 31人 | 全壊 7棟 半壊 7棟 | F3 |
| 7 | 平成23年11月18日 | 鹿児島県徳之島町 | 死者 3人 負傷者 0人 | 全壊 1棟 半壊 0棟 | F2 |
| 8 | 平成24年5月6日 | 茨城県つくば市等 | 死者 3人 負傷者 0人 | 全壊 89棟 半壊 197棟 | F3等 (複数発生) |
| 9 | 平成25年9月2日 | 埼玉県越谷市等 | 死者 0人 負傷者 64人 | 全壊 21棟 半壊 1,134棟 | F2 |
| 10 | 平成25年9月16日 | 埼玉県熊谷市等 | 死者 0人 負傷者 4人 | 全壊 26棟 半壊 411棟 | F1 |

注：死者の発生、負傷者100人以上が発生した竜巻を記載

資料：内閣府「竜巻等突風対策局長級会議」報告（平成24年8月15日）に、越谷市及び熊谷市等の被害データ（内閣府調べ：平成25年9月18日）を加えたもの。

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

表 藤田スケール

| 藤田スケール | | 竜巻やダウンバーストなどの突風により発生した被害の状況からどれほど強力であったかを表す |
|--------|------------------------|---|
| F1 | 33～49m/s (約10秒間の平均) | 屋根瓦が飛び、ガラス窓が割れる。ビニールハウスの被害甚大。根の弱い木は倒れ、強い木は幹が折れたりする。走っている自動車が横風を受けると、道から吹き落とされる。 |
| F2 | 50～69m/s (約7秒間の平均) | 住家の屋根がはぎとられ、弱い非住家は倒壊する。大木が倒れたり、ねじ切られる。自動車が道から吹き飛ばされ、汽車が脱線することがある。 |
| F3 | 70～92m/s (約5秒間の平均) | 壁が押し倒され住家が倒壊する。非住家はバラバラになって飛散し、鉄骨づくりでもつぶれる。汽車は転覆し、自動車はもち上げられて飛ばされる。森林の大木でも、大半折れるか倒れるかし、引き抜かれることもある。 |

2. 被害の想定

住家が密集した市街地で竜巻が発生すると、看板や屋根瓦の破片など多様な飛散物が発生し、住家の窓ガラスが割れる被害や、老朽住宅では庇や屋根が飛ばされるなどの被害が想定される。耐火建築物である学校においても、教室や体育館の窓ガラスが割れる被害が出ると予想される。

竜巻の規模によっては、電柱の傾斜や折損、電線の垂れ下がりといった被害も発生し、停電や通信回線の途絶が起きることを想定する。

3. 活動体制

竜巻等突風災害の態様は、特定の地域に限定されることが想定される。本市は、災害が発生したときは、大規模火災対策と同様に、情報収集体制を発令して配備検討会議を開催し、災害現場の情報をもとに、配備体制や市災害対策本部の設置等を検討する。

3-1. 市及び関係機関の業務大綱

表 竜巻災害に係る市及び関係機関の業務の大綱

| 機関名 | 実施内容 |
|------------------------------|---|
| 市（危機管理部、消防局、建設部、市民生活部その他各部局） | <ul style="list-style-type: none"> ・竜巻注意情報と市内気象状況、竜巻発生ナウキャストの確認 ・竜巻注意情報の周知・伝達 ・安否確認、被害実態の把握 ・道路啓開、交通規制等 |
| 県（県土整備部、警察） | <ul style="list-style-type: none"> ・道路啓開、交通規制等 |
| 電力事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の収集 ・設備、機器の保守点検、応急復旧 ・市民に対する被害状況及び復旧状況に関する広報活動 |
| 通信事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握 ・設備、機器の保守点検、応急復旧 ・市民に対する被害状況及び復旧状況に関する広報活動 |

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

3-2. 情報収集・伝達系統

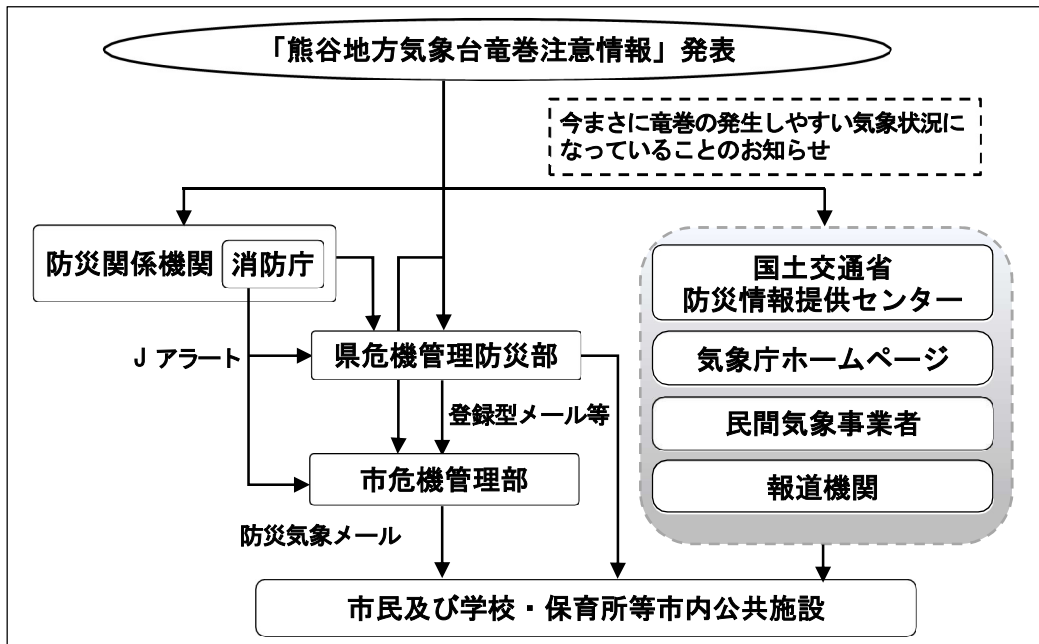


図 竜巻等突風災害対策に係る情報収集・伝達系統

4. 予防対策

4-1. 対応方針の準備

竜巻への対策について関係機関との意見交換を行いつつ、当面の対応方針をあらかじめ決定し、明確にする。

4-2. 情報伝達方法の確認

市民への情報伝達を行う場合に備え、伝達内容、具体的伝達文案、伝達時点、伝達対象、伝達手段をあらかじめ決定し、明確にする。

学校や社会福祉施設については、伝達方法の充実を図る。

4-3. 理解と啓発

竜巻注意情報や対処行動方法等竜巻等突風について、職員への研修や市民への啓発を行う。

市民への啓発では、窓ガラス等に飛散防止フィルムを貼るなどの事前対策も周知する。また、学校等公共施設についても同様の事前準備を行う。

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

5. 応急対策

5-1. 気象情報に対する注意

竜巻に関する注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表されたときには、気象の変化及び竜巻注意情報等のその後の防災気象情報の発表に注意する。

5-2. 竜巻注意情報発表時の対応

竜巻注意情報が県に発表されたときには、気象の変化に注意するとともに、竜巻発生確度ナウキャストを確認する。

5-3. 情報の伝達

多くの人が集まったり、安全確保に時間を要する学校、社会福祉施設、集客施設等の管理者に対し、既存の連絡体制や同報メール等により情報伝達を行う。

5-4. 注意喚起情報の伝達

市内において、気象の変化（「空が暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」などの積乱雲が近づく兆し）がみられ、かつ、竜巻発生確度ナウキャストで、市内が「発生確度2」の範囲に入った場合には、市民に対しきらり川口情報メール等で情報伝達を行う。

5-5. 竜巻発生情報の伝達

市内及び周辺において、竜巻が発生したことを確認した場合は、市民に対し防災行政無線や緊急速報メール等で次の情報伝達を行う。

- 竜巻の発生
- 市民の対処行動

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

第3節 危険物等災害対策計画

本計画では、ガソリンなど石油類をはじめとした危険物、生物剤及び化学剤、高圧ガス、火薬類、毒物及び劇物の漏えい・流出、火災、爆発等の事態が発生した場合における本市及び関係機関の役割を規定することにより、災害発生時の活動を円滑化し、市民の被害を最小限に留めることを目的とする。

なお、震災、風水害に起因する危険物等災害への対策は、「5. 応急対策」を参照する。

また、県警察本部は、警察官職務執行法第4条の規定により、被害防止措置をとることができるとされている。

第1部
総則

第2部
災害予防編

第3部
災害応急対策編

第4部
災害復旧・復興編

第5部
その他対策編

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

1. 災害の想定

| 危険物等災害の種類 | 想定される状態 |
|-----------|--|
| 危険物災害 | <p>本計画において危険物とは、「消防法」第2条に定義するものをいう。</p> <p>近年、全国的に危険物施設の老朽化に伴う火災・漏えい事故の増加が懸念されている。</p> <p>本計画では、消防法により規制を受ける危険物施設で事故等が発生し、危険物の漏えい・流出により火災・爆発、若しくは有毒ガスの発生又は危険性がある状態を想定する。</p> |
| 生物剤・化学剤災害 | <p>(1) 生物剤</p> <p>本計画において生物剤とは、「細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律」第2条に定義するものをいう。</p> <p>本計画では、食品、動物あるいは昆虫を媒介とし、本市において人への感染若しくは感染の危険性がある状態を想定する。</p> <p>なお、感染症（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条の定義に基づく）の予防及び対策に関しては、「川口市新型インフルエンザ等対策行動計画」等の対策計画に基づき実施するものとし、本計画の対象からは除外する。</p> <p>(2) 化学剤</p> <p>本計画において化学剤とは、化学兵器に用いられる、その有する毒性や刺激性などによって人体に害を及ぼす化学物質をいう。</p> <p>本計画では、気体・液体状態で漏えい・飛散、若しくは化学剤成分輸送中のタンクローリー等の事故による漏えい・飛散により、多数の死傷者が発生又は発生するおそれがある状態を想定する。</p> |
| 高圧ガス災害 | <p>本計画において高圧ガスとは、「高圧ガス保安法」第2条に定義するものをいう。</p> <p>本計画では、高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス関係の事業所に災害が発生、又は発生の危険性がある状態を想定する。</p> |
| 火薬類災害 | <p>本計画において火薬類とは、「火薬類取締法」第2条に定義するものをいう。</p> <p>本計画では、火薬類取締法により規制される火薬類が火災・爆発等の危険な状態にある場合を想定する。</p> |
| 毒物・劇物 | <p>本計画において毒物・劇物とは、「毒物及び劇物取締法」第2条に定義するものをいう。</p> <p>本計画では、毒物及び劇物取締法により規制される取扱施設に事故が発生し、毒物・劇物が漏えい（水道施設への混入など）することにより、多数の市民に危険が生ずるおそれがある場合を想定する。</p> |

第1部
総則第2部
災害予防編第3部
災害応急対策編第4部
災害復旧・復興編第5部
その他対策編

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

2. 被害の想定

火災・爆発を伴う災害（危険物、高圧ガス、火薬類）においては、一般的な火災よりも被害が甚大となる可能性が高く、被害地域が広大となるおそれがある。

有毒ガス等により身体的な異常を生ずる災害（危険物、生物剤・化学剤、毒物・劇物）においては、当該物質の性状により被害の影響も様々であり、災害発生時の状況によっては被害が複雑多様化、広域化する危険性がある。

医療機関においても高度な専門性が要求され、当該物質の性状によっては市内医療機関での対応が困難な場合がある。

また、発災時の一次的な被害に加え、被災者の後遺症、水質・土壌汚染など、長期的な対応が必要とされる。

3. 活動体制

3-1. 市及び関係機関の業務大綱

本市及び関係機関の業務の内容は次のとおりである。

表 危険物等災害に係る市及び関係機関の業務の大綱

| 関係機関 | 実施内容 |
|---|---|
| 市（危機管理部、消防局、理財部、市民生活部、環境部、経済部、保健部、医療センター、上下水道局） | <ul style="list-style-type: none"> 被害情報の収集 火災警戒区域、消防警戒区域の設定 対応可能医療機関への搬送 断水措置（水道への混入の場合） 汚染物質の除去 環境回復 市民の健康調査 |
| 県（危機管理防災部、保健医療部、警察本部） | <ul style="list-style-type: none"> 県は、県内に人身被害が発生したときは、法令又は県防災計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県の他の執行機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る事故災害応急対策を速やかに実施する。 本市及び指定地方公共機関が処理する事故災害応急対策計画の実施を助け、かつ、総合調整を行う。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> 消防機関等に対する事故発生通報 事故発生現場及び周辺地域の避難の実施 消火、流出抑制、拡散防止等初期対応 二次災害の防止 |

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

3-2. 職員動員計画

配備体制は、次のフローに基づき決定する。

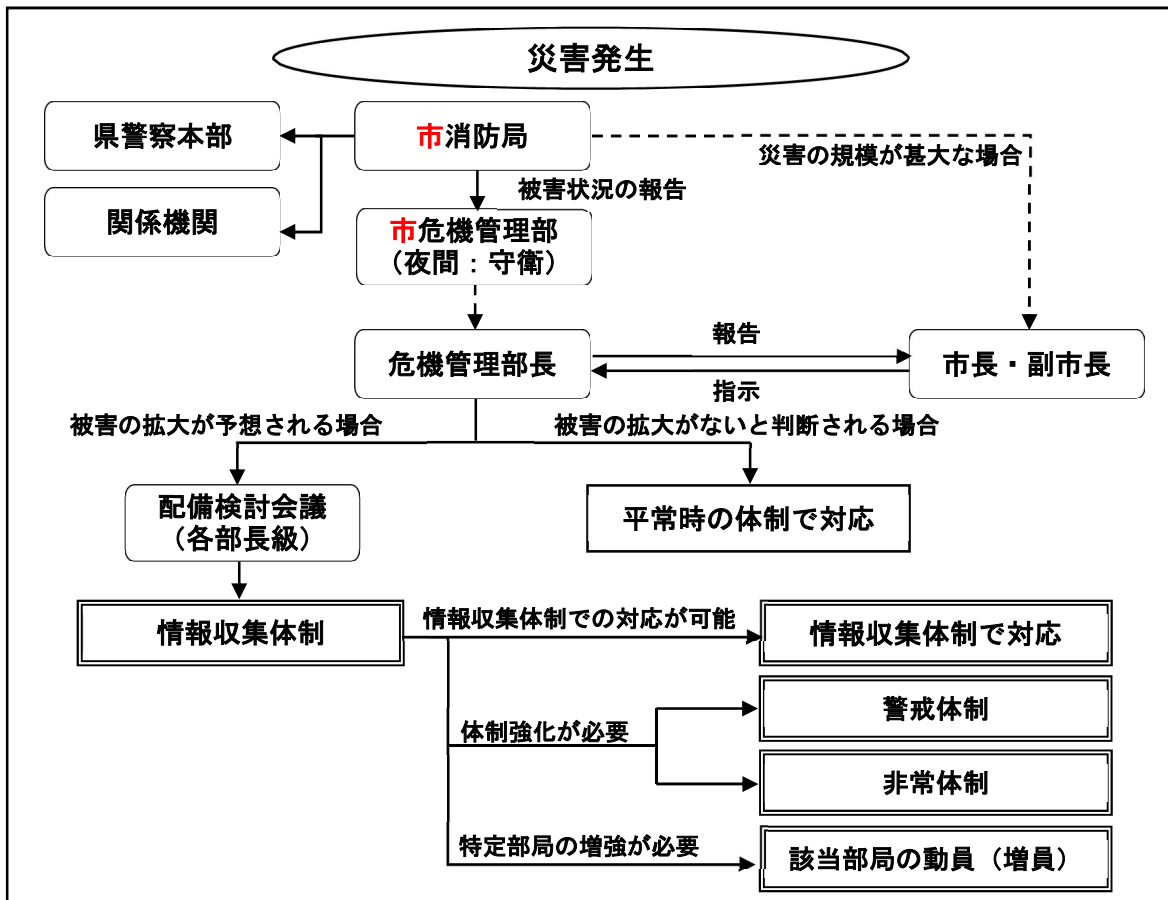


図 危険物対策配備体制決定フロー

3-3. 情報収集・伝達系統

危険物等災害対策に係る情報収集・伝達系統は次のとおりとする。

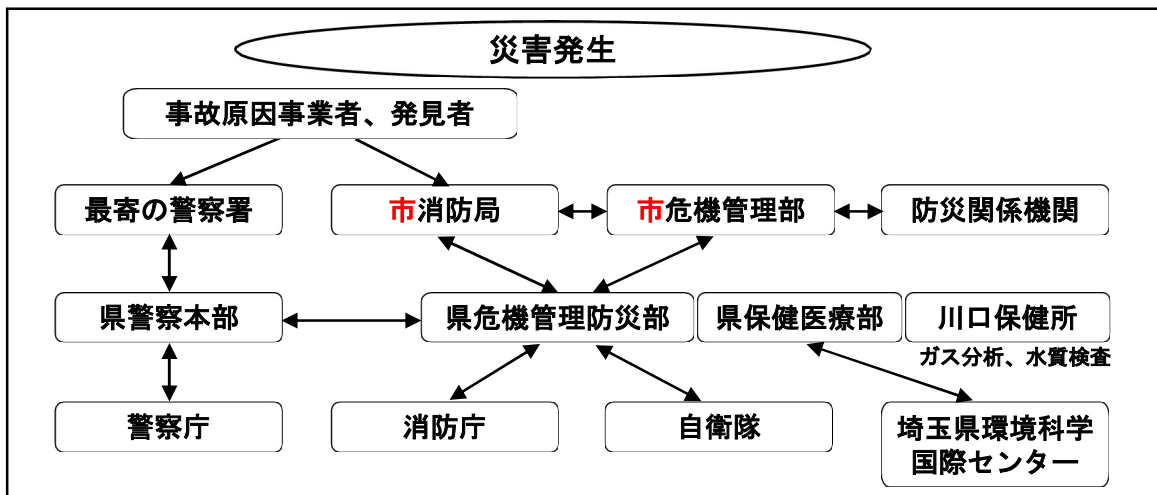


図 危険物・高圧ガス・火薬類・毒物・劇薬災害に係る情報収集・伝達系統

第1部 総則

第2部 災害予防編

第3部 災害応急対策編

第4部 災害復旧・復興編

第5部 その他対策編

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

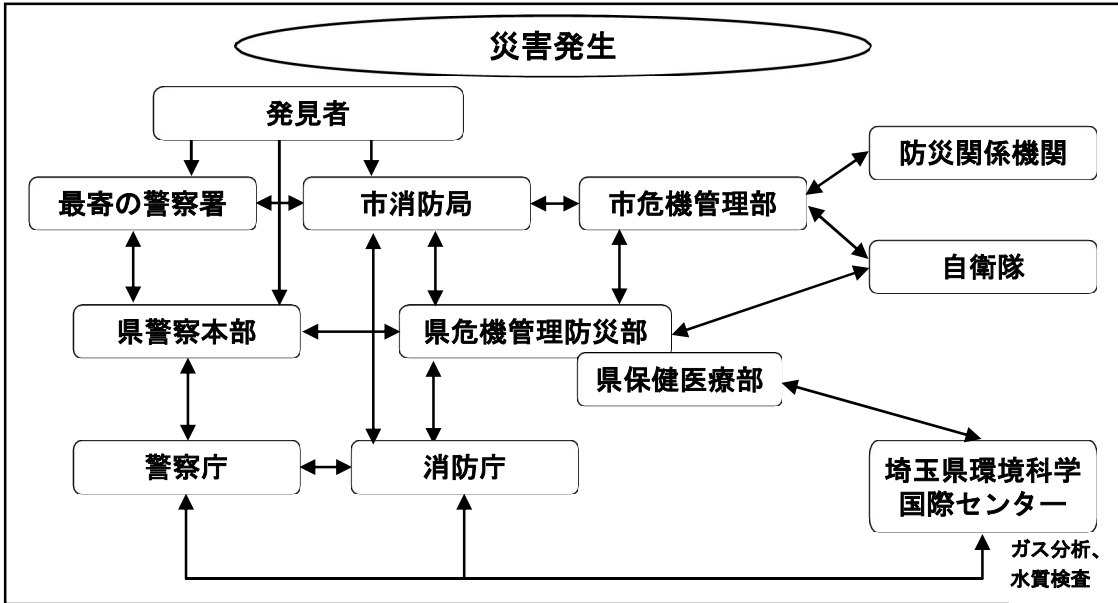


図 生物剤・化学剤災害に係る情報収集・伝達系統

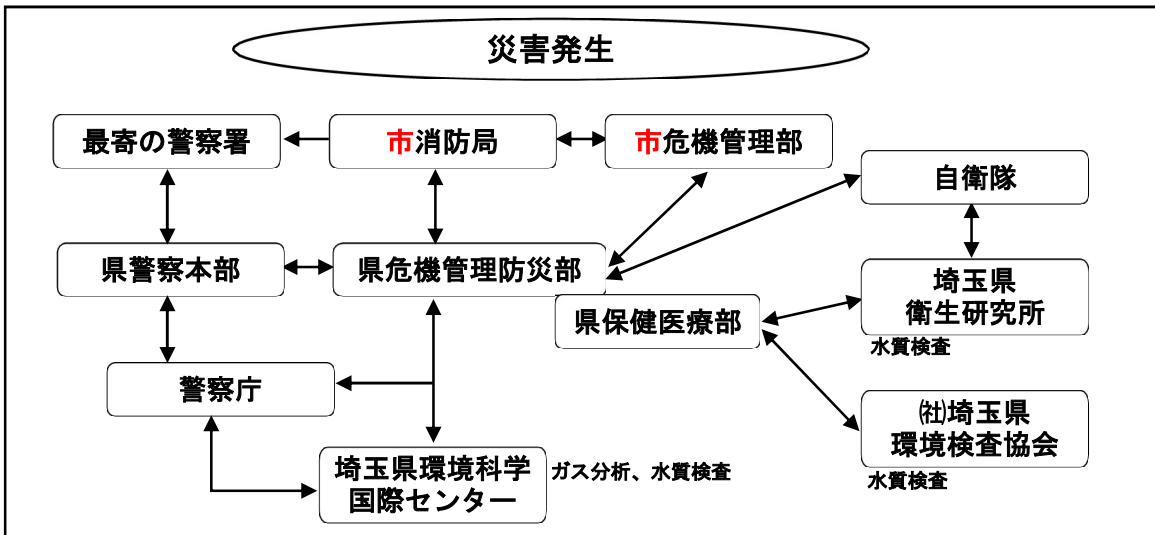


図 生物剤・化学剤災害による人身被害の原因究明のための情報収集・伝達系統

第1部 総則

第2部 災害予防編

第3部 災害応急対策編

第4部 災害復旧・復興編

第5部 その他対策編

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

4. 予防対策

4-1. 危険物災害予防対策

危険物災害予防対策の内容を次に示す。

| 区分 | 予防対策 |
|--------------|--|
| 事業所に対する保安指導 | <p>本市は、市内に立地する危険物製造所の位置、構造及び設備が、消防法、危険物の規制に関する政令等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するよう、施設管理者に対して指導する。</p> <p>また、定期的に立入検査を励行して、危険物等保有施設の状態及び管理状況を把握する。危険物保安監督者等の啓発については次の対策を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物保安監督者の選任、解任の届出を指導徹底させる。 ・危険物の取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。 ・法定講習会等の保安教育を徹底する。 ・施設の管理に万全を期するため危険物施設保安員等の選任を指導する。 ・危険物等の取扱いの安全確保のため予防規程の作成遵守を指導する。 ・危険物施設における防災教育、訓練の実施を指導する |
| 職員に対する防災教育 | <p>危険物に起因する火災・爆発等の発生や、毒性物質の発生・拡散状態、周辺施設に与える危険性の有無及び警戒区域設定の範囲等を把握するべく、調査研究に努める。</p> |
| 関係機関との協力体制構築 | <p>本市は、県の担当部局、警察等と平常時より災害発生時の体制構築に関する協議を行う。</p> <p>また、市内の当該施設管理者に対して迅速な初動対応体制の構築に関する指導を行う。</p> |

第1部

総則

第2部

災害予防編

第3部

災害応急対策編

第4部

災害復旧・復興編

第5部

その他対策編

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

4-2. 生物剤・化学剤災害予防対策

炭疽菌等の生物剤や、サリン、VX ガス等の化学剤災害発生時に、的確な対策活動が早期に行えるよう、次により生物剤・化学剤の調査のための体制を整備する。

| 区分 | 予防対策 |
|--------------|---|
| 連絡体制の確立 | 本市は、関係機関との連絡体制を構築するとともに、県外の専門施設（つくば中毒情報センター等）や民間検査機関との緊急連絡体制に関する検討を行う。 |
| 文献等の資料整備 | 本市は、災害発生後の活動を迅速かつ的確に実施するため、生物剤・化学剤に関する文献等資料を整備する。 |
| 特殊資機材の整備 | 化学防護服、防毒衣、空気呼吸器、測定器具等、生物剤・化学剤災害対策用資機材の定期的な外観点検、機能点検を実施する。 |
| 医療体制の確保 | 市内及び県内において、解毒剤の確保などを行っている対応可能医療機関をあらかじめ確認し、災害発生時の搬送・受入れ体制整備に努める。 |
| 職員に対する防災教育 | 生物剤・化学剤の性状、周辺地域に与える危険性及び警戒区域の設定範囲等を把握すべく、調査研究に努める。 |
| 関係機関との協力体制構築 | 本市は、県の担当部局、警察等と平常時より災害発生時の体制構築に関する協議を行う。また、市内の集客施設等、不特定多数の人の集まる施設の管理者に対して迅速な初動対応体制の構築に関する指導を行う。 |

4-3. 高圧ガス災害予防対策

高圧ガス災害予防対策の内容を次に示す。

| 区分 | 予防対策 |
|--------------|--|
| 事業所に対する保安指導 | 本市は、高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査又は基準適合命令を行い、災害の発生を防止し公共の安全を確保するため、経済産業大臣、警察及び県との必要な情報交換等密接な連携のもとに、防災上の指導を行う。 また、県が埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携し開催する各種講習会等に関し、市内事業者の参加を促すとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故情報等の資料を配付するなど防災上の指導を行う。 |
| 職員に対する防災教育 | 災害発生時の高圧ガスに起因する火災・爆発等の発生、周辺施設に与える危険性の有無及び警戒設定の範囲等を把握すべく、調査研究に努める。 |
| 関係機関との協力体制構築 | 本市は、県の担当部局、警察等と平常時より災害発生時の体制構築に関する協議を行う。また、市内の当該施設管理者に対して迅速な初動対応体制の構築に関する指導を行う。 |

第1部
総則第2部
災害予防編第3部
災害応急対策編第4部
災害復旧・復興編第5部
その他対策編

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

4-4. 火薬類災害予防対策

火薬類災害予防対策の内容を次に示す。

| 区分 | 予防対策 |
|------------------|---|
| 火薬類取扱事業者に対する保安指導 | 本市は、火薬類の製造、販売、貯蔵、消費及びその他の取扱いを火薬類取締法の基準に適合するよう指導又は措置命令を行い、災害の発生を防止し公共の安全を確保するため、経済産業大臣、警察及び県との必要な情報交換等密接な連携のもとに、防災上の指導を行う。 また、県が埼玉県火薬類保安協会と連携し開催する火薬類取締保安責任者講習会等に関し、市内事業者の参加を促すとともに、社団法人全国火薬類保安協会の作成した事故情報等の資料を配付するなど防災上の指導を行う。 |
| 職員に対する防災教育 | 災害発生時の火薬類に起因する火災・爆発等の発生、周辺施設に与える危険性の有無及び警戒区域設定の範囲等を把握するべく、調査研究を行う。 |
| 関係機関との協力体制構築 | 本市は、県の担当部局、警察等と平常時より災害発生時の体制構築に関する協議を行う。また、市内の当該施設管理者に対して迅速な初動対応体制の構築に関する指導を行う。 |

4-5. 毒物・劇物災害予防対策

毒物・劇物災害予防対策の内容を次に示す。

| 区分 | 予防対策 |
|--------------|---|
| 事業所に対する保安指導 | 毒物・劇物の製造、輸入、販売、取扱いについて、毒物及び劇物取締法に基づく指導及び立入検査等を行い、災害の発生を防止し公共の安全の確保を図るため、警察及び県との必要な情報交換等密接な連携のもとに、防災上の指導を行う。 また、県が埼玉県毒物劇物協会と連携し開催する毒物劇物安全管理講習会等に関し、市内事業者の参加を促すとともに、毒物・劇物の適正管理等について防災上の指導にあたる。 |
| 医療体制の確保 | 市内及び県内における対応可能医療機関をあらかじめ確認し、災害発生時の搬送・受入れ体制を構築する。 |
| 職員に対する防災教育 | 毒物・劇物に起因する毒性物質、周辺地域に与える危険性の有無及び警戒区域設定の範囲等を把握するべく、調査研究を行う。 |
| 関係機関との協力体制構築 | 本市は、県の担当部局、警察等と平常時より大規模災害発生時の体制構築に関する協議を行う。また、市内の当該施設管理者に対して迅速な初動対応体制の構築に関する指導を行う。 |

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

5. 応急対策

5-1. 災害応急活動の業務分担

危険物等災害発生時における主な防災関係機関の業務分担は、次表による。

表 危険物等災害発生時における主な防災関係機関の業務分担表

| 主な活動 | 関係機関 | 事業者 | 消防局 | 市 |
|----------|------|-----|-----|---|
| 通報 | | ◎ | ○ | |
| 初期消火・避難等 | | ◎ | | |
| 情報収集 | | ○ | ◎ | ○ |
| 警戒区域の設定 | | ○ | ◎ | |
| 人命検索・救助 | | ○ | ◎ | |
| 消火活動 | | ○ | ◎ | |
| 避難誘導 | | ○ | ◎ | ○ |
| 救急・救護活動 | | ○ | ◎ | ○ |
| 処理等応急措置 | | ○ | ◎ | |
| 環境回復 | | ○ | ○ | ◎ |
| 現場広報 | | ○ | ◎ | |
| 一般広報 | | ○ | ○ | ◎ |
| 被害情報のまとめ | | ○ | ○ | ◎ |

◎：各活動を主として実施する機関（主務機関）

○：協力機関であり、主務機関が現場に到着後はその指示又は要請に従う

5-2. 危険物災害応急対策計画

(1) 施設管理者の実施する応急対策

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講ずるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。

また、施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講ずる。

- ・危険物の流出及び拡散を防止する。
- ・流出した危険物を除去、中和する。
- ・初期消火活動を行う。
- ・従業員又は周辺市民へ退避警告を行う。
- ・災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な措置を実施する。
- ・その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置を実施する。

(2) 消防活動

ア 災害実態の把握

本市は、火災が発生した場合、何が火災の原因となっているか、当該物質はどのような状況になっているかを早期に把握し、活動方針を決定する。

また、危険物施設における火災は、火災の原因となっている物質や二次災害を引き起こす可能性のある物質の特性により対応が異なるため、物質に関する情報を重点的に収集する。

第1部
総則

第2部
災害予防編

第3部
災害応急対策編

第4部
災害復旧・復興編

第5部
その他対策編

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

実態把握にあたっては、既往事例、事前に作成した警防計画、関係者からの屋内状況の聞き取りなど、多面的な情報収集を実施するとともに、必要に応じて専門的知識を有する者に助言を求める。

イ 危険性の測定

引火・爆発物質及び人体への危害物質の危険性を把握するため、危険物施設における火災を覚知した際には、危険性の把握に努め、爆発等の防止措置を講ずる。

ウ 二次災害の防止

本市は、消火活動と平行して流出物の拡散・飛散を抑制し、爆発、水との反応による燃焼及び有毒ガスの発生等の二次災害を防止する。

特に公共下水道や河川への流入など、広範囲な被害が予想される箇所においては、早期に拡散防止措置を講ずる。

(3) 警戒区域の設定

消防法第23条の2及び第28条に基づく火災警戒区域及び消防警戒区域の設定は、周辺市民の安全を確保するため、消防機関に属する者が早期に設定する。

設定にあたっては、安全を考慮して広めに設定し、風向などの気象条件、周囲の地形などに注意し、常時複数の測定器で測定しながら状況に応じて区域の拡大・縮小を行う。

火災・消防警戒区域を設定した場合は、周辺市民に設定理由、範囲、時間、指示などを拡声器などにより広報し、拡大・縮小・解除した場合も同様の措置を講ずる。

なお、市長、警察官、自衛官等が警戒区域を設定する場合は、第3部 災害応急対策編に準じる。

(4) 流出危険物の除去

危険物取扱施設における事故や道路災害に係わる事故等により、市内河川等に危険物が流出した場合、本市は、速やかに危険物の拡散防止に努め、除去作業を行う。

(5) その他

災害発生時の救出・救助活動、医療救護活動、緊急交通・輸送対策、避難誘導、応援要請等に関しては、第3部 災害応急対策編に準じる。

5-3. 生物剤・化学剤災害応急対策計画

(1) 原因物質の特定

被害発生直後は、原因物質の特定が不可能な状況が想定されるため、本市は、生物剤・化学剤による災害の可能性のある通報を受けた場合、検知・測定資機材を活用して原因物質の簡易検知活動を実施するとともに、必要に応じて関係機関、民間検査機関等に協力を要請する。

また、現場における検知・測定資機材の活用のほか、文献資料、インターネット、専門家へのヒアリング等、多面的な情報収集により原因物質特定に万全を期す。

特に、負傷者に次の症状が見られる場合は、生物剤・化学剤災害の可能性を考慮する。

第1部
総則

第2部
災害予防編

第3部
災害応急対策編

第4部
災害復旧・復興編

第5部
その他対策編

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

表 負傷者の症状確認等の留意点

| 区分 | 生物剤 | 化学剤 |
|--------|--|--|
| 負傷者の症状 | <ul style="list-style-type: none"> 一般的に潜伏期間があるため、感染者の症状から確認することは難しい | <ul style="list-style-type: none"> 気分が悪い 目がちかちかする のどが痛い |
| 現場の状況 | <ul style="list-style-type: none"> 「白い粉」等が確認されている | <ul style="list-style-type: none"> 付近に有色の気体が漂っている 刺激臭などの臭気を感じる |

(2) 医療救護活動

ア 医療救護体制の確立

災害発生現場からの検知結果等の情報を直ちに関係機関、医療機関に伝達し、対応体制の整備を要請するなど、医療救護体制を確立する。

イ 応急救護所の設置

負傷者が多数に上り、必要と認められるときは発災現場付近（発災現場の風上方向）に**応急救護所**を設置し、トリアージ等を実施する。

応急救護所の設置にあたっては、消防警戒区域内の曝露及び感染の恐れのない場所に設置し、警戒区域外での二次被害を予防する。

応急救護所における救護活動は、医師会及び医療機関等に対して、医師、看護師等により編成する医療救護チームの派遣を要請し、実施する。

ウ 医薬品の確保

県及び医療機関と協力し、各種解毒剤（例：サリン等の神経剤であれば硫酸アトロピンやジアゼパム等、炭疽菌であれば抗生物質等）を確保する。

(3) 消防活動

災害発災時の状況や発生場所などの情報により生物剤・化学剤の可能性がある場合、対策要員は化学防護服、防毒衣、空気呼吸器、検知・測定**資機材**等を装着・携行し、応急活動を実施するとともに、警察及び自衛隊（県を通じた要請）に対する応援要請を行う。

(4) 警戒区域の設定

発災現場周辺における被害拡大を防止するため、消防法 23 条の 2 及び第 28 条に基づく発災現場付近における火災警戒区域、消防警戒区域の設定は、消防機関に属する者が早期に実施する。

火災警戒区域、消防警戒区域の設定にあたっては、倒れている又はうずくまっている人、小動物の死骸、枯木草などが確認できる場所を起点とし、検知器等による検知結果、風向、排気口の位置（閉鎖施設内における発災）等発災時の状況や、救護所に必要なスペースなどを勘案して設定する。

なお、市長、警察官、自衛官等が警戒区域を設定する場合は、第 3 部 災害応急対策編に準じる。

(5) 健康診断等の実施

本市は、発災現場付近の市民を中心とし、必要に応じて健康調査を実施し、市民の健康維持と人心の安定を図る。特に生物剤の場合、感染直後に発症しない、潜伏期間のある物質がほと

第1部
総則

第2部
災害予防編

第3部
災害応急対策編

第4部
災害復旧・復興編

第5部
その他対策編

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

などであるため、健康診断の受診を広く呼びかける。

また、公共施設等に臨時相談室を設置し、当該物質の人体への影響、健康状態、心理状態などに関する相談を受け付ける。相談室の開設にあたっては、国、県に対して専門家の派遣を要請する。

(6) 汚染除去作業

本市は、県及び自衛隊の実施する汚染除去作業に協力し、速やかに生物剤若しくは化学剤の拡散を防止し、除去作業を行う。

(7) その他

災害発生時の避難誘導、広報活動、緊急輸送等に関しては、第3部 災害応急対策編に準じる。

5-4. 高圧ガス災害応急対策計画

(1) 施設管理者の実施する措置

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス関係の事業所に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は、二次災害を引き起こすおそれがあることから作業は必ず中止し、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、市民の安全を確保するため退避させるなどの措置を講ずるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。

また、高圧ガス保安法第39条に基づく緊急措置命令を知事が発した場合、同法に定められた措置を講ずる。

施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にして次の措置を講ずる。

ア 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。

イ 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になった時は、直ちに充てん容器は安全な場所に移す。

ウ ア、イに掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて付近の市民に退避するよう警告する。

エ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。

オ その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置を実施する。

(2) 消防活動、警戒区域の設定

「危険物災害応急対策計画」の「消防活動」及び「警戒区域の設定」に準じた消防活動及び警戒区域の設定を実施する。

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

5-5. 火薬類災害応急対策計画

(1) 火薬類取扱事業者の実施する措置

火薬類が火災、水災等により危険な状態になった場合においては、その後において二次的大災害を起こすおそれがあることから、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当面の責任者に応急の措置を講ぜしめるとともに、速やかに警察官、消防吏員、消防団員等のうち最寄りの者に届け出る。

火薬類取扱事業者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして、速やかに次の措置を講ずる。

- ・火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- ・道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を附近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。
- ・その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置を実施する。

(2) 消防活動、警戒区域の設定

「危険物災害応急対策計画」の「消防活動」及び「警戒区域の設定」に準じた消防活動及び警戒区域の設定を実施する。

5-6. 毒物・劇物災害応急対策計画

(1) 施設管理者の実施する措置

毒物・劇物取扱施設に係わる災害が発生し、不特定、又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、施設管理者が、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講ずる。

なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の特殊災害部隊(毒劇物対応隊)により、応急措置を講ずる。

また、施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

- ・毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の措置を講ずる。
- ・災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講ずる。
- ・毒物・劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。
- ・その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置を実施する。

(2) 水道・河川汚染対策

毒物・劇物の混入により、市内の水道や河川が汚染された場合、本市は次の措置を講ずる。

なお、断水時の給水等に関しては「水質事故対策マニュアル」を準用する。

ア 水道の汚染対策

- ・水質検査を実施し、水道水の汚染状況、被害区域を確認し、断水措置を講ずる。
- ・市民の健康被害の発生及び拡大を防止するため、汚染のおそれがある水道施設を洗浄するとともに応急給水を行う。
- ・水質検査により安全を確認する。なお、安全が確認されるまで応急給水を継続する。
- ・関係地域の市民に対し、飲料水の安全が確保されるまでの間、水道水を使用しないよ

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

う広報を行う。

イ 河川の汚染対策

- 水質検査を実施し、汚染状況、被害の範囲を確認する。
- 可能な限り中和措置、拡散抑制措置を講ずる。
- 市民に対して汚染河川の状況を周知する。

(3) その他

その他の災害対策（原因物質の特定、医療救護活動、消防活動、警戒区域の設定、健康診断等の実施、汚染除去作業など）は、「生物剤・化学剤災害応急対策計画」の該当項に準じて実施する。

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

第4節 放射性物質事故災害対策計画

本来、核燃料物質、放射性同位元素の取扱等を規制することは、国の所掌事務（医療機関については、一部県及び保健所設置市が所掌）であるが、本計画は、市内で放射性物質に係わる事故が発生した場合における市及び関係機関の役割を規定することにより、市民の被害を最小限に留めることを目的とする。

なお、本市内には原子力施設はないため、核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中の事故及び放射性同位元素取扱施設における災害を想定し、その他の放射性物質事故災害が発生した場合は本計画を準用する。

また、県警察本部は、警察官職務執行法第4条の規定により、被害防止措置をとることができるとされている。

1. 災害の想定

本市には原子力施設及び核燃料物質を使用している事業所はないが、医療機関等の放射性同位元素使用施設が多数あり、火災等の事故により周辺環境へ影響を与えることが想定される。

また、本市を通じた核燃料物質の輸送中の事故により、放射性物質が大気中に拡散した場合を想定する。

さらに、本市には原子力施設はないが、福島第一・第二原子力発電所、東海第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所及び浜岡原子力発電所といった、本市から比較的近い場所に原子力発電所が立地しており、原子力発電所の事故により放射性物質が大気中に拡散すること等が予想される。

なお、輸送中の物質は、低濃縮ウランや六フッ化ウランなどのA型輸送物（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年12月28日総理府令第57号））を主として想定するが、対策を講じるにあたり、より危険性の大きいBM型・BU型輸送物（同規則）も視野に入れる。

2. 被害の想定

放射性物質事故の場合、一般的な災害と異なり直接五感で覚知することができないため、被ばく危険、汚染の発生など、長期的な被害を生ずる。

また、風評被害が極めて大きく、市民への心理的影響、事業活動への影響などが懸念される。

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

3. 活動体制

3-1. 市及び関係機関の業務大綱

放射性物質事故災害発生時における主な防災関係機関の業務分担は、次表による。

表 放射性物質事故災害に係る市及び関係機関の業務の大綱

| 関係機関 | 実施内容 |
|---------------------------------------|---|
| 市（危機管理部、消防局、環境部、経済部、保健部、医療センター、上下水道局） | <ul style="list-style-type: none"> ・被害情報の収集 ・消防警戒区域の設定 ・退避・避難情報の発令 ・緊急被ばく医療機関への搬送 ・飲料水、飲食物の摂取制限 ・汚染物質の除去 ・環境回復 ・市民の健康調査 |
| 県（危機管理防災部、保健医療部、農林部、企業局、警察本部） | <ul style="list-style-type: none"> ・国に対する専門家、医療関係者等の支援要請 ・緊急被ばく医療機関への搬送 |
| 原子力事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・国、県、市その他関係機関に対する事故発生通報 ・事故発生現場周辺の避難の実施 ・放射線危険区域の設定 ・現場の放射線モニタリングの実施 ・汚染物質の除去、環境回復 |

3-2. 職員動員計画

配備体制は、危険物等災害対策の配備体制決定フローに準じて決定する。

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

3-3. 情報収集・伝達系統

放射性物質事故災害対策に係わる情報収集・伝達系統は次のとおりとする。

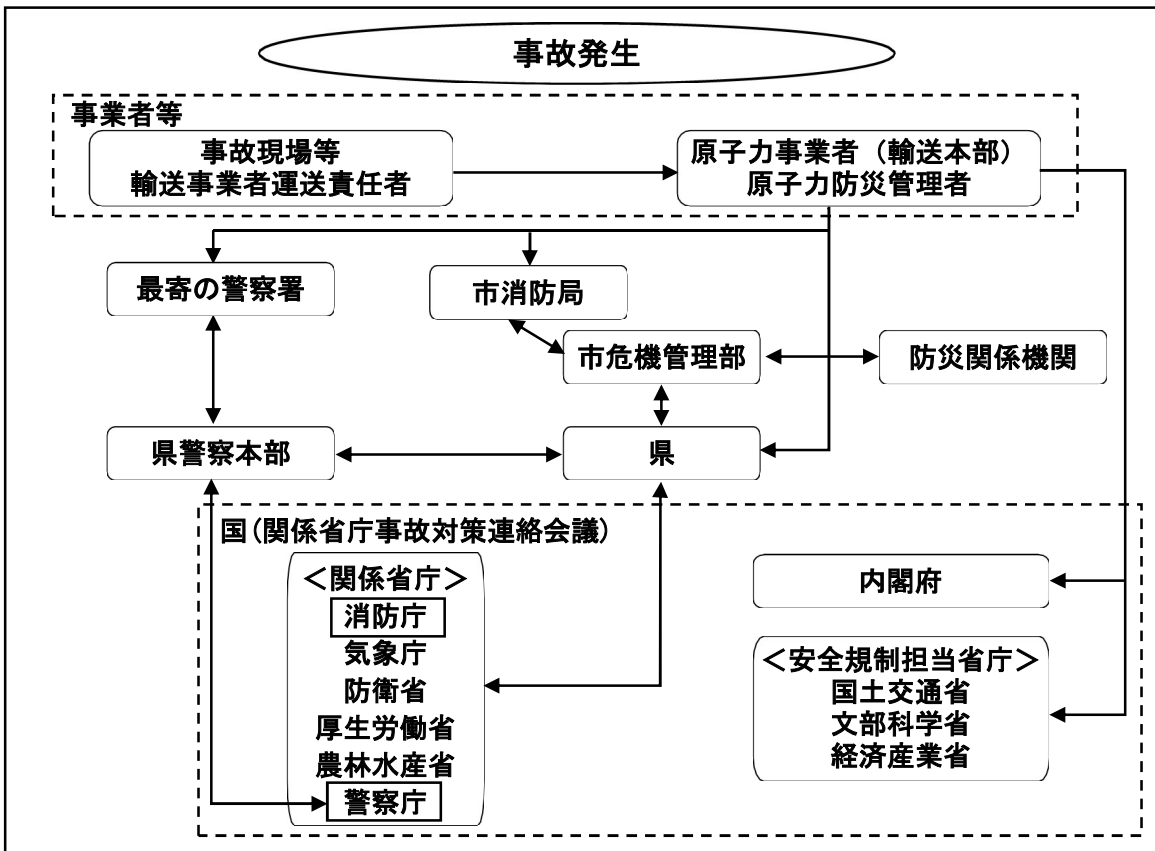


図 核燃料物質等輸送時の事故（特定事象）発生時に係る連絡系統

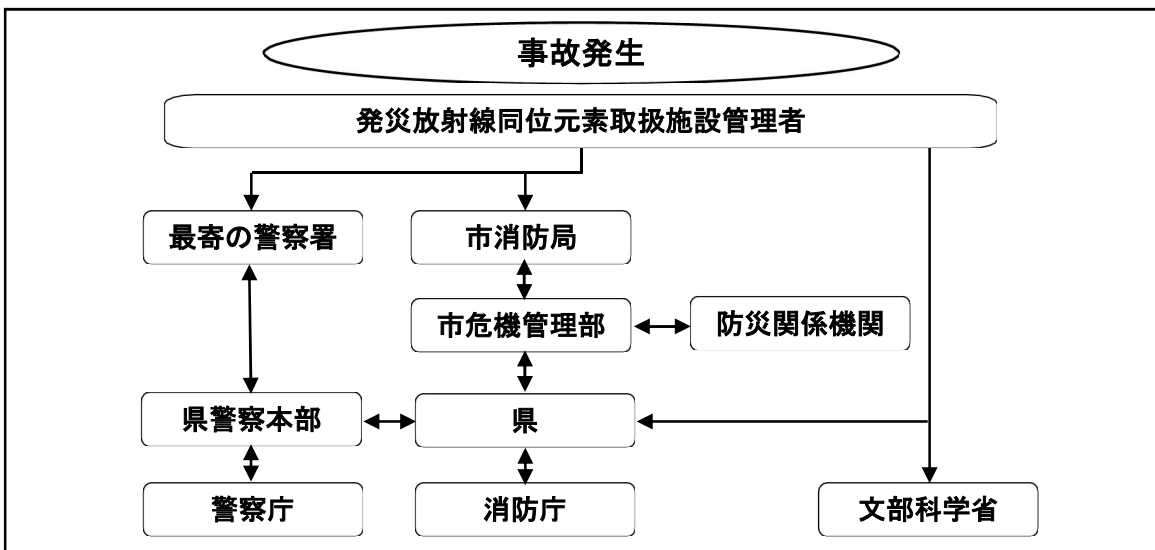


図 放射性同位元素取扱事業所での事故発生の場合に係る連絡系統

第1部 総則

第2部 災害予防編

第3部 災害応急対策編

第4部 災害復旧・復興編

第5部 その他対策編

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

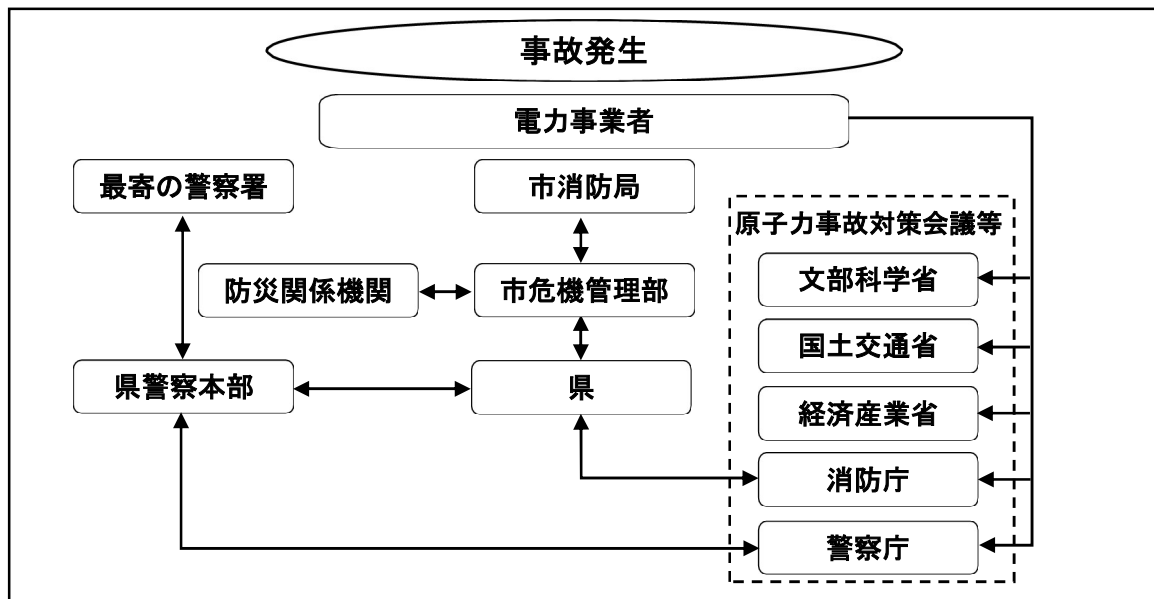


図 原子力発電所の事故発生の場合における連絡系統

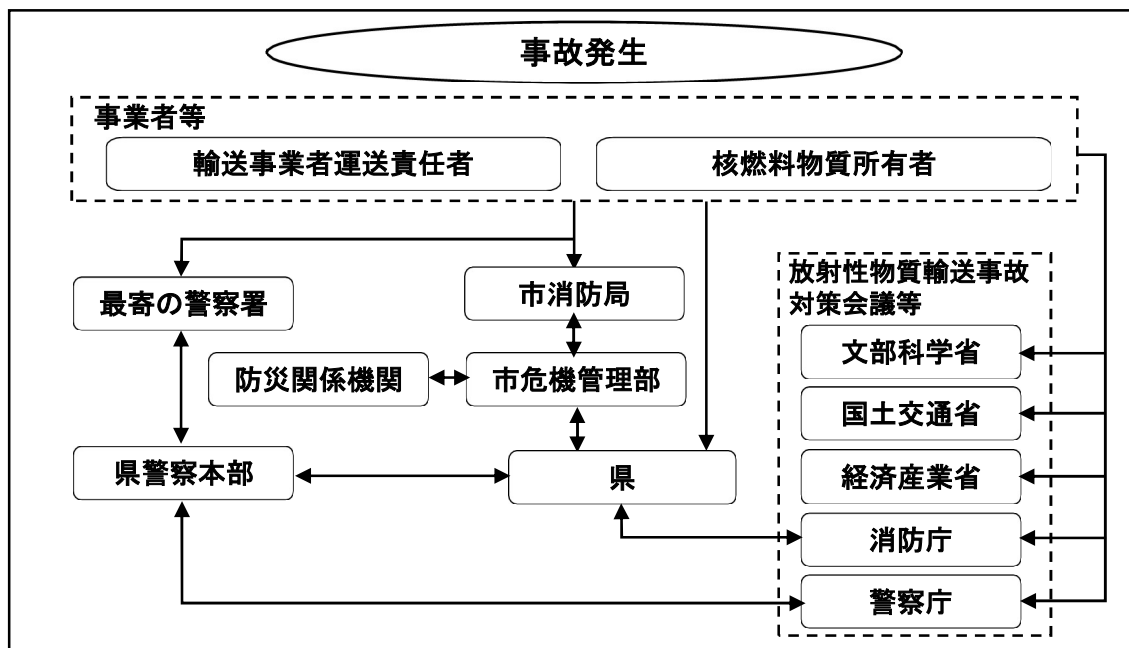


図 特定事象に至らない場合における連絡系統

第1部 総則

第2部 災害予防編

第3部 災害応急対策編

第4部 災害復旧・復興編

第5部 その他対策編

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

4. 予防対策

4-1. 情報収集・連絡体制の確立

(1) 情報収集・連絡系統の整備

本市は、国、県、周辺市・区、警察本部と協働し、核燃料物質取扱事業者・輸送事業者（以下「輸送事業者」という）及び放射性同位元素取扱施設管理者（以下「施設管理者」という）等（以下「原子力事業者」という）と協議し、事故発生時における情報収集体制及び相互の連絡系統に関する体制を構築する。

その際、夜間、休日であっても対応可能な体制とする。

(2) 情報分析・整理体制の確立

本市は、情報の的確な分析・評価を行うために、必要に応じて県に対する専門家の派遣要請ができるよう、県との連携を図る。

4-2. 災害応急体制の整備

(1) 原子力事業者に対する指導

本市は、市内の原子力事業者に対し、法令遵守に関する指導を実施する。

(2) 緊急被ばく医療体制の整備

ア 緊急被ばく医療可能施設の事前把握

本市は、あらかじめ市内及び県内の医療機関に関して、県と協力し、放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する施設・整備等の有無について把握する。

また、必要に応じて県外の二次被ばく医療機関及び三次被ばく医療機関との連携を図るため、県と広域被ばく医療体制に関する協議を行う。

イ 被ばく検査体制の整備

本市は、県の行う県医療機関に関する検査体制構築に協力し、県内医療機関における放射性物質付着検査等の検査体制を把握する。

ウ 傷病者搬送体制の整備

被災者の搬送にあたっては、被ばく者を早急に対処可能な医療機関に搬送する必要があることから、市内あるいは県内医療機関に加え、二次・三次被ばく医療機関への搬送体制構築に関し、県と協議を行う。

また、救急隊員の二次汚染防止と、汚染の拡大を防ぐため、簡易防護服等の整備を行う。

(3) 防護資機材の整備

本市は、県と協力し、放射線測定機材、防護資機材等を整備する。

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

(4) 防災教育の実施

本市は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、防災関係職員及び市民に対し、次の事項についての教育、知識の周知を実施する。

- ・放射線及び放射性物質の特性に関すること
- ・放射線防護に関すること
- ・放射線による健康への影響に関すること
- ・放射性物質事故発生時に本市がとるべき措置に関すること
- ・放射性物質事故発生時に市民がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ・防災上必要な設備機器についての知識に関すること（防災関係職員）
- ・その他必要と認める事項

(5) 放射線量等の測定体制の整備

本市は、放射性物質事故が発生した場合に、市内各地点における放射線量等を測定する体制を整備する。

4-3. 核燃料物質輸送事故に関する予防対策

(1) 輸送事業者の行う予防対策

輸送事業者は、原子力関係法令を遵守し、安全管理に最大の努力を払い、災害発生防止のため必要な措置をとる。

ア 通報・連絡体制の整備

輸送事業者は、核燃料物質等の輸送中の不測の事態によって、放射性物質の漏えい等の緊急時に迅速な対応措置がとれるよう、事故発生時の連絡体制及び防災体制を強化する。

イ 教育・訓練

輸送事業者は、安全輸送を確保するため、その職員に対して、防災に関する教育・訓練を実施する。

(2) 市の行う予防対策

県より核燃料物質等の輸送に関する事前情報の連絡を受けた場合を想定し、その情報取扱い上の留意事項の確認や、災害発生に備えた体制の整備を行う。

4-4. 放射線同位元素取扱施設事故に関する予防対策

(1) 放射性同位元素取扱施設における予防対策

施設管理者は、何らかの要因により、放射性同位元素等の漏えい等放射線の発生による放射線障害のおそれが生じた場合に備え、迅速かつ円滑な対応がとれるよう、あらかじめ本市、県、国及び関係機関等との情報連絡体制の構築に努める。

(2) 市の予防対策

本市は、放射性物質に係わる防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性同位元素取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等を把握する。

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

5. 応急対策

5-1. 災害応急活動の業務分担

放射性物質事故災害発生時における主な防災関係機関の業務分担は、次表による。

表 放射性物質事故災害発生時における防災関係機関の業務分担

| 主な活動 | 関係機関 | 輸送事業者 施設管理者 | 国 | 消防局 | 市 |
|-------------------|------|----------------|---|-----|---|
| 通報 | | ◎ | | ○ | |
| 初動対応・避難等 | | ◎ | | | |
| 情報収集 | | ◎ | ○ | ○ | ○ |
| 放射能の検出 | | ◎ | ◎ | ○ | |
| 人命検索・救助 | | ◎ | ○ | ○ | |
| 放射線危険区域の設定 | | ◎ | ○ | ○ | |
| 避難誘導 | | ○ | ○ | ◎ | ○ |
| 救急・救護活動 | | ◎ | ◎ | ○ | |
| 放射性物質防除資機材 の調達 | | ◎ | ◎ | ○ | |
| 汚染者(物)の措置 | | ◎ | ◎ | ○ | ○ |
| 現場広報 | | ○ | ○ | ◎ | |
| 一般広報 | | ○ | ○ | ○ | ◎ |
| 被害情報のまとめ | | ○ | ○ | ○ | ◎ |

◎：各活動を主として実施する機関（主務機関）

○：協力機関であり、主務機関が現場に到着後はその指示又は要請に従う

5-2. 特定事象通報基準及び原子力緊急事態宣言発令基準

原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という）に基づく、「特定事象（原災法第 10 条第 1 項の規定により、原子力事業者による国、県・市等への通報が必要となる事象）」及び「原子力緊急事態宣言（特定事象発生後、異常な水準の放射線量が検出された場合などに、原災法第 15 条の規定により、内閣総理大臣が発令）」の通報基準及び発令基準は次のとおりである。

(1) 特定事象

ア 通報基準

表 原子力災害対策特別措置法施行令第 4 条に規定する基準

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 原子力事業所の境界付近の放射線測定設備により 5μSv/h 以上の放射線量が検出された場合 排気筒等通常放出現場で、拡散等を考慮した 5μSv/h 相当の放射性物質を検出した場合 管理区域以外の場所で、50μSv/h の放射線量か 5μSv/h 相当の放射性物質を検出した場合 輸送容器から 1m 離れた地点で 100μSv/h を検出した場合（次表参照） 臨界事故の発生又はそのおそれがある状態 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生した場合 |
|---|

第1部
総則第2部
災害予防編第3部
災害応急対策編第4部
災害復旧・復興編第5部
その他対策編

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

表 原子力事故通報基準：県

| 項目 | 基準 |
|-------|--|
| 遮へい性能 | <ul style="list-style-type: none"> 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に、輸送容器から 1m 離れた場所において、100 μ Sv/h 以上の放射線量が検出された場合。 火災、爆発その他これに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ、①の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い状態にある場合。 |
| 密封性能 | <ul style="list-style-type: none"> 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、輸送容器から放射性物質が漏えいする場合又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にある場合。(ただし、L型輸送物、IPI型輸送物を除く。) |

第1部
総則

第2部
災害予防編

第3部
災害応急対策編

第4部
災害復旧・復興編

第5部
その他対策編

イ 通報内容

放射性物質取扱事業者及び核燃料物質輸送事業者（以下「原子力事業者」という）は、特定事象が発生した場合、直ちに原災法施行規則に定める「第 10 条通報」様式により、また、その後は次の事項について、最寄の消防機関、警察署に通報するとともに、県、市、及び安全規制担当省庁などに通報する。

- ・ 特定事象発生の場所及び時刻
- ・ 特定事象の種類
- ・ 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況
- ・ 気象情報（風向・風速等）
- ・ 周辺環境への通報
- ・ 輸送容器の状態
- ・ 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
- ・ 応急措置
- ・ その他必要と認める事項

(2) 原子力緊急事態宣言

ア 発令基準

表 原子力災害対策特別措置法第 15 条に規定する基準

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所境界付近で 500 μ Sv/h を検出した場合 ・ 管理区域以外の場所、輸送容器から 1m 離れた地点で、それぞれ通報事象の 100 倍の数値を検出した場合（次表参照） ・ 原子炉の運転中に緊急炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生した場合において、すべての緊急炉心冷却装置の作動に失敗すること |
|--|

表 輸送中の事故に関する発令基準（埼玉県地域防災計画）

| 項目 | 基準 |
|-------|--|
| 遮へい性能 | <ul style="list-style-type: none"> 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に、輸送容器から 1m 離れた場所において、10mSv/h 以上の放射線量が検出された場合。 |
| 密封性能 | <ul style="list-style-type: none"> 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、A2 値の放射性物質が輸送容器から漏えいする場合又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にある場合。(ただし、L型輸送物、IPI型輸送物を除く。) |

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

イ 発令後の措置

内閣総理大臣により原子力緊急事態宣言が発令された場合、本市は、市災害対策本部を設置し（非常体制）、市長は原子力災害合同対策協議会の構成員として出席する。

また、原子力緊急事態解除宣言がなされた時、若しくは原子力災害の危険性が解消されたと認められる時は、市災害対策本部を閉鎖する。

5-3. 核燃料物質輸送事故応急対策

核燃料物質輸送事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合の防災活動は、一次的には輸送事業者が実施する。

(1) 輸送事業者の実施する措置

ア 通報

輸送事業者は、「特定事象」に該当する事象が発生した場合、直ちに国、県、市、警察機関、消防機関などに通報する。

イ 放射線測定

輸送事業者は、事故が発生した場合、放射性物質又は放射線量の放出による周辺環境への影響評価に資する観点から、環境放射線の緊急時モニタリングを実施し、市及び関係機関に通報する。

ウ 初動対応

輸送事業者は、携行した防災資機材を用いて直ちに次の措置を実施する。

また、上記措置の実施状況について市及び消防局及び関係機関（県、最寄りの警察署、道路管理者及び安全規制担当省庁）に文書を持って通報・連絡する。

なお、警察官、消防吏員、国の職員、専門家等の到着後は、必要な情報を提供し、協力して必要な措置を実施する。

- ・異常事態発生に伴う放射線モニタリング
- ・消火・輸送物への延焼防止、輸送物の移動による二次災害の防止
- ・汚染・漏えいの拡大防止対策及び除染
- ・放射線障害を受けた者、又は受けたおそれがある者の救出
- ・要員及び資機材の現場派遣
- ・他事業者への要員及び資機材の派遣要請
- ・その他放射線障害の防止のために必要な措置

エ 放射線危険区域の設定

輸送事業者は、放射線被ばく又は放射性物質による汚染の可能性のある場所において救出作業を行う者以外の不要な被ばくを避け、無用な汚染拡大を防止することを目的とし、放射線危険区域を設定する（原則として原子力事業者が設定）。

核燃料物質の輸送に関しては、「原子力施設等の防災対策について」（原子力安全委員会）において、仮に原子力緊急事態宣言発令に至る放射性物質漏えいがあった場合、一般公衆が半径15mの距離に10時間滞在した場合における被ばく量は概ね5ミリシーベルト(mSv)とされていることから、放射線危険区域の範囲は、原則として事故現場の半径15m程度とする。

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

また、放射線危険区域内における防災活動従事者及び使用した資機材並びに汚染された傷病者を除染する範囲として、放射線危険区域の外側に準危険区域を設定する。

輸送事業者は、消防局等と協力し、放射線危険区域内における対策要員を含めた進入規制を行うとともに、区域内から区域外へ移動する人員及び資機材等の汚染検査を実施する。

オ 汚染除去、環境回復

輸送事業者は、市及び関係機関と協力し、事態収束後事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行う。

(2) 市の実施する措置

ア 収集情報の整理

本市は、輸送事業者などが行う放射線量の緊急時モニタリングの結果について情報提供を受けるなど、放射性物質による周辺への影響について把握する。

イ 防災体制の構築

本市は、輸送事業者及び県と連絡をとり、防災体制の構築に努めるとともに、必要に応じて県を通じて国に専門家の派遣を要請する。

ウ 消防活動

事故の通報を受けた消防局は、直ちに事故災害の状況把握に努め、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救急・救助の措置を講ずる。

放射線危険区域内での消防活動においては、輸送事業者や専門家の意見を参考にするとともに、隊員に放射線防護服の着装、放射線測定器の携行の徹底など、隊員の被ばくに十分留意する。

表 放射線危険区域内での活動時間

| 被ばく線量当量限度 | 10mSv (1 レム) | | | | |
|-----------|----------------|----------|----------|----------|----------|
| 活動可能時間 | 20分 | 30分 | 1時間 | 2時間 | 5時間 |
| 線量当量率 | 30mSv/h | 20mSv/h | 10mSv/h | 5mSv/h | 2mSv/h |
| 被ばく線量当量限度 | 100mSv (10 レム) | | | | |
| 活動可能時間 | 6分 | 12分 | 20分 | 30分 | 1時間 |
| 線量当量率 | 1000mSv/h | 500mSv/h | 300mSv/h | 200mSv/h | 100mSv/h |

※防災要員の被ばく線量は、1回あたり 10mSv 以下とし、決められた5年間の線量が 100mSv とする。ただし、任意の1年に 50mSv を超えるべきでない。

エ 消防警戒区域の設定

消防局は、放射線危険区域内を含め消防警戒区域として設定し、市民等の立入りを制限する。

なお、市長、警察官、自衛官等が警戒区域を設定する場合は、「危険物災害応急対策計画」の「警戒区域の設定」に準ずる。

オ 避難のための立ち退き又は屋内への退避の指示

内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発令し、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合、若しくは核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから市民を防護するため必要があると市長が判断するとき、市長は、災害対策基本法第 60

第1部
総則

第2部
災害予防編

第3部
災害応急対策編

第4部
災害復旧・復興編

第5部
その他対策編

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

条第 1 項及び第 5 項に基づき「屋内退避」又は「避難の指示」を行う。
 屋内退避、避難の措置に関する指標は次のとおりである。

表 屋内退避、避難の措置に関する指標

| 屋外にいる場合に予想される被ばく線量 (予測線量当量) | 防護対策の内容 | |
|--------------------------------|---------|---------------------------------------|
| 外部被ばく実行線量 | 種別 | |
| 10~50mSv | 屋内退避 | 市民は、自宅等の屋内へ退避。 退避の際は、窓を閉め気密性に配慮する。 |
| 50mSv 以上 | 避難 | コンクリート建物への退避 又は避難対象区域外への避難。 |

※防護対策の内容は次のとおりである。

屋内退避：自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮蔽効果及び気密性によって放射線の防護を図る。

避難：放射線被ばくをより低減できる地域に移動する。

なお、屋内退避若しくは避難にあたっては、避難行動要支援者に配慮するものとし、特に放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦を優先する。

また、避難情報を発令した場合は、第 3 部 災害応急対策編に準じて避難所を設置し、避難した市民を収容する。

カ 緊急被ばく医療の実施

本災害により被ばく者又は被ばくの可能性がある者が発生した場合の緊急被ばく医療活動は、次により実施する。

なお、緊急被ばく医療以外の医療救護活動に関しては、第 3 部第 3 章第 3 節の「医療救護活動」に準ずる。

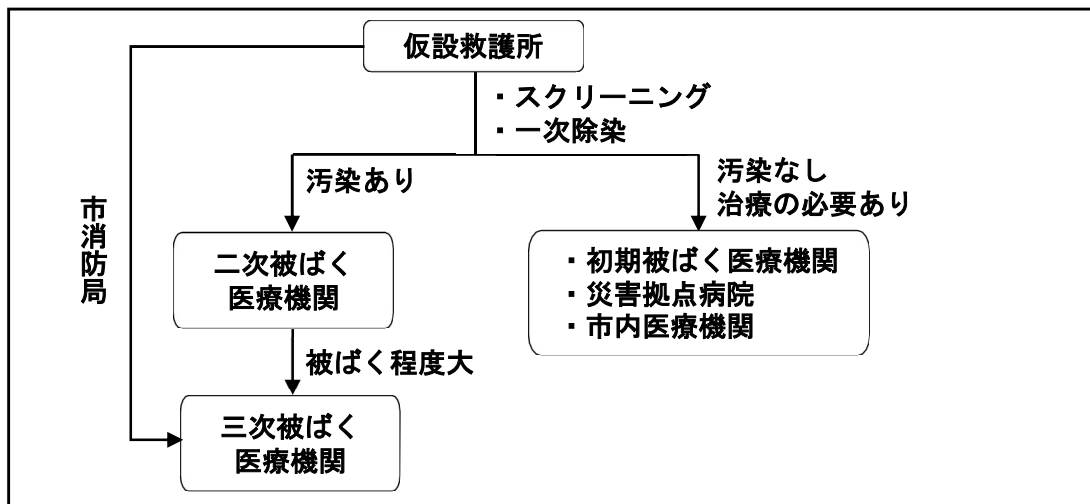


図 緊急被ばく医療活動の基本的なフロー

(ア) 医療チームの派遣要請

本市は、県に対して国の緊急被ばく医療派遣チーム等、被ばく医療の専門家の派

第 1 部
総 則

第 2 部
災害予防編

第 3 部
災害応急対策編

第 4 部
災害復旧・復興編

第 5 部
その他対策編

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

遣を要請し、現場医療の実施体制を構築する。

(イ) 仮設救護所の設置

本市は、現場付近の医療関係施設、公共施設、高速道路のパーキング等に仮設救護所を設置し、国、医療関係者、原子力事業者等の実施する被ばく又はその可能性がある者についてスクリーニング（被ばく線量及び程度の確認）や一次除染などの救護活動を補佐する。

(ウ) 仮設救護所における救護活動

スクリーニングを実施した結果、放射能汚染等の応急除染が必要と認められる者に対しては、仮設救護所において応急の除染を実施する。

残存汚染がある者及び医療処置が特に必要と認める者については、県及び国の協力を得て、被ばく程度に応じて二次被ばく医療施設等処置可能な医療機関への搬送を行う。

キ 広報活動

広報の実施にあたっては、事故の特殊性、専門性及び市民への影響力を考慮し、人体や飲食物への影響等について、平易な表現でわかりやすい内容とする。

ク 飲料水・飲食物の摂取制限

本市は、国の助言又は指導、原子力事業者からの情報、飲料水及び飲食物の調査結果など、災害の状況をかながみ必要と判断される場合は、汚染飲料水・飲食物の摂取制限を行うとともに、必要に応じて応急給水を行う。

各品目に関する摂取制限の指標は次のとおりである。

表 飲料水及び飲食物摂取制限に関する基準値

| 対象 | 放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：ヨウ素 131） |
|---------------|---------------------------|
| 飲料水 | 300 ベクレル/キログラム以上 |
| 飲料水（乳児） | 100 ベクレル/キログラム以上 |
| 牛乳・乳製品 | 300 ベクレル/キログラム以上 |
| 野菜類（根菜・芋類を除く） | 2,000 ベクレル/キログラム以上 |

| 対象 | 放射性セシウム |
|-------|------------------|
| 飲料水 | 10 ベクレル/キログラム以上 |
| 牛乳 | 50 ベクレル/キログラム以上 |
| 一般食品 | 100 ベクレル/キログラム以上 |
| 乳児用食品 | 50 ベクレル/キログラム以上 |

ケ 放射性物質の除去

本市は、輸送事業者及び国の実施する除染作業に協力する。

コ 市民の健康調査等

本市は、退避、避難情報の発令の対象となった地域の市民に対し、必要に応じて健康調査を実施し、市民の健康維持と民心の安定を図る。

また、公共施設等に臨時相談室を設置し、放射線量の人体への影響、健康状態などに関する相談を受け付ける。相談室の開設にあたっては、国、県、原子力事業者に対して専門家の派遣を要請する。

第1部
総則

第2部
災害予防編

第3部
災害応急対策編

第4部
災害復旧・復興編

第5部
その他対策編

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

サ その他

事故発生時の避難誘導、消火活動、医療救護活動、広報活動、緊急輸送等に関しては、第3部 災害応急対策編に準じる。

5-4. 放射性同位元素取扱施設事故応急対策

放射性同位元素取扱施設における事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合の防災活動は、一次的には施設管理者が実施する。

(1) 施設管理者の実施する措置

ア 初動対応、除染活動

施設管理者は、放射性同位元素取扱施設に関する事故が発生した場合、「核燃料物質輸送事故応急対策」に準じた初動対応及び除染活動を実施する。

イ 放射線危険区域の設定

施設管理者は、放射線被ばく又は放射性物質による汚染の可能性のある場所において救出作業を行う者以外の不要な被ばくを避け、無用な汚染拡大を防止することを目的とし、放射線危険区域を設定する（原則として原子力事業者が設定）。

設定範囲は、現場の風向等に留意し、次を勘案し設定する。

- 0.5mSv/h以上の放射線が検出される区域
- 火災等発生時に放射性物質の飛散が認められる又は予想される区域
- 煙、流水等で汚染が認められる又は予想される区域

また、放射線危険区域内における防災活動従事者及び使用した資機材並びに汚染された傷病者を除染する範囲として、放射線危険区域の外側に準危険区域を設定する。

施設管理者は、消防局等と協力し、放射線危険区域内における対策要員を含めた進入規制を行うとともに、区域内から区域外へ移動する人員及び資機材等の汚染検査を実施する。

(2) 市の実施する措置

ア 応急対策活動

本市は、放射性同位元素取扱施設に関する事故が発生した場合、「核燃料物質輸送事故応急対策」に準じた情報収集、体制構築、退避・避難情報の発令、医療救護、広報、飲料水・飲食物の制限、除染、被害状況調査、健康調査等の活動を実施する。

イ 消防活動

「核燃料物質輸送事故応急対策」に準じた消防活動を行うとともに、放射性同位元素の種類及び保存形態、放射性同位元素以外の危険物等に留意する。

ウ 消防警戒区域の設定

消防局は、放射線危険区域内を含め、放射線のレベル、放射能汚染の可能性に関する施設管理者及び専門家等の意見を考慮のうえ設定し、市民等の立入を制限する。

なお、市長、警察官、自衛官等が警戒区域を設定する場合は、「危険物災害応急対策計画」の「警戒区域の設定」に準ずる。

5-5. 原子力発電所事故応急対策

「核燃料物質輸送事故応急対策」における市の実施する措置については、原子力発電所事故応

第1部
総則

第2部
災害予防編

第3部
災害応急対策編

第4部
災害復旧・復興編

第5部
その他対策編

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

急対策にも準用する。

ただし、警戒区域の設定の範囲については、緊急時モニタリング及び県・市による放射線量の測定の結果等を踏まえて検討を行う。

(1) 放射線量等の測定体制の整備

ア 校庭等における空間放射線量の測定体制の整備

本市は、市民の日常生活に密着する場所で空間放射線量の測定を実施し、市内における放射線量の分布を把握する。

イ 飲料水の放射性物質測定体制の整備

本市は、飲料水の安全性を確保するとともに風評被害を防ぐため、「原子力施設等の防災対策について」（昭和55年6月、原子力安全委員会）及び「環境放射線モニタリング指針」（平成20年3月、原子力安全委員会）等に基づき、県と緊密な連携を取りながら、飲料水の放射性物質の測定を実施し、市民に迅速かつ的確な情報を提供するとともに、必要に応じて飲料水の摂取制限等を行う。

(2) 市民への情報提供

本市は、空間放射線量等の測定結果を市民に提供する。

(3) 他県からの避難者の受入れ

他県において原発事故が発生した場合の本市における避難者の受入れについては、第1部 総則及び第2部 災害予防編を準用する。

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

第5節 航空機事故災害対策計画

本計画では、市内で航空機の墜落、衝突等に起因する災害が発生した場合に、被害を最小限に留めることを目的とする。

なお、県警察本部は、警察官職務執行法第4条の規定により、被害防止措置をとることができる。とされている。

1. 災害の想定

航空運送事業者（航空法第2条17項に基づく）、自衛隊、米軍等の運航する航空機が、市内において墜落、衝突その他の事故を引き起こし、多数の死傷者を伴う事態となった場合を想定する。

2. 被害の想定

航空機事故災害においては、旅客機の場合、多数の乗客を収容しており、乗客自身の発災時の回避行動が困難であることから、要救助者、傷病者の数も多数となる可能性が高い。そのため、狭い機内における救助活動の困難性や、多数の傷病者の集中発生による医療活動の困難性などが想定される。

また、航空機が市街地に墜落した場合、広域的な火災を伴う可能性が高い。

3. 活動体制

3-1. 市及び関係機関の業務大綱

表 航空機事故災害に係る市及び関係機関の業務の大綱

| 関係機関 | 実施内容 |
|-----------------------------|--|
| 市（危機管理部、消防局） | <ul style="list-style-type: none"> 航空運送事業者、国及び県と協力した情報収集 乗客及び発災現場周辺の避難誘導 消火活動 |
| 県（県民生活部、危機管理防災部、保健医療部、警察本部） | <ul style="list-style-type: none"> 県は、県内に航空機事故が発生したときは、法令又は県防災計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県の他の執行機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る事故災害応急対策を速やかに実施する。 また、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する事故災害応急対策の実施を助け、かつ、総合調整を行う。 |
| 航空運送事業者 | <ul style="list-style-type: none"> 事故機を所有する事業者は、航空機の墜落、衝突又は火災等の航空機事故が発生した場合には、東京空港事務所に速やかに通報するものとする。（航空法第76条） 警察官又は消防要員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に基づき適切な処置を実施する。 |

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

3-2. 職員動員計画

配備体制は、危険物等災害対策の配備体制決定フローに準じて決定する。

3-3. 情報収集・伝達系統

航空機事故災害対策に係わる情報収集・伝達系統は次のとおりとする。

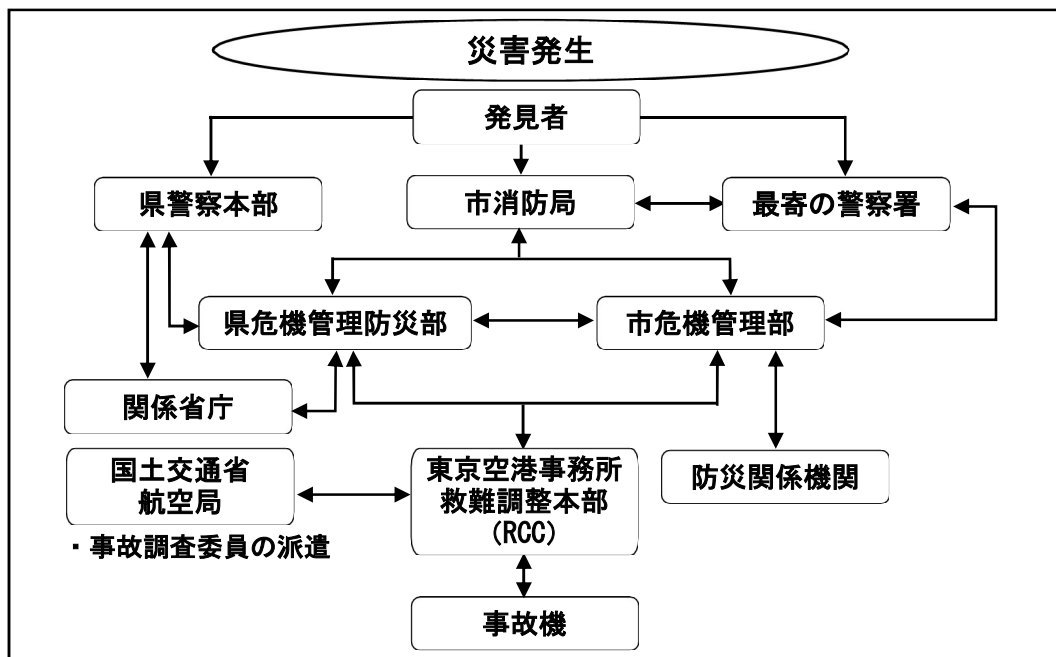


図 航空機事故に係る情報収集・伝達系統（民間航空機事故の場合）

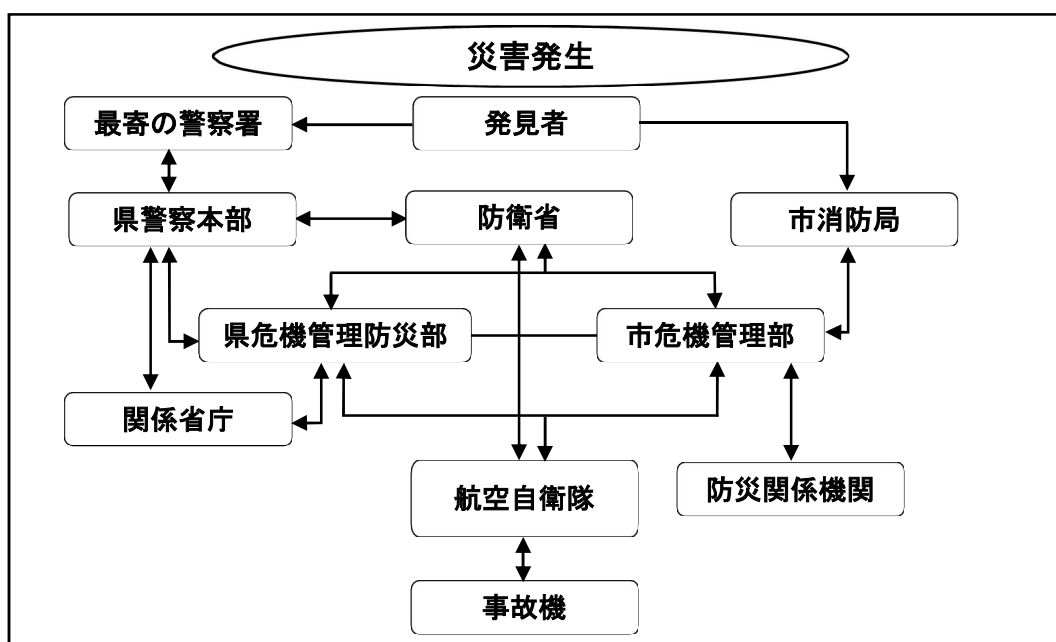


図 航空機事故に係る情報収集・伝達系統（自衛隊・米軍航空機事故の場合）

第1部 総則

第2部 災害予防編

第3部 災害応急対策編

第4部 災害復旧・復興編

第5部 その他対策編

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

4. 予防対策

本市は、平常時より航空運送事業者、国及び県と協力し、災害発生時の協力体制の構築に努め、本計画で定める情報収集体制に関して確認を行う。

5. 応急対策

5-1. 災害応急活動の業務分担

航空機事故災害発生時における主な防災関係機関の業務分担は、次表による。

表 航空機事故災害発生時における主な防災関係機関の業務分担

| 主な活動 | 関係機関 | 事故機関係機関 | 消防局 | 市 |
|----------|------|---------|-----|---|
| 通報 | | ◎ | ○ | |
| 情報収集 | | ○ | ◎ | ○ |
| 人命検索・救助 | | ○ | ◎ | |
| 立入禁止措置 | | ○ | ◎ | |
| 消火活動 | | ○ | ◎ | |
| 避難誘導 | | ○ | ◎ | ◎ |
| 救急・救護活動 | | ○ | ◎ | |
| 現場広報 | | | ◎ | |
| 一般広報 | | ◎ | ○ | ○ |
| 被害情報のまとめ | | ○ | ○ | ◎ |

◎：各活動を主として実施する機関（主務機関）

○：協力機関であり、主務機関が現場に到着後はその指示又は要請に従う

5-2. 情報収集・伝達

(1) 航空事故の通報

事故原因者若しくは事故発見者は、航空事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがあるときには、電話、無線その他最も迅速な対応が可能な手段により、直ちに消防、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

また、航空運送事業者が運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合には、速やかに国土交通省（東京航空局）等関係機関に連絡した後、事故（緊急事態）の状況、活動体制、応急対策活動の状況に関して適宜報告する。

(2) 情報収集

被害情報の収集にあたっては、県と協力して航空運送事業者から乗客、機体等の情報提供を要請する。

また、災害現場における被害情報の収集は、消防局の情報に加え、県及び県警察本部のヘリコプターによる上空からの被害情報を活用する。

(3) 県への報告

本市は、本市の区域内に航空機事故が発生したときは、速やかにその被害情報を取りまとめ

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

て県に報告するとともに、事故災害応急対策に関してすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

5-3. 避難誘導

本市及び事故機を所有する事業者は、警察等と協力し、事故機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。なお、避難誘導の際は、要配慮者を優先して行う。

消防局は、避難誘導と併せて現場付近一帯に対し、消防法第 28 条に基づき消防警戒区域を設定する。また、災害現場付近の市民の生命財産に危害が及ぶ場合には、市長、消防吏員等は、避難の指示を行う。

5-4. その他

事故発生時の消火活動、救出・救助活動、医療救護活動、広報活動、避難誘導、応援要請等に関しては、第 3 部 災害応急対策編に準じる。

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

第6節 道路災害対策計画

本計画では、大規模な車両事故若しくは危険物を積載する車両の事故等により道路交通に甚大な被害が発生した場合の対策について定める。

なお、震災、風水害に起因する道路災害への対策は、「5. 応急対策」を参照する。

また、県警察本部の対策については、第3部 災害応急対策編に準じる。

1. 災害の想定

本市においては、東京外かく環状道路、首都高速川口線、東北自動車道の3路線の高速道路があり、特に3路線が接続する川口ジャンクションは広域交通の要衝となっている。

本計画では、道路上における車両の衝突、火災等及びトンネル等道路施設の被災などの大規模道路事故を想定する。

2. 被害の想定

道路災害においては、当該車両以外の車両による追突、タンクローリー等の危険物積載車両による爆発や有害ガス等の発生などの二次災害が懸念される。

また、被害規模によっては短期的な交通渋滞の発生、長期的な広域交通ネットワークの分断等の社会的被害も生じる。

3. 活動体制

3-1. 市及び関係機関の業務大綱

表 道路災害に係る市及び関係機関の業務の大綱

| 関係機関 | 実施内容 |
|---------------------------|---|
| 市（危機管理部、消防局、建設部） | <ul style="list-style-type: none"> 所管道路に関する情報収集 所管道路に関する通行規制 道路事故に関する消火・救助等 被害情報の収集、まとめ |
| 県（危機管理防災部、農林部、県土整備部、警察本部） | <ul style="list-style-type: none"> 所管道路に関する情報収集 所管道路に関する通行規制 |
| 県（危機管理防災部、警察本部） | <ul style="list-style-type: none"> 初期消火・救助等 |
| 関東地方整備局（北首都国道事務所） | <ul style="list-style-type: none"> 所管道路に関する情報収集 |
| 東日本高速道路(株)、首都高速道路(株) | <ul style="list-style-type: none"> 所管道路に関する通行規制 初期消火・救助等 |

3-2. 職員動員計画

配備体制は、危険物等災害対策の配備体制決定フローに準じて決定する。

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

3-3. 情報収集・伝達系統

道路災害対策に係わる情報収集・伝達系統は次のとおりとする。

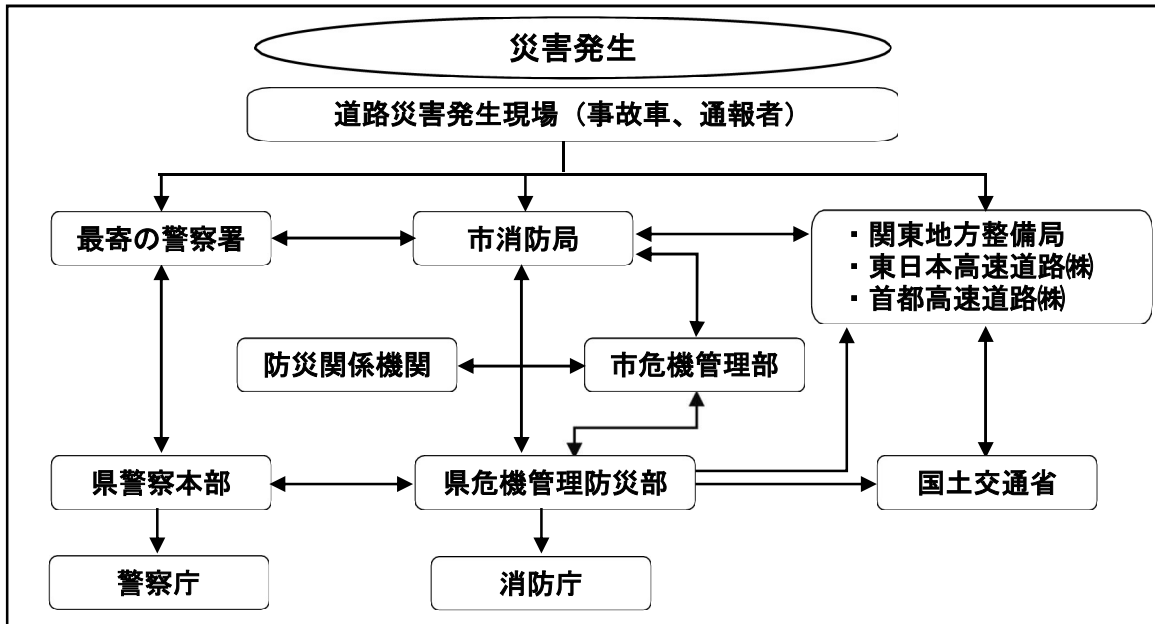


図 道路災害対策に係る情報収集・伝達系統

4. 予防対策

4-1. 応急活動体制の整備

(1) 情報収集・伝達体制の整備

平常時より気象情報に留意するとともに、市民からの通報等を活用し、道路施設等の異常に関する情報を迅速に収集できる体制を構築する。

また、災害発生時の情報共有を円滑に実施するため、関係機関等の連絡体制を構築するとともに、道路利用者への迅速な情報提供体制を整備する。

(2) 応急活動体制の整備

災害発生時の体制構築のため、職員の非常招集体制を周知徹底するとともに、関係機関、相互応援協定締結市区町村等と協議し、救急、消防活動、通行の禁止制限及び広報活動等に関しあらかじめ役割の確認などを行う。

(3) 交通安全教育の実施

警察と協力し、道路交通安全に関する知識を市民に周知する。

4-2. 道路施設の整備

(1) 危険箇所の把握

災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を実施する。

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

(2) 予防対策

- 道路施設等の日常点検を行い、現状の把握に努める。
- 道路法等関係法規の定めるところにより、防災設備の点検を行う。
- 多車線化などにより、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

(3) 資機材の整備

道路災害の発生後、速やかに応急・復旧対策を講じるため、あらかじめ応急復旧資機材を保有しておく。

5. 応急対策

5-1. 災害応急活動の業務分担

道路災害発生時における主な防災関係機関の業務分担は、次表による。

表 道路災害発生時における主な防災関係機関の業務の大綱

| 主な活動 | 関係機関 | 道路管理者 | 消防局 | 市 |
|----------------|------|-------|-----|---|
| 通報 | | ◎ | ○ | |
| 初期対応・避難等 | | ◎ | | |
| 情報収集 | | ○ | ◎ | ○ |
| 交通規制※（警察に要請する） | | ○ | ○ | |
| 人命検索・救助 | | ○ | ◎ | |
| 消火活動 | | ○ | ◎ | |
| 警戒区域の設定 | | | | |
| 避難誘導 | | ○ | ◎ | ○ |
| 救急・救護活動 | | ○ | ◎ | |
| 応急復旧 | | ◎ | | ◎ |
| 現場広報 | | ◎ | ○ | |
| 一般広報 | | ○ | ○ | ◎ |
| 被害情報のまとめ | | ○ | ○ | ◎ |

◎：各活動を主として実施する機関（主務機関）

○：協力機関であり、主務機関が現場に到着後はその指示又は要請に従う

5-2. 情報の収集・伝達

(1) 被害情報の収集

発災直後、本市は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的被害情報を収集し、県に報告する。

被害情報の収集にあたっては、関係機関と連携を図り、被害規模に応じて県及び警察のヘリコプターからの情報を活用する。

(2) 被災者、道路利用者等への迅速な情報伝達

本市は、関係機関と協力し、人的被害情報、交通規制の実施状況、応急復旧活動の実施状況などに関する情報提供を行う。

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

5-3. 消防活動

- 消防活動の実施にあたっては、道路管理者及び警察機関と連絡を密にし、実施する。
- 原則として交通規制は警察官若しくは道路管理者が実施する。
ただし、警察官及び道路管理者が到着するまでの間は、消防小隊の一部は災害発生現場の手前に停車し、迅速な交通規制措置を講じるとともに、赤色灯、非常点滅表示灯、後方サーチライトなどを活用し、一般後続車による二次災害の未然防止に努める。
- 原則として上下線方式（災害が発生した車線のみで活動する方式）とするが、事故が両車線に及ぶ場合又は反対車線からの有効な活動が可能な場合は、安全管理体制を確保して両車線を活用する。両車線活用の際には直ちに関係機関に連絡し、道路閉鎖等の協力を要請する。
- 各道路管理者の所有する散水車等を活用する。活用にあたっては、災害規模に応じて消防局より各管理事務所に出場を要請する。

5-4. 危険物等の流出に対する応急対策

危険物等の流出が認められた場合、消防、道路管理者及び河川管理者（危険物の排出先水路）は、「危険物等災害対策計画」に準じて対策を実施し、二次災害の防止に努める。

5-5. 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

災害により交通施設が被害を受けた場合、次の措置を講ずる。

また、復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

(1) 道路施設の応急復旧対策方法

道路の損壊、流失、埋没並びに橋りょう・地下道の損傷、埋没などの被害のうち比較的小さな被害で、応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補強、盛土又は埋土の除去、橋りょう・地下道の応急補強など、必要な措置を講じ交通の確保を図る。

(2) 道路交通の確保

応急対策が比較的長期の時間を要する場合は、被害箇所の上記応急対策と同時に付近に適当な場所を選定し、一時的に代替道路を開設し、道路交通の確保を図る。

(3) 円滑な交通の確保

一路線の交通が相当な程度途絶する場合は、道路管理者は付近の道路網の状況により、適当な代替道路を選定し、交通表示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより、円滑な交通の確保を図る。

5-6. その他

災害発生時の消火活動、緊急輸送・緊急交通対策、救出・救助活動、医療救護活動、広報活動、応援要請等に関しては、第3部 災害応急対策編に準じる。

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

第7節 鉄道事故災害対策計画

本計画では、列車の衝突、脱線等の事故に起因する人的被害の発生を最小限に留めることを目的とする。なお、震災、風水害に起因する鉄道事故への対策は、「5. 応急対策」を参照する。

また、県警察本部は、警察官職務執行法第4条の規定により、被害防止措置をとることができる。とされている。

1. 災害の想定

本市内には JR 京浜東北線、武蔵野線、埼玉高速鉄道線の駅があり、その他に JR 宇都宮線・高崎線が通過している。

本計画では、列車の衝突、脱線、転覆その他の大規模な鉄道事故により、多数の死傷者が発生し、又は発生するおそれがある場合を想定する。

2. 被害の想定

鉄道事故災害においては、旅客機の場合と同様、多数の乗客を収容しており、要救助者、傷病者の数も多数となる可能性が高い。そのため、狭い車内における救助活動の困難性や、多数の傷病者の集中発生による医療活動の困難性などが想定される。

また、多数の鉄道利用者が影響を受けるため、帰宅困難者の発生が想定される。

3. 活動体制

3-1. 市及び関係機関の業務大綱

表 鉄道事故災害に係る市及び関係機関の業務の大綱

| 機関名 | 実施内容 |
|-----------------------------|---|
| 市(危機管理部、消防局、都市交通対策室) | <ul style="list-style-type: none"> 事故の実態把握、情報収集及び災害広報 鉄道事業者及び他の関係機関との連絡調整 救出・救護 事故拡大防止のための消火活動等 警戒区域の設定及び避難情報の発令 |
| 県(県民生活部、危機管理防災部、保健医療部、警察本部) | <p>県は、県内に鉄道事故が発生したときは、法令又は県防災計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県の他の執行機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る事故災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する事故災害応急対策の実施を助け、かつ、総合調整を行う。</p> |
| JR 東日本 | <p>事業者等は、事故発生後直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立入り制限等事故の状況に応じた応急措置を講じる。</p> |
| 埼玉高速鉄道 | |

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

3-2. 職員動員計画

配備体制は、危険物等災害対策の配備体制決定フローに準じて決定する。

3-3. 情報収集・伝達系統

鉄道事故災害対策に係る情報収集・伝達系統は次のとおりとする。

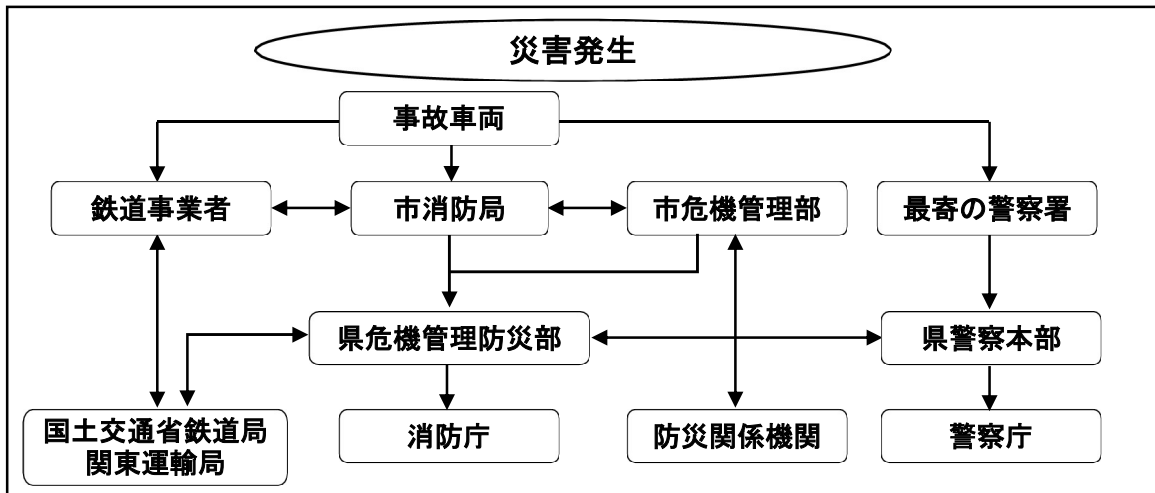


図 鉄道事故災害対策に係る情報収集・伝達系統

4. 予防対策

4-1. 市の実施する予防対策

本市は、鉄道事故発生時の連絡体制、活動体制に関し、鉄道事業者、県等との協議を実施し、体制を確立する。

4-2. JR 東日本の実施する予防対策

- 施設の改良工事等
- 防災知識の普及
- 防災訓練の実施

4-3. 埼玉高速鉄道の実施する予防対策

必要に応じて次の事前措置を実施する。

- 構造物、施設の点検を実施
- 社内外との情報連絡の強化
- 防災教育・訓練の実施

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

5. 応急対策

5-1. 災害応急活動の業務分担

鉄道事故災害発生時における主な防災関係機関の業務分担は、次表による。

表 鉄道事故災害に係る主な防災関係機関の業務分担

| 主な活動 | 関係機関 | 鉄道事業者 | 消防局 | 市 |
|------------|------|-------|-----|---|
| 初期対応・避難等 | | ◎ | | |
| 通報 | | ◎ | ○ | |
| 情報収集 | | ○ | ◎ | ○ |
| 人命検索・救助 | | ○ | ◎ | |
| 電路遮断、排煙・排熱 | | ◎ | ○ | |
| 消火活動 | | ○ | ◎ | |
| 立入禁止措置 | | ○ | ◎ | |
| 避難誘導 | | ○ | ◎ | ○ |
| 救急・救護活動 | | ○ | ◎ | |
| 帰宅困難者対策 | | ◎ | | ○ |
| 現場広報 | | ◎ | ○ | |
| 一般広報 | | ○ | ○ | ◎ |
| 被害情報のまとめ | | ○ | ○ | ◎ |

◎：各活動を主として実施する機関（主務機関）

○：協力機関であり、主務機関が現場に到着後はその指示又は要請に従う

5-2. 市の実施する応急対策

(1) 情報収集

本市は、事故発生後速やかに鉄道事業者との連絡体制を整え、協力して被害情報の収集にあたる。

被害情報の収集は、消防局、鉄道事業者からの現場被害情報のほか、県及び警察のヘリコプターによる上空からの情報や、報道機関からの情報など、多角的な収集を行う。

(2) 乗客の避難

消防局は、鉄道事故が発生した場合、鉄道事業者及び警察等と協力し、列車内又は駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導する。

(3) 災害現場周辺の市民の避難

消防局は、災害現場周辺の市民の生命財産に危害が及ぶ場合、消防法第 28 条に基づき現場一帯の消防警戒区域（火災を伴う場合）の設定を行う。

また、二次災害の発生などにより、広範囲な被害が予想される場合には、市長は避難の指示を行う。

(4) 帰宅困難者対策

本市は、災害により鉄道が運休した場合、鉄道事業者と協力し、事故の状況、復旧状況、代替路線等の情報を広報するとともに、鉄道事業者の実施する代替交通確保に関し、バス事業者

第1部
総則

第2部
災害予防編

第3部
災害応急対策編

第4部
災害復旧・復興編

第5部
その他対策編

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

との連絡調整等に対して協力する。

(5) その他

事故発生時の消火活動、救出・救助活動、医療救護活動、広報活動等に関しては、第3部 災害応急対策編に準じる。

5-3. JR 東日本の実施する応急対策

(1) 災害対策体制の整備

- ・災害対策本部及び現地対策本部の設置
- ・運賃の減免

(2) 交通施設応急対策計画

- ・列車の運行方法の決定
- ・運転中止又は徐行運転の実施

(3) 防災体制の強化

- ・気象状態の観測
- ・災害発生のおそれのある箇所の把握
- ・非常招集計画の樹立
- ・応急復旧計画の樹立
- ・部外団体への協力依頼

(4) 事故発生の場合の応急措置、内部体制

部内において次の事項に関する具体的な計画を策定し、これを社員に徹底させる。

- ・運転事故発生時の措置
- ・事故種別ごとの応急処置要領
- ・災害発生時における救護活動

5-4. 埼玉高速鉄道の実施する応急対策

(1) 情報の収集及び連絡

災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握し、情報の収集及び連絡を行う。

(2) 旅客の避難

災害発生時における旅客の避難については、指示、警報の伝達、誘導、救護及び収容の方法の定めにより行う。

(3) 鉄道施設内の秩序維持

災害発生時における混乱を防止し秩序を維持するため、警察と密接に連携し、旅客公衆の安全を確保する。

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

第8節 雑踏災害対策計画

本計画では、祭礼、公営競技、花火大会、その他の行事等（以下祭礼等という）の会場やその周辺、近隣駅の構内など、特定の場所に多数の者が一時的に集合することにより、転倒、異常行動等により死傷者が生じる雑踏災害の防止に関して祭礼等の主催者、警備実施者及び本市が留意すべき事項について定める。

なお、県警察本部は、警察官職務執行法第4条の規定により、被害防止措置をとることができるとされている。

1. 災害の想定

市内で開催される祭礼等の会場やその周辺、近隣駅の構内など、特定の場所に不特定多数の者が一時的に集合することに起因し、**転倒**、異常行動等により死傷者が生じる群衆事故を想定する。

2. 被害の想定

雑踏災害は、不特定多数の人の集まりで群衆が統制を欠き、群集心理に影響されやすく、通常では事故が発生しないと考えられるような些細な原因から事故が発生するおそれがある。想定される被害としては、群衆雪崩などにより、多数の傷病者が発生することに加え、事故が発生したことによる集団パニックや乱闘などの異常行動による二次的な被害の発生が懸念される。特に過去の災害における死者は、乳幼児、高齢者が多い。

また、災害現場における通信障害（群衆が一斉に携帯電話を使用するため）や、現場周辺及び最寄駅における交通障害が発生する可能性が高い。

3. 活動体制

3-1. 市及び関係機関の業務大綱

表 雑踏災害に係る市及び関係機関の業務の大綱

| 機関名 | 実施内容 |
|---|---|
| 市（危機管理部、消防局、施設管理者）（市有地又は施設が会場となる場合） | <ul style="list-style-type: none"> 警備、救護に関する事前計画の確認（市有地又は施設が会場となる場合） 搬送先医療機関の確保 負傷者の搬送 |
| 祭礼等運営主体 （本市が主体となる祭礼等の場合、市民生活部、公営競技事務所） | <ul style="list-style-type: none"> 警備、救護に関する事前計画の策定 雑踏警備 通行規制措置（私有地上） |
| 医師会 | 緊急医療体制の確保 |
| 市内医療機関 | 現場救護所における応急救護への協力 |

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

3-2. 職員動員計画

配備体制は、危険物等災害対策の配備体制決定フローに準じて決定する。

3-3. 情報収集・伝達系統

雑踏災害対策に係わる情報収集・伝達系統は次のとおりとする。

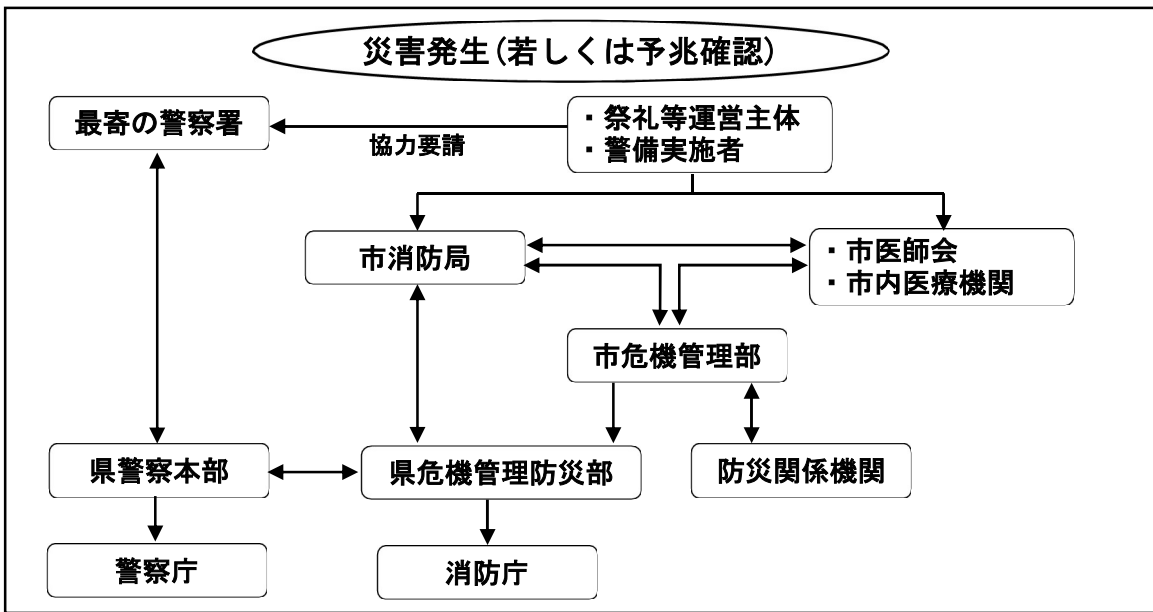


図 雑踏災害対策に係る情報収集・伝達系統

4. 予防対策

4-1. 警備体制の確立

祭礼等の運営主体は、警備実施者（警備委託事業者、警察等）と協議を実施し、祭礼等の規模、会場及び周辺施設の配置等を勘案した警備計画を作成する。計画策定にあたっては、次の事項に留意する。

- ・警備実施機関の指揮責任者及び相互連絡体制の確認
- ・災害危険箇所及び災害状況の想定
- ・腕章、テープ等資機材の確認
- ・入場制限等の措置が必要な状況の確認
- ・混雑時の迂回路及び誘導板の設定
- ・災害発生時（予兆確認時を含む）の措置及び役割の確認

また、市有地又は施設が祭礼等の会場になる場合、施設管理者は運営主体の策定した計画を確認し、上記事項の指導を行う。

4-2. 救急救助、医療救護体制の確立

祭礼等の運営主体は、消防局、警察、医師会、医療機関等と次の事項に関する協議を実施する。

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

- ・ 事故発生時の初動対応
- ・ 一時救護所の設置場所
- ・ 医療機関の受入れ体制
- ・ 緊急車両の進入路確保
- ・ 現地への医療関係者派遣
- ・ 各関係機関間の連絡系統

各関係機関は、運営主体の作成する計画に関し適宜助言を行い、災害発生時に即応可能な体制を構築する。

4-3. その他

- ・ 本市は、関係部局間で調整を図り、祭礼等の運営主体に対し上記事項の周知徹底を行うとともに、運営主体が行う関係機関との協議に協力する。
- ・ 本市は、医師会、医療機関との連携を図り、祭礼等の開催日当日における会場周辺地区の救急体制を確認し、搬送先医療機関を確保する。祭礼等が近隣市区との境界付近若しくは境界をまたいで開催される場合には、隣接消防機関との連携に配慮する。
- ・ 祭礼等の規模が大きい若しくは複数の市区町村にわたる場合、祭礼等の運営主体は、県に対して広域支援及び関係者協議への出席を要請する。

5. 応急対策

5-1. 災害応急活動の業務分担

雑踏災害発生時における主な防災関係機関の業務分担は、次表による。

表 雑踏災害発生時における主な防災関係機関の業務分担

| 主な活動 | 関係機関 | 祭礼等 運営主体 | 消防局 | 医師会 医療機関 | 市 |
|---------------|------|-------------|-----|-------------|---|
| 通報 | | ◎ | ○ | | ○ |
| 雑踏整理(警察に要請する) | | ○ | ○ | | ○ |
| 消防機関への通報 | | ◎ | | | ○ |
| 情報収集 | | ◎ | ○ | | ○ |
| 救急・救護活動 | | ○ | ◎ | | ○ |
| 医療機関確保 | | ○ | ◎ | ○ | |
| 現場医療救護 | | | ○ | ◎ | ○ |
| 現場広報 | | ◎ | ○ | | ○ |
| 一般広報 | | ◎ | ○ | | ○ |
| 被害情報のまとめ | | ○ | ○ | | ◎ |

◎：各活動を主として実施する機関（主務機関）

○：協力機関であり、主務機関が現場に到着後はその指示又は要請に従う

5-2. 警戒措置

雑踏災害の場合、極度に限定的な空間で発生し、かつ群衆に起因した災害であるため、現場での即時対応が困難である。そのため、発災前の措置（警戒措置）が重要となる。

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

(1) 来場者への広報

混雑が予想される場合は、来場者に対し、あらかじめ次の事項を広報により周知する。

- ・会場へは早めに出かけ、ゆっくりと時間をおいて帰る。
- ・一つの経路に人が集中している場合は、無理せず迂回路を利用する。
- ・移動経路上で停滞せず、目的地まで円滑に移動する。
- ・特に要配慮者が同行する場合には、上記3点を徹底する。

(2) 災害防止措置

群衆の密度、行動等から雑踏災害発生のおそれがある場合、祭礼等の運営主体、警備実施者、施設管理者等は、相互に連絡をとり、次の措置を講じる。

ア 群衆誘導、入場制限の方法

- ・ボトルネック（停滞）箇所及びその周辺に警備員を重点的に配置し、群衆の誘導、運営本部・指揮担当者への状況報告を行う。
- ・放送設備等により群衆に対して状況を説明し、警備員等への協力を求める。
- ・協力が得られない場合、若しくは民間警備員やボランティアのみでは十分な警備が実施できないと判断される場合、運営主体は速やかに警察に対し入場制限等の実施を要請する。
- ・自治体職員やボランティア等が警備を行う場合は、防災服や腕章の着用など、来場者と警備実施者の区別が容易な服装とする。

イ 誘導時の留意事項

- ・群衆を可能な限り小グループ化し、制御しやすくした上で、整然と誘導を行う。
- ・要配慮者の介護に配慮して行う。
- ・方面別に誘導する。
- ・時間差を設けて誘導する。

(3) 関係機関の実施する措置

関係機関は、雑踏災害発生のおそれがある場合、即時対応できる体制を構築し、災害発生に備える。

5-3. 応急措置

(1) 情報伝達

祭礼等の運営主体は、災害が発生した場合、迅速に他の関係機関に連絡し、応急対策体制を整える。

(2) 人心の安定

災害発生時には、人心が不安定になりやすいため、集団パニックや乱闘等の異常行動が発生しやすい。

祭礼等の運営主体及び警備実施者は、救護活動と平行して放送設備等により広報を実施し、人心の安定を図る。

(3) その他

事故発生時の救出・救助活動、医療救護活動、応援要請等に関しては、第3部 災害応急対策編に準じる。

第1部
総則

第2部
災害予防編

第3部
災害応急対策編

第4部
災害復旧・復興編

第5部
その他対策編

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

第9節 農作物等災害対策計画

本計画では、風水害、地震等の自然災害により本市の農作物等に被害を生じる事態が発生した場合の対策について定める。

1. 災害の想定

本市の農業は、新郷、神根、安行、戸塚の4地区が中心となり、「植木の里・安行」のブランドを活かした植木を中心とする花きや野菜などの農業経営が行われている。こうした農作物が、暴風雨、豪雨、降雹、降霜、干ばつ、低温、降雪等により、被害を受ける災害を想定する。

2. 被害の想定

風水害、地震等の自然災害により、農作物等そのものの被害とともに、農地や農業用施設等に被害を生じ、農業生産活動等に支障をきたす被害が想定できる。

3. 活動体制

3-1. 市及び関係機関の業務大綱

表 農作物等災害に係る市及び関係機関の業務の大綱

| 機関名 | 実施内容 |
|---------------------------------------|--|
| 市（危機管理部、経済部、農業委員会） 市内に支店を有する農業協同組合 | <ul style="list-style-type: none"> ・注意報・警報、被害防除技術の周知・伝達 ・市内農家、県等との連絡調整 ・被害実態の把握 ・被災農家に対する県の助成措置の周知 |
| 県（農林部、さいたま農林振興センター） | <ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県農林水産災害対策要領」に基づき、関係機関との緊密な連携の下に災害対策を講ずる。 |

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

3-2. 職員動員計画

配備体制は、次のフローに基づき決定する。

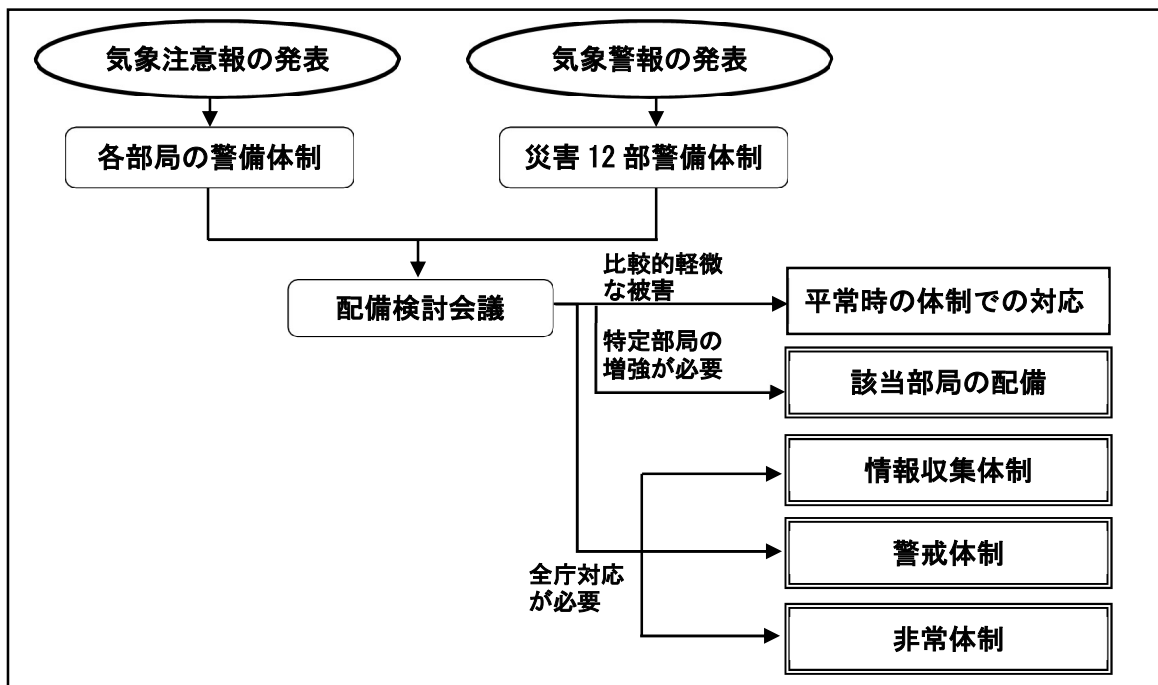


図 農作物等災害における配備体制決定フロー

3-3. 情報収集・伝達系統

農作物等対策に係わる情報収集・伝達系統は次のとおりとする。

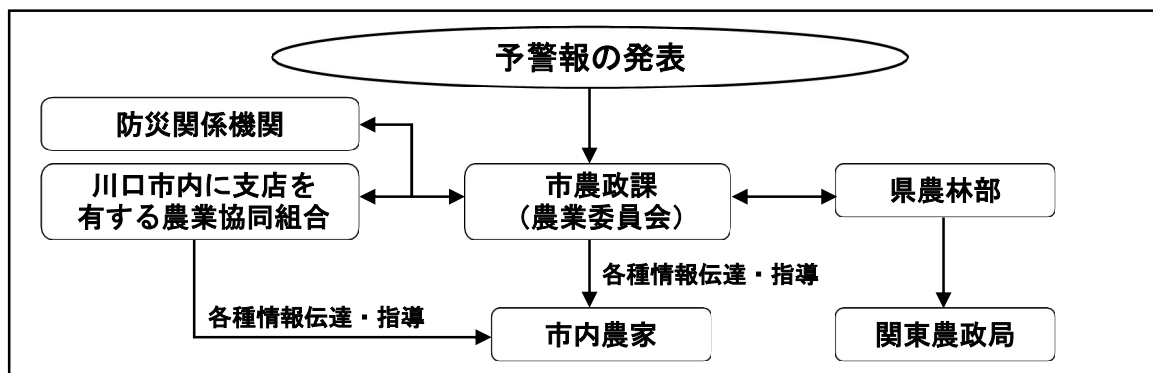


図 農作物等災害対策に係る情報収集・伝達系統

第1部
総則

第2部
災害予防編

第3部
災害応急対策編

第4部
災害復旧・復興編

第5部
その他対策編

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

4. 予防対策

本市は、市内に支店を有する農業協同組合等関係団体と協力し、市内農家に対する被害防除技術の普及や、テレビ・ラジオ等による自発的な注意報等の把握について指導・啓発を行う。

5. 応急対策

5-1. 災害応急活動の業務分担

農作物等災害発生時における主な防災関係機関の業務分担は、次表による。

表 農作物等災害に係る主な防災関係機関の業務分担

| 主な活動 | 関係機関 | 農業協同組合 | 市 |
|-----------|------|--------|---|
| 予警報の伝達 | | ○ | ◎ |
| 被害防除措置の周知 | | ○ | ◎ |
| 助成措置の周知 | | ○ | ◎ |
| 情報収集 | | ○ | ◎ |
| 一般広報 | | ○ | ◎ |
| 被害情報のまとめ | | ○ | ◎ |

◎：各活動を主として実施する機関（主務機関）

○：協力機関であり、主務機関が現場に到着後はその指示又は要請に従う

5-2. 事前対策

(1) 注意報及び警報の伝達

本市は、熊谷地方気象台から次の注意報及び警報等の伝達を受けたときは、市内に支店を有する農業協同組合等関係団体に伝達する。

表 農作物等災害に係る注意報・警報の種類

| 区分 | 種類 |
|----------|-----------------------|
| 注意報 | 強風、大雨、大雪、雷、霜、低温、洪水、風雪 |
| 警報 | 暴風、暴風雨、大雨、大雪、洪水、暴風雪 |
| その他の気象情報 | 大雨、洪水、台風、低温 |

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

5-3. 応急対策

本市は、市内に支店を有する農業協同組合等関係団体と協力し、次の措置を講ずる。

(1) 被害実態の把握

市内で被害が発生した場合、被害の実態を迅速に把握する。

(2) 農作物・農業生産施設

被害実態に応じて草樹勢の回復、病虫害の防除、損壊施設の応急措置等に係わる必要な技術対策を速やかに樹立し、その指導を徹底する。

また、災害規模・損失程度に応じ、「埼玉県農業災害対策特別措置条例」等の助成制度の周知徹底に努める。

(3) 農地及び農業用施設

被災農地・農業用施設の原形復旧等、機能回復に万全を期すとともに、災害程度・損失程度に応じ、「埼玉県農地農業用施設災害復旧事業補助金」等の助成制度を周知する。

(4) その他

農業関係団体の施設など、上記(2)～(3)以外についても、被害状況を迅速に把握し、適切な情報提供を行うとともに、被害程度に応じて必要な対策を講じる。

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

第10節 ライフライン災害対策計画

1. 電気通信設備災害対策計画

本計画は、市内における電気通信設備の災害（震災及び風水害を除く）に起因する広域ネットワーク障害に対する準備警戒、情報連絡、非常活動及び電気通信設備が被災した場合の復旧を迅速かつ的確に行うことを目的とする。

なお、震災、風水害に起因する電気通信設備災害への対策は、「1-5. 応急対策」を参照する。

1-1. 災害の想定

本市における電気通信設備に関する事故により、電気通信が不通に陥った状況を想定する。

1-2. 被害の想定

電気通信設備の不通により、通信手段が制限され、災害等の異常事態が発生した場合の情報伝達、初動対応が遅れることが予想される。

1-3. 活動体制

(1) 市及び関係機関の業務大綱

表 電気通信設備災害に係る市及び関係機関の業務の大綱

| 関係機関 | 実施内容 |
|-------------------|--|
| 市（危機管理部） | <ul style="list-style-type: none"> 被害情報の収集 市民に対する被害状況及び復旧状況に関する広報活動 |
| NTT 東日本 携帯通信各社 | <ul style="list-style-type: none"> 被害状況の把握 応急復旧班の編制、社員の動員 社外関係機関との情報連絡 資材の調達・輸送 電源設備の確保 市民に対する被害状況及び復旧状況に関する広報活動 |

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

(2) 職員動員計画

配備体制は、次のフローに基づき決定する。

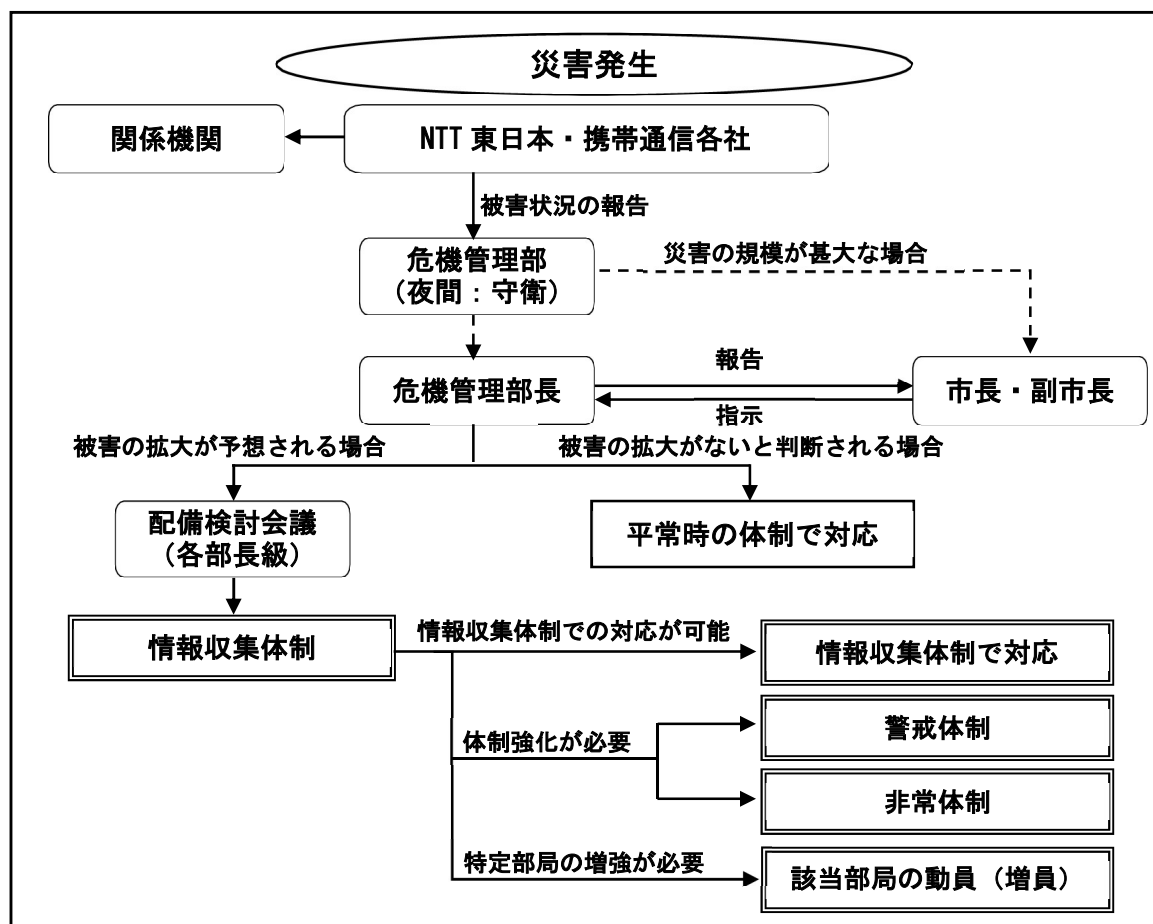


図 電気通信設備災害における配備体制決定フロー

(3) 情報収集・伝達系統

電気通信設備災害対策に係わる情報収集・伝達系統は、第3部 災害応急対策編に準じる。

1-4. 予防対策

(1) NTT 東日本の実施する措置

災害の発生が予想される場合は、NTT 東日本埼玉事業部に情報連絡室等を設置し、準備警戒体制をとり、次の措置を講ずる。

- 情報連絡員の確保
- 復旧要員の服務計画
- 可搬無線等の出動準備
- 予備エンジン試運転、結果の把握、蓄電池の点検
- 移動電源車等の出動準備体制の把握
- 建物の防災設備の確認
- 非常持出しの準備
- 復旧活動の準備

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

- ・工事用車両の確保
- ・工事用工具、計測器類の点検整備
- ・復旧資材の緊急確保
- ・設営用具、照明用具、非常標識等（腕章、旗）の準備

(2) 市の実施する措置

本市は、NTT 東日本と広域ネットワーク障害時の対策体制構築に関する協議を行い、情報収集・伝達に関する非常時の連絡方法及び体系の確認や、市民への広報に関する役割分担の確認を行う。

1-5. 応急対策

(1) 災害応急活動の業務分担

電気通信設備災害発生時における主な防災関係機関の業務分担は、次表による。

表 電気通信設備災害に係る主な防災関係機関の業務分担

| 主な活動 | 関係機関 | NTT 東日本 携帯通信各社 | 市 |
|-------------------|------|-------------------|---|
| 広域ネットワーク障害発生情報の受報 | | ◎ | ○ |
| 復旧体制の確立 | | ◎ | |
| 復旧資機材の確保 | | ◎ | |
| 応急復旧 | | ◎ | |
| 情報収集 | | ◎ | ○ |
| 公共施設の代替電源確保 | | | ◎ |
| 一般広報 | | ◎ | ○ |
| 被害情報のまとめ | | ○ | ◎ |

◎：各活動を主として実施する機関（主務機関）

○：協力機関であり、主務機関が現場に到着後はその指示又は要請に従う

(2) NTT 東日本の実施する措置

災害の発生により、電気通信設備に被害を受けた場合の応急対策は次のとおりとする。

- ・災害発生時における、電気通信サービス確保のための各種の措置
- ・被害状況の把握
- ・応急復旧班の編制
- ・社員の動員計画
- ・社外関係機関との情報連絡
- ・資材の輸送計画
- ・電源設備の確保
- ・建物の防災
- ・広報活動

(3) 市の実施する措置

本市は、NTT 東日本と協力し、市内被害情報の収集を行うとともに、NTT 東日本の実施した応急措置及び復旧見込み等の情報を市民に広報する。

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

2. 電力施設災害対策計画

本計画は、災害（震災及び風水害を除く）等を起因とした電力供給の停止、又は電力不足による大規模停電の被害を防止することを目的とする。

なお、震災、風水害に起因する電力施設災害への対策は、「2-5. 応急対策」を参照する。

2-1. 災害の想定

発電所や変電設備等電力施設に関する事故、電力施設自体の火災や周辺地域での火災、送電線の倒壊などの事故により、電力の供給が停止した場合を想定する。

2-2. 被害の想定

大規模停電により、鉄道の運行停止や情報インフラの機能停止、浄水場や下水処理施設の機能停止などにより、市民の生活や経済活動が大きく制限され、社会的混乱を招く事態が想定される。

2-3. 活動体制

(1) 市及び関係機関の業務大綱

表 電力施設災害に係る市及び関係機関の業務の大綱

| 関係機関 | 実施内容 |
|----------|--|
| 市（危機管理部） | <ul style="list-style-type: none"> 被害情報の収集 市民に対する被害状況及び復旧状況に関する広報活動 代替電源の確保 公共公益施設等の一時閉鎖 |
| 東京電力 | <ul style="list-style-type: none"> 被害情報の収集 他電力会社に対する電力融通の要請 市民に対する被害状況及び復旧状況に関する広報活動 応急復旧工事 復旧計画の策定 |

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

(2) 職員動員計画

配備体制は、次のフローに基づき決定する。

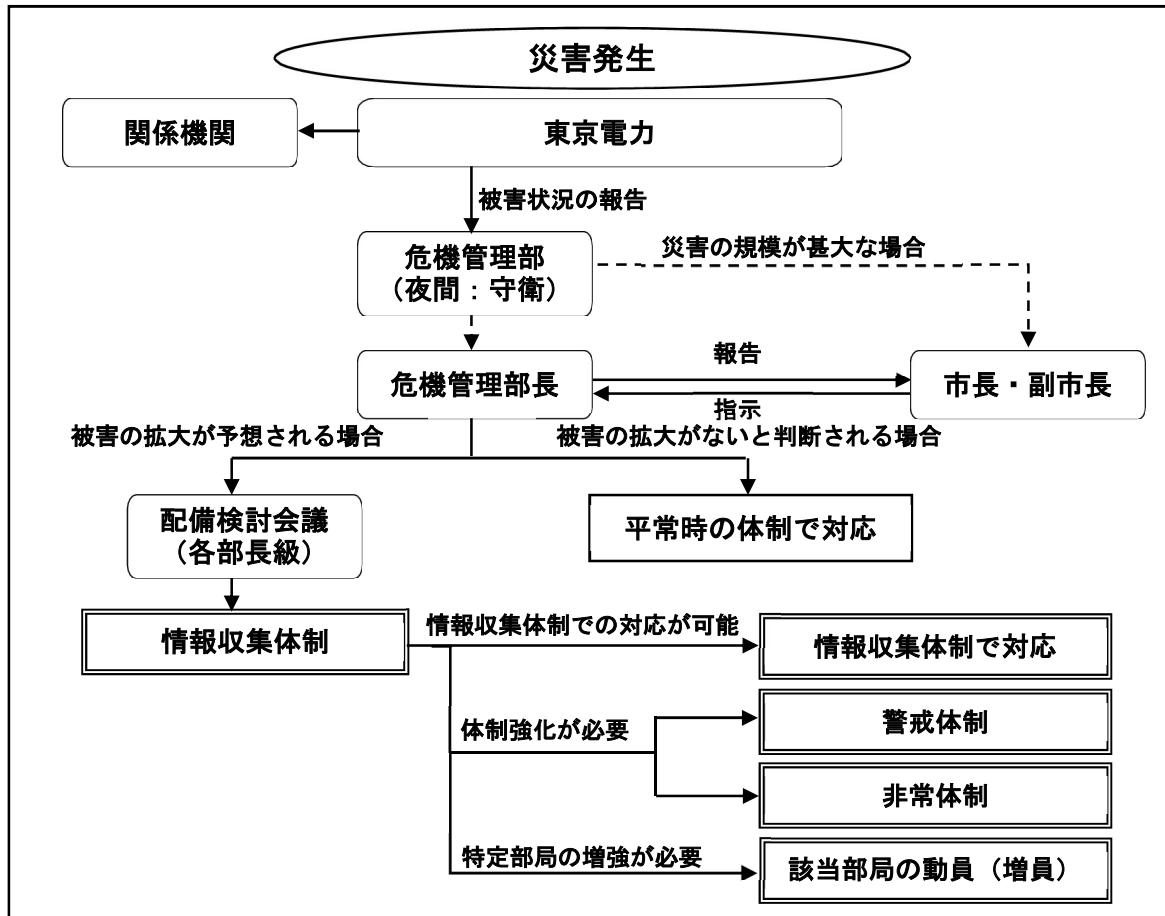


図 電力施設災害における配備体制決定フロー

(3) 情報収集・伝達系統

電力施設災害対策に係わる情報収集・伝達系統は、第3部 災害応急対策編に準じる。

2-4. 予防対策

(1) 東京電力の実施する措置

ア 各種体制における組織構成の決定と要員の選任

各種体制の組織構成、対策本部の設置箇所について、あらかじめ決定し、明確にする。

イ 復旧用資機材等の確保

非常災害に備え必要な復旧用資機材、工具及び消耗品類の必要数を確保する。

ウ 緊急通行車両の整備

災害発生時や警戒宣言発令時に交通規制がとられた場合に備え、緊急通行車両をあらかじめ整備する。

エ 情報連絡手段の整備

非常災害に備え、確実な情報連絡手段を確保するとともに、定期的に機能確認をする。

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

オ 教育・訓練の実施

- ・災害に関する専門知識の普及をはじめ、各種検討会や講演会の開催、イントラネット等を通じた情報の掲載など、防災業務の重要性に係わる啓発を行う。
- ・非常時における迅速・的確な情報連絡体制の充実などを目的に、情報連絡を中心とした訓練を年1回、全社的に実施する。
- ・大規模災害発生時の実践的な復旧方法等を身に付けておくため、必要により防災復旧訓練を行う。
- ・国、地方公共団体等が実施する防災訓練に積極的に参加する。

カ 関係箇所との協力体制の確立

- ・平常時から国、地方公共団体、気象台、消防署等との連携を密にし、非常災害発生時における相互連携体制を整備する。
- ・非常災害発生時における東電グループとしての協力体制を整備する。
- ・他電力会社、請負会社及び電気工事店等と協調し、電力、要員、資機材、輸送力等の相互融通等、非常災害発生時における相互応援体制を整備する。
- ・ガス、電話等のライフライン企業とも平常時から関係を密にし、非常災害発生時におけるお互いの情報連絡窓口等を明確にする。

(2) 市の実施する措置

ア 停電時の体制構築

本市は、東京電力と停電時の体制構築に関する協議を行い、情報収集・伝達に関する系統及び方法の確認や、市民への広報に関する役割分担の確認を行う。

イ 節電対策

本市は、東京電力の供給する電力の不足が予想される場合、東京電力からの要請により弱冷暖房、一部電気機器の使用制限など、節電措置を講じるとともに、東京電力の行う一般家庭への節電に関する広報活動に協力する。

ウ 停電対策機器の整備・点検

無停電電源装置（UPS）及び自家発電設備の定期点検・整備を行うとともに、自家発電設備用の燃料の点検・備蓄を行う。

また、市内医療機関及び避難所となる県立高等学校など、防災拠点にあたる市管理外施設に関しても同様の措置を行うよう要請する。

エ 電子情報のバックアップ

サーバ等のシステムダウンによる電子情報消失を回避するため、重要な情報に関しては定期的なバックアップを行う。

2-5. 応急対策

(1) 電力会社が行う措置

ア 電力供給の維持

- ・電力は社会秩序の維持及び復旧活動に不可欠であるため、非常災害が発生した場合においても、電力供給は可能な限り継続する。
- ・電力供給の継続が危険であると認められる場合は、その旨を関係箇所に連絡するとともに電力供給を停止するなどの必要な措置を講じる。ただし、緊急やむを得ない場合は、必要な措置を講じた後、速やかに連絡する。

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

イ 要員の確保

非常災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、速やかに要員を確保する。

ウ 被害状況の把握

非常災害が発生した場合は、次に掲げる各種情報を迅速かつ的確に収集し、総合的な被害の状況を把握する。

- ・ 気象及び地象情報
- ・ 復旧資機材、応援隊、食料等の要望
- ・ 人身災害、その他の災害発生状況

エ 復旧計画

- ・ 各設備等の被害状況を速やかに把握し、復旧計画を策定する。
- ・ 各設備の復旧順位は、あらかじめ定めたものによることを原則とするが、災害の状況、各設備の被害状況及び復旧の難易を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから実施する。

オ 復旧作業者の標識

復旧作業者は所定の腕章を、また連絡車両、作業車両には、所定の標識・標章を掲示して、東京電力復旧作業であることを明示する。

カ 復旧応援隊

被害が多で自社の工事力では早期復旧が困難な場合、本店本部は、他の電力会社等に対し応援要請を行う。

キ 広報活動

- ・ 非常災害が発生した場合は、広報車等により感電事故及び電気火災等の防止に関する広報を行う。
- ・ 広範囲にわたる停電事故が発生した場合、報道機関等を通じ、電力施設の被害状況及び復旧予定等を迅速かつ適切に広報する。
- ・ 非常災害が発生した場合は、川口市の関係機関と必要に応じて連携を図る。

(2) 市の実施する措置

ア 情報収集・伝達

本市は、東京電力と協力し、市内被害情報の収集を行うとともに、東京電力の実施した応急措置及び復旧見込み等の情報を市民に広報する。

イ 代替電源の確保

本市は、防災上重要な施設(病院、消防等)やサーバ等に設置された無停電電源装置(UPS)及び自家発電設備の稼働状況、燃料残量等の確認を行うとともに、停電が長期間に及ぶことが想定される場合は、燃料の確保に努める。

ウ 公共公益施設等の一時閉鎖

比較的防災上の重要性が低い施設に関しては一部若しくは全部閉鎖し、施設利用者に周知する。また、市役所一部窓口や小中学校における給食等の公共サービスの制限を実施する。

エ 避難所の開設

電力施設の被害が甚大で、通常生活を営むことが長期間にわたり困難であるとき、第3部 災害応急対策編に準じて避難所を設置し、当該市民を収容する。

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

3. ガス施設災害対策計画

本計画は、ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に努力を傾注するとともに、防災対策の推進を図る。

なお、震災、風水害に起因するガス施設災害への対策は、「3-4. 応急対策」を参照する。

3-1. 災害の想定

高圧ガス保安協会の高圧ガス関係事故集計（令和5年6月末現在）によると、全国的には高圧ガス製造事業所における災害事故が令和4年度に696件発生している。

ガス施設の事故の内容としては、漏えいが主であるが一部に破裂・破損やその後の二次災害で火災発生などの事故も報告されている。

本計画では、漏えい等によりガスの供給が停止するとともに、火災などの二次被害が発生することを想定する。

3-2. 被害の想定

ガス製造所や供給施設等の事故等の災害により、ガスの供給が停止して市民生活に影響するとともに、貯蔵容器等の破裂による人的な被害、周辺地域での火災等の二次災害、道路交通の遮断、停電など地域社会に大きな影響を招く事態が想定される。

3-3. 活動体制

(1) 市及び関係機関の業務大綱

表 ガス施設災害に係る市及び関係機関の業務の大綱

| 関係機関 | 実施内容 |
|--------------------------------|---|
| 市（危機管理部） | <ul style="list-style-type: none"> 被害情報の収集 避難所の開設（必要時） 市民に対する被害状況及び復旧状況に関する広報活動 |
| 東京ガスグループ 大東ガス その他ガス取扱事業者 | <ul style="list-style-type: none"> 通報・連絡及び被害情報の収集 市民に対する被害状況及び復旧状況に関する広報活動 対策要員の確保 復旧用資機材の確保 応急工事 復旧計画の策定 |

注：大東ガスについては、ガス製造施設を保有していない。

(2) 職員動員計画

配備体制は、次のフローに基づき決定する。

第1部

総則

第2部

災害予防編

第3部

災害応急対策編

第4部

災害復旧・復興編

第5部

その他対策編

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

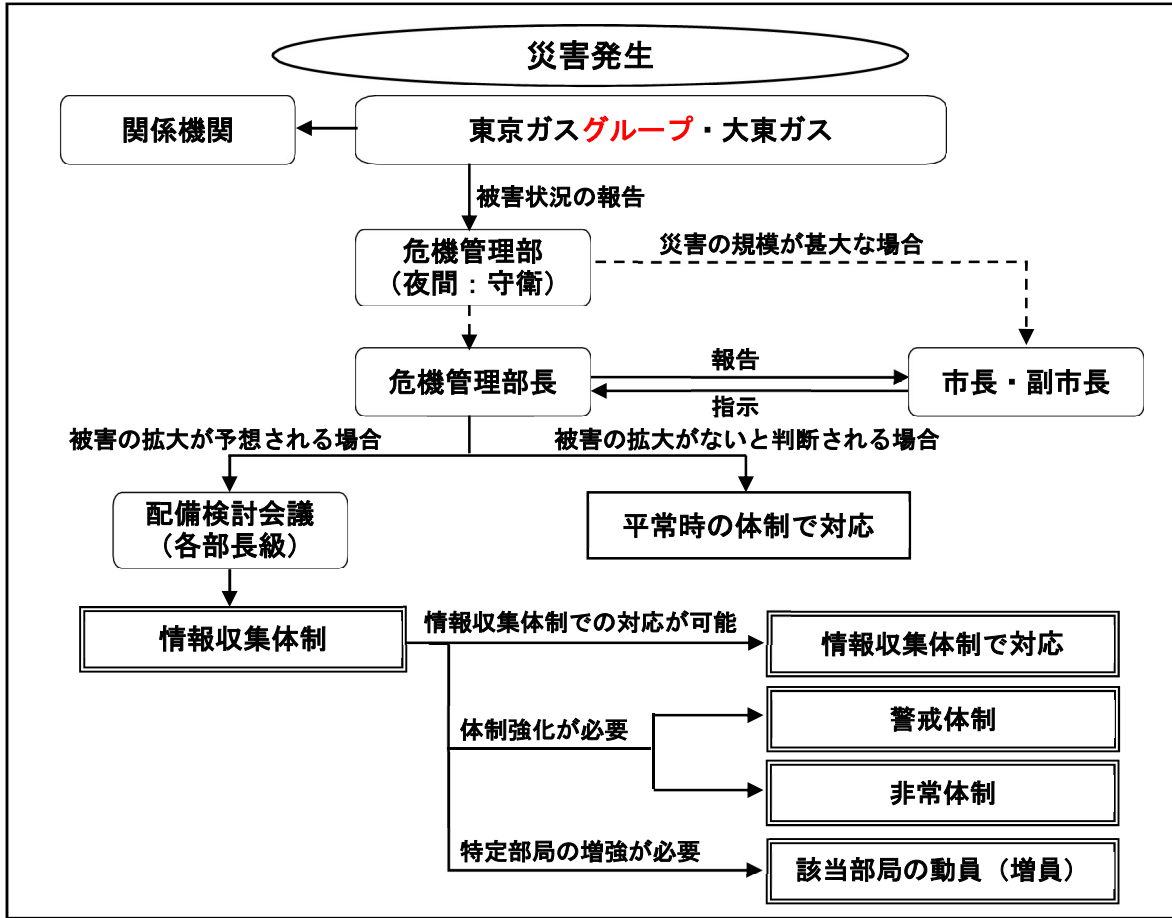


図 ガス施設災害における配備体制決定フロー

(3) 情報収集・伝達系統

ガス施設災害対策に係わる情報収集・伝達系統は、第3部 災害応急対策編に準じる。

3-4. 応急対策

(1) 災害対応活動の業務分担

ガス施設災害発生時における主な防災関係機関の業務分担は、次表による。

表 ガス施設災害に係る主な防災関係機関の業務分担

| 主な活動 | 関係機関 | 東京ガスグループ 大東ガス | 市 |
|-------------|------|------------------|---|
| ガス供給停止情報の受報 | | ◎ | ○ |
| 情報収集 | | ◎ | ○ |
| 復旧要員確保 | | ◎ | |
| 復旧資機材確保 | | ◎ | |
| 応急復旧 | | ◎ | |
| 避難所の開設 | | | ◎ |
| 一般広報 | | ◎ | ○ |
| 被害情報のまとめ | | ○ | ◎ |

◎：各活動を主として実施する機関（主務機関）

○：協力機関であり、主務機関が現場に到着後はその指示又は要請に従う

第1部 総則

第2部 災害予防編

第3部 災害応急対策編

第4部 災害復旧・復興編

第5部 その他対策編

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

(2) 東京ガスグループ

ア 通報・連絡

(ア) 通報・連絡の経路

社内及び外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート
の多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制を確立する。

(イ) 通報・連絡の方法

- ・通報・連絡は、災害発生時優先電話、社内電話、携帯電話、無線通信等を使用して行う。
- ・通信手段に支障が生じた場合、直ちに総務省に連絡し、通信手段を確保する。

イ 災害発生時における情報の収集・連絡

(ア) 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により
迅速・的確に把握する。

- ・気象情報
 - ・気象庁の発表する、地震、大雨、洪水等に関する情報
- ・被害情報
 - ・一般情報
 - 一般の家屋被害及び人身被害発生情報ならびに電気・水道・交通（鉄道、道路等）・通信・放送施設等の施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報
 - ・対外対応状況（地方自治体の災害対策本部・官公庁・報道機関・お客さま等への対応状況）
 - ・出社途上における収集情報
 - ・その他災害に関する情報（交通状況等）
 - ・ガス施設等被害の状況及び復旧状況
 - ・ガス施設等の被害及び復旧に関する情報、普及作業に必要な資機材・食料又は応援隊等に関する情報
 - ・社員の被災状況
 - ・その他災害に関する情報

ウ 災害発生時における広報

(ア) 広報活動

災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合
において、その状況に応じた広報活動を行う。

(イ) 広報の方法

広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて
行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また地方自治体等の関係機関とも
必要に応じて連携を図る。

エ 対策要員の確保

(ア) 対策要員の確保

- ・勤務時間外の非常事態の発生に備え、あらかじめ対策要員や連絡先を整理しておく。

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

- ・非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに所属する本（支）部に出動する。
- ・勤務時間外に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた対策要員は、気象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。

(イ) 他会社等との協力

- ・協力会社等とは、災害発生後直ちに出勤要請できる連携体制を確立し、必要に応じて出勤を要請する。
- ・自社のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、日本ガス協会の「非常事態における応援要綱」に基づき他ガス事業者からの応援を要請する。

オ 事業継続計画の策定・発動

(ア) 事業継続計画の策定

事故・災害等について、必要によりあらかじめ事業継続計画を策定する。また、策定にあたっては、関係者の生命・身体の安全、及び被害拡大の防止を前提とした上で、最低限継続しなければならない次の業務を最優先する。

- ・ガスの製造・供給の維持、保安の確保に関する業務
- ・ガスの供給が停止した場合にはその復旧作業に関する業務
- ・供給制限が必要となった場合の需要家対応に関する業務
- ・その他企業として事業を継続する上で最低限必要な通常業務

(イ) 事業継続計画の発動

事業継続計画の発動が必要な場合は、事務局長が本部長に具申し、発動は本部長が命ずる。

カ 災害発生時における復旧用資機材の確保

(ア) 調達

各班長、各支部長は、予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保する。

- ・取引先・メーカー等からの調達
- ・被災していない他地域からの流用
- ・他ガス事業者等からの融通

(イ) 復旧用資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

キ 非常事態発生時の安全確保

(ア) 危険予防措置

ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

ク 災害発生時における応急工事

応急の復旧にあたっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行う。

第1部
総則

第2部
災害予防編

第3部
災害応急対策編

第4部
災害復旧・復興編

第5部
その他対策編

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

ケ 復旧計画の策定

(ア) 復旧計画の策定

非常事態により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。

- ・災害が発生した場合は、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を策定する。
 - ・復旧手順及び方法
 - ・復旧要員の確保及び配置
 - ・復旧用資機材の調達
 - ・復旧作業の期間
 - ・供給停止需要家等への支援
 - ・宿泊施設の手配、食糧等の調達
 - ・その他必要な対策
- ・重要施設の優先復旧計画
救急病院、ゴミ焼却場、老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するよう計画立案する。なお、臨時供給にあたっては、関係機関（国、都県、日本ガス協会等）と連携を図る。

コ 復旧作業の実施

(ア) 製造設備の復旧作業

被害を受けた製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧する。

(イ) 供給設備の復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。

- ・高・中圧導管の復旧作業
 - ・区間遮断
 - ・漏えい調査
 - ・漏えい箇所の修理
 - ・ガス開通
- ・低圧導管の復旧作業
 - ・閉栓作業
 - ・復旧ブロック内巡回調査
 - ・被災地域の復旧ブロック化
 - ・復旧ブロック内の漏えい検査
 - ・本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所の修理
 - ・本支管混入空気除去
 - ・灯内内管の漏えい検査及び修理
 - ・点火・燃焼試験（給排気設備の点検）
 - ・開栓

(3) 大東ガス

ア 通報・連絡

(ア) 通報・連絡の経路

社内及び外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に出来るよう、情報伝達ルート

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

の体制を確立する。

(イ) 通報・連絡の方法

社内への通報及び連絡は一斉メール、緊急連絡網による連絡、外部への通報及び連絡は社内電話、携帯電話、他通信等を使用して行う。

イ 災害発生時における情報の収集

(ア) 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報をテレビ、ラジオ、インターネット、巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

- ・ 気象庁の発表する、地震、大雨、洪水等に関する情報
- ・ 出社途上における収集情報
- ・ 交通状況等
- ・ ガス施設等被害の状況及び復旧状況
- ・ 復旧作業に必要な資機材・食料又は応援隊等に関する情報
- ・ 社員の被災状況
- ・ その他災害に関する情報

ウ 災害発生時における広報

(ア) 広報活動

災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。

(イ) 広報の方法

広報については、インターネット等を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

エ 対策要員の確保

(ア) 対策要員の確保

- ・ 勤務時間外の非常事態の発生に備え、あらかじめ対策要員や連絡先を整理しておく。
- ・ 非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた連絡方法及び動員計画に基づき速やかに定められた場所に出動する。
- ・ 勤務時間外に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた対策要員は、気象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。

(イ) 他企業等との協力

- ・ 協力会社等と災害発生時に出動要請できる連絡体制を確立し、必要に応じて出動を要請する。
- ・ 自社のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、日本ガス協会の「非常事態における応援要綱」に基づき他ガス事業者からの応援を要請する。

オ 事業継続計画の策定・発動

(ア) 事業継続計画の策定

事故・災害等について、必要により事業継続計画を策定する。また、策定にあたっては、関係者の生命・身体の安全、及び被害拡大の防止を前提とした上で、最低限継続しなければならない次の業務を最優先する。

第1部
総則

第2部
災害予防編

第3部
災害応急対策編

第4部
災害復旧・復興編

第5部
その他対策編

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

第1部
総則

- ・ガスの供給の維持、保安の確保に関する業務
- ・ガスの供給が停止した場合にはその復旧作業に関する業務
- ・供給制限が必要となった場合の需要家対応に関する業務
- ・その他企業として事業を継続する上で最低限必要な通常業務

(イ) 事業継続計画の発動

事業継続計画の発動が必要な場合は、本部長が命ずる。

カ 災害発生時の復旧用資機材の確保

(ア) 調達

予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保する。

- ・取引先・メーカー等からの調達
- ・他ガス事業者等からの融通

(イ) 復旧用資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

キ 非常事態発生時の安全確保

ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

ク 災害発生時における応急工事

応急の復旧にあたっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行う。

ケ 復旧計画の策定

(ア) 復旧計画の策定

非常事態により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域の施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。

- ・災害が発生した場合は、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を策定する。
 - ・復旧手順及び方法
 - ・復旧要員の確保及び配置
 - ・復旧用資機材の調達
 - ・復旧作業の期間
 - ・供給停止需要家等への支援
 - ・応援隊への宿泊施設の手配、食糧等の調達
 - ・その他必要な対策
- ・重要施設優先復旧計画

救急指定病院、特別養護老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設について県、日本ガス協会、埼玉県ガス協会等と連携を図る。

コ 復旧作業の実施

(ア) 供給設備の復旧作業

第2部
災害予防編

第3部
災害応急対策編

第4部
災害復旧・復興編

第5部
その他対策編

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。

- 中圧導管復旧作業
 - 区間遮断
 - 漏えい調査
 - 漏えい箇所の修理
 - ガス開通
- 低圧導管復旧作業
 - 閉栓作業
 - 復旧ブロック内巡回調査
 - 被災地域の復旧ブロック化
 - 復旧ブロック内の漏えい検査
 - 本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所の修理
 - 本支管混入空気除去
 - 灯内内管の漏えい検査及び修理
 - 点火・燃焼試験（給排気設備の点検）
 - 開栓

サ 市の実施する措置

本市は、東京ガスグループ及び大東ガスと協力し、市内被害情報の収集を行うとともに、事業者が実施した応急措置及び復旧見込み等の情報を市民に広報する。

また、ガス施設の被害が甚大で、通常生活を営むことが長期間にわたり困難であるとき、第3部 災害応急対策編に準じて避難所を設置し、当該市民を収容する。

4. 水道施設災害対策計画

本計画は、災害（震災及び風水害を除く）等を起因とした大規模断水事故の防止を目的とする。なお、震災、風水害に起因する水道施設災害への対策は、「4-5. 応急対策」を参照する。

4-1. 災害の想定

水道施設の災害としては、水道原水への有害物質流入等による水質事故、浄配水場など水道施設への有害物質等の投入、停電や浄水施設の故障による断水、配水管網の破損による断水事故が考えられる。

4-2. 被害の想定

水道施設の水質事故等の災害により、水の供給が停止して、飲料水、入浴や家事、トイレなどの生活用水が使えないことにより市民生活が支障をきたすとともに、企業活動も停止を余儀なくされる。

また、火災発生の際には消火活動にも大きな影響が出る事態が想定される。

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

4-3. 活動体制

(1) 職員動員計画

配備体制は、次のフローに基づき決定する。

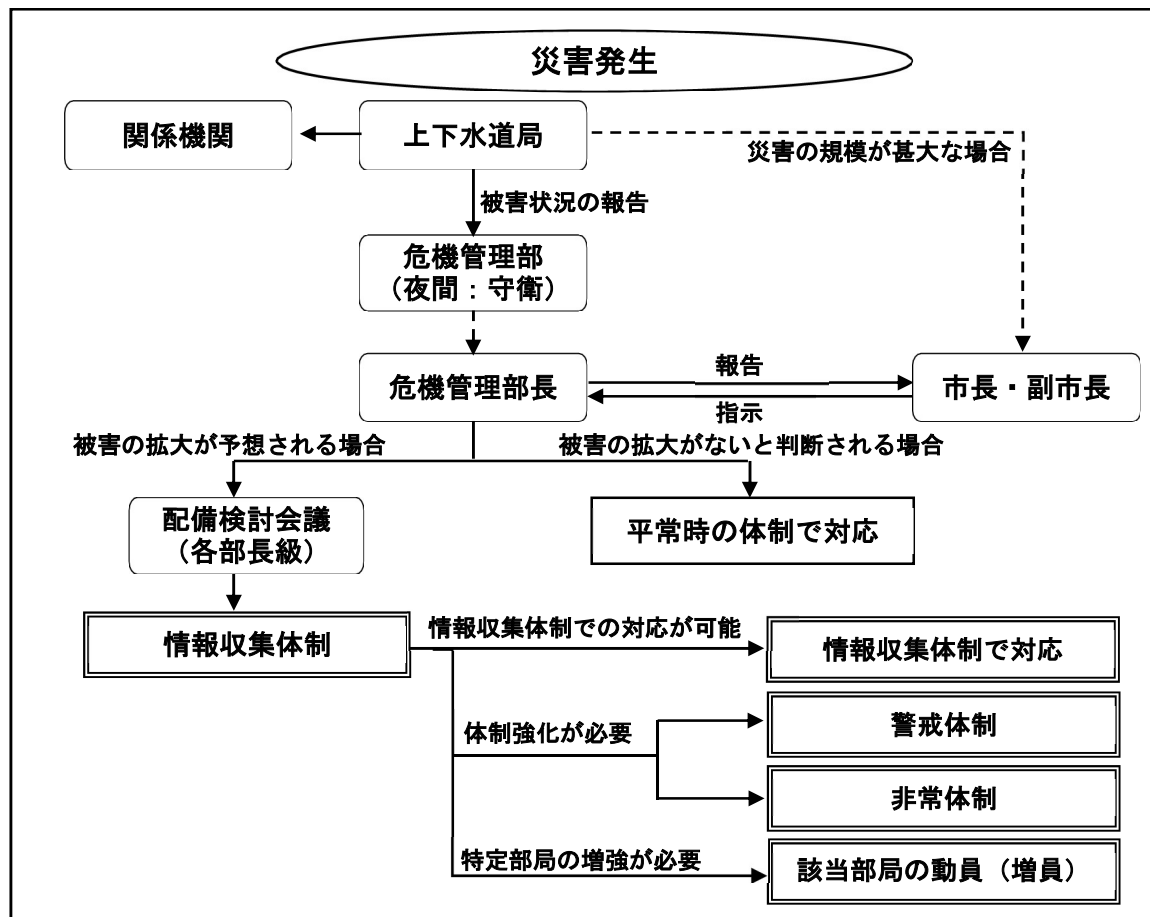


図 水道施設災害における配備体制決定フロー

(2) 情報収集・伝達系統

水道施設災害対策に係わる情報収集・伝達系統は、第3部 災害応急対策編に準じる。

4-4. 予防対策

(1) 給水資機材の整備

災害発生時の応急給水に備え、上青木浄水場、神根浄水場、新郷浄水場、芝園配水場、石神配水場、横曽根浄水場、鳩ヶ谷浄水場に給水資機材の備蓄を行う。

また、今後はこれらの資機材を上位の性能のものに段階的に更新し、給水資機材の充実を図る。

(2) 市民の貯水意識向上

市民及び自主防災組織等に対して、広報紙、インターネット等を通じて日頃から災害に備えて飲料水などを備蓄するよう、貯水に関する広報を行い、市民の貯水意識の向上を図る。

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

(3) 消防対策

ア 代替水利の調査

消防局は、給水制限が実施された場合、上下水道局と連携を図り、周辺の防火水槽、プール、池など消防水利の水量を調査し、代替水利を確保する。

また、遠距離送水となる場合に備え、必要資機材を確保する。

イ 市民に対する広報

広域断水・渇水時には、市民に対して次の内容に関する広報を行う。

- ・火気の取扱いに十分注意するなど、火災の発生防止に努める。
- ・消火器、風呂水の蓄えなど、火災発生時の初期消火の徹底を図る。

ウ 警戒活動

消防車両等による火災警戒パトロールを実施する。

4-5. 応急対策

(1) 災害応急活動の業務分担

水道施設災害発生時における主な防災関係機関の業務分担は、次表による。

表 水道施設災害に係る主な防災関係機関の業務分担

| 主な活動 | 関係機関 上下水道管理部 上下水道事業部 | 消防局 | 市 |
|-----------|----------------------------|-----|---|
| 事故発生情報の通報 | ◎ | ○ | ○ |
| 給水活動 | ◎ | | |
| 復旧体制の確立 | ◎ | | |
| 応急復旧 | ◎ | | |
| 情報収集 | ◎ | ○ | ○ |
| 消防警戒措置 | | ◎ | |
| 避難所の開設 | | | ◎ |
| 一般広報 | ◎ | ○ | ○ |
| 被害情報のまとめ | ○ | ○ | ◎ |

◎：各活動を主として実施する機関（主務機関）

○：協力機関であり、主務機関が現場に到着後はその指示又は要請に従う

(2) 給水の実施

ア 給水方法

- ・飲料水は、生命維持のために必要な最低限の水の量といわれている1人1日3リットル以上を給水目標とする。
- ・指定避難所を「指定給水所」とし、応急給水システムによる市民への給水を行う。
- ・災害拠点病院など、緊急に給水が必要な箇所については、要請に応じて給水車にて緊急特別給水を行う。

イ 広報

市民の混乱を防ぐため、次の情報について必要な広報を行う。

- ・応急給水の場所
- ・給水時間

第1部
総則

第2部
災害予防編

第3部
災害応急対策編

第4部
災害復旧・復興編

第5部
その他対策編

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

第1部
総則

第2部
災害予防編

第3部
災害応急対策編

第4部
災害復旧・復興編

第5部
その他対策編

- 給水量
 - 広報活動は、災害発生時の広報計画に基づき行うほか、指定給水所及びその周辺において広報を行う。
- ウ 応援要請
- 給水資機材、人員などが不足する場合は、あらかじめ締結した協定等に基づき、関係団体、川口市上下水道局災害時支援協力員に対し、応援を要請する。
- エ 自動販売機による救援用飲料の提供
- 本市は、必要に応じ、第一本庁舎等に設置した災害停電時飲料提供型自動販売機内の在庫商品を市民に対し無償で提供する。

(3) 施設の被害調査

- 災害発生後には、速やかに被害状況を調査し、適切な復旧計画を決定する。
- 被害調査で確認された被害箇所又は故障箇所は、復旧作業を容易にするため、上下水道合同対策本部において上水道管網図で示す。

(4) 復旧作業

- 復旧作業は、原則として取水、導水、浄配水場施設、配水幹線・配水支管及び給水装置の順に行うが、災害の状況、各施設の被害の程度、復旧の難易度、復旧作業の能力などを勘案し、被害箇所の復旧順位を決定し、作業を行う。
- 管路の復旧工事は、早期通水を最優先とし、管の破損、継手の離脱など管路の切断状態を勘案し、被害箇所の復旧順位を決定し、作業を行う。

(5) 消防対策

ア 増水手配の実施

消防局は、給水制限期間中に火災が発生した場合は、上下水道事業部と連携し、制水弁の開閉によるその地域の増水手配を行う。

イ 消防部隊の出動等

- 防火水槽、プール、河川等の自然水利を活用した防ぎょ活動を行う。
- 水利が長距離の場合、現場最高指揮者は、中継送水隊を指定するなど効率的な部隊の運用を図る。
- 車両積載資機材の点検と積載ホースを増加する。
- 他部署・機関の給水車の活用を考慮する。
- 防火水槽、プール等を使用した場合、必ず補給する。

(6) 避難所の開設

水道施設の被害が甚大で、通常生活を営むことが長期間にわたり困難であるとき、第3部災害応急対策編に準じて避難所を設置し、当該市民を収容する。

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

第11節 火山噴火対策計画

我が国は、地震国であるとともに火山国でもある。日本列島には111の活火山（平成29年6月現在・火山噴火予知連絡会）があり、いつどこで大きな噴火が起きるかわからない。本市の近くでは、富士山や浅間山が代表的な活火山であり、自然災害としての時間軸で見ると、これまで何度も噴火を繰り返してきた歴史がある。

しかも、ひとたび大きな噴火が起きると、火山の周辺地域が壊滅的な打撃を受けるとともに、噴出物の種類や量、気象条件によっては、100km以上の範囲にわたって火山灰が降り、その影響が数年という長期間にわたって続くことがわかっている。

東日本大震災は、“想定外”の津波被害や液状化被害をもたらしたが、防災対策においては“想定外”をなくし、あらゆる災害を想定した対策が求められる。

そのため、本計画では、自然災害の一つである、火山の噴火による対策について定める。

注：数千年にわたって活動を休止した後に活動を再開した事例もあり、近年の火山学の発展に伴い過去1万年間の噴火履歴で活火山を定義するのが適当であるとの認識が国際的にも一般的になりつつあることから、平成15年（2003年）に火山噴火予知連絡会は「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」を活火山と定義し直した。当初、活火山の数は108であったが、平成23年（2011年）6月に2火山、平成29年（2017年）6月には1火山が新たに選定され、活火山の数は現在111となっている。

出典：気象庁HP

1. 災害の想定

過去の災害履歴から、本市に噴火による被害を及ぼすと想定される活火山は、富士山と浅間山がある。

富士山は、本市から約80km、フィリピン海プレート、北米プレート、ユーラシアプレートが接する地域に位置する、我が国の陸域では最大の火山である。

現在も活動している新富士は、規模は小さいが、火砕物と呼ばれる火山灰を大量に噴出してきた歴史がある。国の検討会でも火山灰の噴出を想定しており、約300年前の宝永大噴火（宝永4年・1707年）と同規模の噴火が起こった場合、本市も、火山灰が2cm以上降ると予想されている地域（県南部）に属する。

一方、浅間山は、本市から約150kmであるが、天明3年（1783年）の噴火では、中山道沿いに江戸（現在の板橋）まで、噴出物の飛来が確認されている。

最近では、平成21年2月2日に噴火し、県をはじめ、東京都や神奈川県、千葉県で降灰が確認されている。

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

2. 被害の想定

こうした特徴から想定できる本市の被害は、火山灰によるものとして対策を検討する。

「大規模噴火時の広域降灰対策について ー首都圏における降灰の影響と対策ー ～富士山の噴火をモデルケースに～（報告）」（令和2年4月 中央防災会議 防災対策実行会議 大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ）では、次の3ケースにおける降灰のシミュレーションを実施し、富士山の噴火に伴う降灰の影響を想定している。

【検討ケース】

<ケース1>

- ・宝永噴火の実績に類似する、噴火期間中に西風が卓越する場合
- ・降灰は、神奈川県と千葉県を中心に、火山から東方面に分布

<ケース2>

- ・影響下の人口・資産が大きくなる西南西風が卓越する場合
- ・降灰は、神奈川県と東京都を中心に、火山から東北東方面に分布

<ケース3>

- ・風向の変化が比較的大きく南よりの風の場合
- ・降灰は、山梨県、静岡県、神奈川県を中心に広く分布

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

表 降灰の影響

| 分野 | 降灰の影響 |
|------|--|
| 鉄道 | 微量の降灰で地上路線の運行が停止する。大部分が地下の路線でも、地上路線の運行停止による需要増加や、車両・作業員の不足等により運行停止や輸送力低下が発生する。また、停電エリアでは地上路線、地下路線ともに運行が停止する。 |
| 道路 | 乾燥時 10cm 以上、降雨時 3cm 以上の降灰で二輪駆動車が通行不能となる。当該値未満でも、視界不良による安全通行困難、道路上の火山灰や、鉄道停止に伴う交通量増等による、速度低下や渋滞が発生する。 |
| 物資 | 一時滞留者や人口の多い地域では、少量の降灰でも買い占め等により、店舗の食料、飲料水等の売り切れが生じる。道路の交通支障が生じると、物資の配送困難、店舗等の営業困難により生活物資が入手困難となる。 |
| 人の移動 | 鉄道の運行停止とそれに伴う周辺道路の渋滞による一時滞留者の発生、帰宅・出勤等の移動困難が生じる。さらに、道路交通に支障が生じると、移動手段が徒歩に制限される。また、空路、海路の移動についても制限が生じる。 |
| 電力 | 降雨時 0.3cm 以上で碍子の絶縁低下による停電が発生する。数 cm 以上で火力発電所の吸気フィルタの交換頻度の増加等による発電量の低下が生じる。電力供給量の低下が著しく、需要の抑制や電力融通等の対応でも必要な供給力が確保しきれない場合は停電に至る。 |
| 通信 | 噴火直後には利用者増による電話の輻輳が生じる。降時に、基地局等の通信アンテナへ火山灰が付着すると通信が阻害される。停電エリアの基地局等で非常用発電設備の燃料切れが生じると通信障害が発生する。 |
| 水道 | 原水の水質が悪化し、浄水施設の処理能力を超えることで、水道水が飲用に適さなくなる、又は断水となる。停電エリアでは、浄水場及び配水施設等が運転停止し、断水が発生する。 |
| 下水道 | 降雨時、下水管路（雨水）の閉塞により、閉塞上流から雨水があふれる。停電エリアの処理施設・ポンプで非常用発電設備の燃料切れが生じると下水道の使用が制限される。 |
| 建物 | 降雨時 30cm 以上の堆積厚で木造家屋が火山灰の重みで倒壊するものが発生する。体育館等の大スパン・緩勾配屋根の大型建物は、積雪荷重を超えるような降灰重量がかかると損壊するものが発生する。5cm 以上の堆積厚で空調設備の室外機に不具合が生じる。 |
| 健康被害 | 降灰による健康被害としては目・鼻・のど・気管支等に異常を生じることがある。呼吸器疾患や心疾患のある人々は症状が増悪するなどの影響を受ける可能性が高い。 |

第1部
総則第2部
災害予防編第3部
災害応急対策編第4部
災害復旧・復興編第5部
その他対策編

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

3. 活動体制

3-1. 市及び関係機関の業務の大綱

表 噴火に伴う降灰被害に係る市及び関係機関の業務の大綱

| 機関名 | 実施内容 |
|----------------------|--|
| 市（危機管理部、建設部、経済部） | <ul style="list-style-type: none"> 火山噴火警報・予報、降灰予報等の周知・伝達 市内の降灰情報の集約と県への伝達 被害状況の把握 所管道路の被害調査と復旧作業 農作物の被害調査 |
| 市（上下水道局） | <ul style="list-style-type: none"> 浄水施設の被害調査と応急・復旧活動 処理施設及び管渠の被害調査と応急・復旧活動 |
| 警察署 | <ul style="list-style-type: none"> 交通障害の実態把握と交通規制 |
| 県（県土整備部） | <ul style="list-style-type: none"> 所管道路の被害調査と復旧作業 |
| 関東地方整備局（北首都国道事務所） | |
| 東日本高速道路(株)、首都高速道路(株) | |
| JR 東日本 | <ul style="list-style-type: none"> 被害状況の調査と復旧作業 降灰時の運行体制の確立 |
| NTT 東日本、NTT ドコモ、KDDI | <ul style="list-style-type: none"> 被害状況の調査と復旧作業 |
| 東京電力 | <ul style="list-style-type: none"> 被害状況の調査と復旧作業 |

3-2. 職員動員計画

配備体制は、次のフローに基づき決定する。

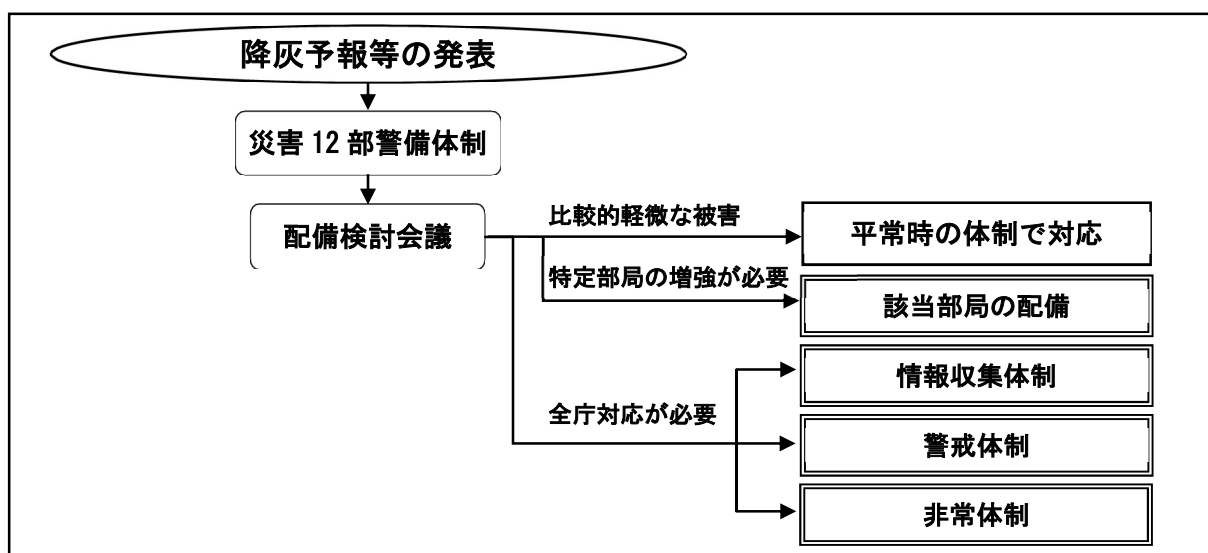


図 火山噴火災害における配備体制決定フロー

第1部 総則

第2部 災害予防編

第3部 災害応急対策編

第4部 災害復旧・復興編

第5部 その他対策編

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

3-3. 情報収集・伝達系統

火山噴火等の情報伝達系統は次のとおりである。なお、気象業務法の改正により、平成19年(2007年)12月1日より噴火警報・予報が、平成20年(2008年)3月31日より降灰予報が発表開始となっている。

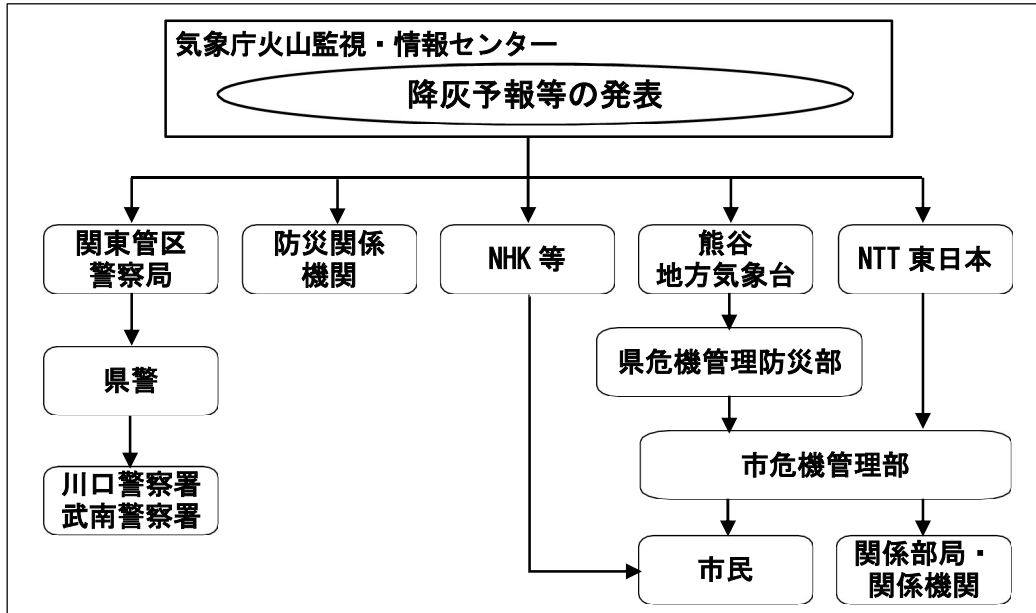


図 噴火に伴う降灰被害に係る情報収集・伝達系統

4. 予防対策

4-1. 情報の整理

我が国は火山列島であり、全国各地の火山活動に対する事例から、火山の噴火による降灰の影響をあらかじめ整理する。

4-2. 対策の準備

本市としては、道路・交通機関への降灰の影響を考慮して準備する。特に火山灰が道路に2cm程度積もった場合、除去の方法や必要な資機材、車両などを検討する。

4-3. 市民への啓発

火山の噴火に伴う降灰については、本市でもかつて経験したことのある災害であり、全国各地で現在も起きていることなどを知らせ、不必要なパニックにならないことなどを啓発する。

第1部

総則

第2部

災害予防編

第3部

災害応急対策編

第4部

災害復旧・復興編

第5部

その他対策編

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

5. 応急対策

5-1. 避難情報の発令

火山近傍を除き、降灰の影響により、噴火後短時間で死者、負傷者が発生する可能性は低いものの、火山灰の重みの影響による木造家屋の倒壊や、降雨時の土石流の影響による人的被害の発生が想定される。

このため、火山灰の重みによる木造家屋の倒壊が想定される降灰厚に達する前や、降灰後の土石流の発生が想定される降雨に達する前に避難を完了するよう、適切なタイミングで避難情報を発令する必要がある。

【避難のタイミング】

○木造家屋の倒壊

火山灰の荷重による木造家屋の倒壊に対しては、火口から風下方向にある降灰厚が 30cm 以上と想定される範囲から避難する。

- ・噴火後半日程度で降灰厚が 30cm 以上となりうる地域では、噴火後に避難を開始しては間に合わない可能性があるため、避難に時間を要する高齢者等は、噴火警戒レベル 4 のタイミングで避難する。
- ・噴火後 1～2 日程度で降灰厚が 30cm 以上となりうる地域では、高齢者等も含め噴火後に避難する。

○降灰後の土石流

降灰後の降雨による土石流に対しては、降灰可能性マップ 3 で降灰厚 10cm 以上が想定される土砂災害警戒区域（土石流）等から、降灰後の土石流の発生が想定される降雨に達する前に避難する。土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報（土石流による被害が想定される区域と時期に関する情報）発表後は情報を踏まえ避難する。


| 種別 | 名称 | 対象範囲 | 噴火警戒レベルとキーワード | | 説明 | 説明 | | |
|----------|--------------------------------|----------------------------------|---------------|---------------------|---|---|---|---|
| | | | | | | 火山活動の状況 | 住民等の行動 | 登山者・入山者への対応 |
| 特別 警報 | 噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報 | 居住地域 及び それより 火口側 | レベル 5 | 避難 |  | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。 | 危険な居住地域からの避難等が必要（状況に応じて対象地域や方法を判断）。 | |
| | | | レベル 4 | 高齢者等 避難 |  | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。 | 警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要（状況に応じて対象地域を判断）。 | |
| 警報 | 噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報 | 火口から 居住地域 近くまで 火口周辺 | レベル 3 | 入山規制 |  | 居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。 | 通常の生活（今後の火山活動の推移に注意。入山規制）。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。 | 登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等（状況に応じて規制範囲を判断）。 |
| | | | レベル 2 | 火口周辺 規制 |  | 火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。 | 通常の生活。（状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への参加等）。 | 火口周辺への立入規制等（状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断）。 |
| 予報 | 噴火予報 | 火口内等 | レベル 1 | 活火山で あること に留意 |  | 火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。 | | 特になし（状況に応じて火口内への立入規制等）。 |

図 噴火警戒レベル

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

5-2. 火山灰の除去

道路や鉄道の被害については、火山灰を的確に除去することで、被害を大幅に軽減することが可能である。

そのため、火山灰除去の経験をもつ公共団体との広域的な応援体制がとれるよう検討する。宅地に降った火山灰の除去については、所有者又は管理者が対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、本市が対応する。

5-3. 農作物等被害の軽減

降灰による農作物等被害については、範囲も広くなることから、降灰中の応急対策は困難である。また、降灰後も長期にわたって被害が継続する可能性がある。

そのため、火山活動がおさまった段階における復旧・復興対策を検討する。

5-4. 火山灰の収集・処分

火山灰の収集は、原則として土地所有者又は管理者が行う。運搬については、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないよう努める。

宅地等に降った火山灰の運搬については、本市が行う。宅地以外に降った火山灰の収集・運搬については、各施設管理者が行う。

火山灰の処分方法については、関係機関との検討を踏まえて対応する。

※いずれの資料も「大規模分家事の広域降灰対策について 一首都圏における降灰の影響と対策一 ～富士山の噴火をモデルケースに～（報告）」（令和2年4月 中央防災会議 防災対策実行会議 大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ）より

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

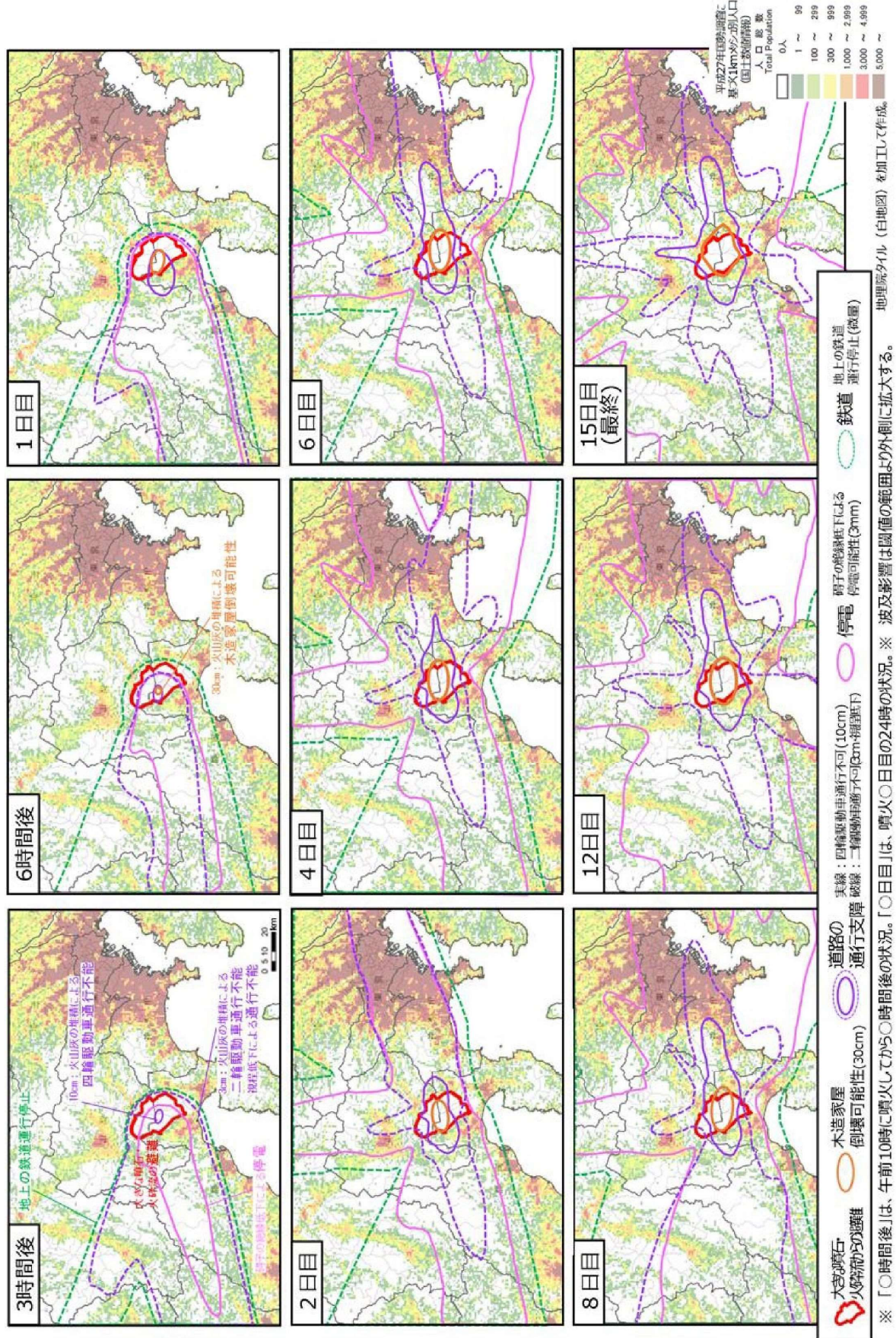


図 主な影響の閾値の範囲 (降雨時) [ケース3(風向の変化が比較的大きい南よりの風)]

第1部 総則

第2部 災害予防編

第3部 災害応急対策編

第4部 災害復旧・復興編

第5部 その他対策編

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

表 降灰による具体的な影響

| | | 想定される影響 | 閾値 | 付加条件 | | |
|--------------|--|----------------------------------|---|--|-------------------------------------|---------------------|
| 直接被害 | 資産被害 | 家屋等被害 | 荷重による木造家屋の倒壊 | 降雨時30-45cm、降雨なし45-60cm | | |
| | | | 支点間の長い大型建物のたわみ・損壊 | 地域の積雪荷重を超える降灰の厚さ | 耐久力上余裕のない建物 | |
| | | 公共土木施設等被害 | 農林水産物被害 | 降灰後の土石流による家屋の損壊・流出 | 降雨時、1cm以上で発生可能性、10cm以上で被害大。 | |
| | | | | 農作物の商品価値の低下 | 葉物野菜・果実類等微量、その他野菜等1.5cm以上、稲0.05cm以上 | 非作付け時期、被覆施設のある農地は除外 |
| | | | 農作物の収穫不能 | 野菜等10cm以上、稲15cm以上、果実類20cm以上 | | |
| | | | 森林の幹の折損、生育不良や枯死 | 降雨時10cm以上 | | |
| | 人的被害 | 漁獲量の低下 | 牧草の生育不良 | 2cm以上 | | |
| | | | 漁獲量の低下 | (定性) | | |
| | | 家屋の倒壊・流出による死傷 | 健康被害（目・鼻・喉の異常および呼吸器系疾患・心疾患患者の症状の悪化等） | (定性) | | |
| | | | 家屋の倒壊・流出による死傷 | (定性) | | |
| | | | 避難経路の遮断 | (定性) | | |
| | | | 避難経路の遮断 | (定性) | | |
| 間接被害 | 交通支障の影響 | 道路 | 車線等の視認障害による速度低下 | 0.1cm以上 | | |
| | | | 視界不良による通行不能・速度低下 | 通行不能 視程30m以下 速度低下 視程60m以下 | | |
| | | | 火山灰の再移動による視界不良による速度低下 | 1cm以上 | | |
| | | | タイヤ接地面の摩擦の低下による通行不能・速度低下 | 2輪駆動車通行不能 降雨時3cm以上、降雨なし10cm以上 速度低下 20km/h 降雨なし2cm以上 10km/h 降雨時0.5cm以上 降雨なし5cm以上 | | |
| | | | タイヤのスタック・スリップ事故等による滞留車両の発生 | (定性) | | |
| | | | 4輪駆動車通行不能 降雨時10cm以上、降雨なし30cm以上 | | | |
| | | 鉄道 | 交通量の多い道路での速度低下に伴う渋滞 | (定性) | | |
| | | | 鉄道・航空交通の停止による需要の増加 | (定性) | | |
| | | | スリップ等の発生により安全運行が確保できない路線で通行禁止または制限 | (定性) | | |
| | | | 緊急交通路として指定された路線では一般車両の通行禁止 | (定性) | | |
| | | | 道路の低くはなっている箇所が火山灰が堆積することによる通行困難区間の拡大 | (定性) | 降雨時 | |
| | | | 小さな噴石の降下による車両のガラスの破損 | (定性) | | |
| 航空 | 車輪やレールの通電不良による車両位置検出・踏切動作不良 | 0.05cm以上（初回は微量で運行停止） | 地上を運行する新幹線・在来線等 | | | |
| | 視界不良による速度低下・運行停止 | 視程50m以下 | 地上を運行する新幹線・在来線等 | | | |
| | ポイントの動作不良 | 0.05cm以上 | 地上を運行する新幹線・在来線等 | | | |
| | レールの埋没 | 15cm以上 | 地上を運行する新幹線・在来線等 | | | |
| | 停電・電力供給不安定による運行不能 | 降雨時0.3cm以上等停電時 | 停電エリアのすべての路線 | | | |
| | 必要の増加や車両・作業員不足による運行停止・輸送力低下 | (定性) | 大部分が地下区間の路線、降灰の影響のない区間 | | | |
| 船舶 | 需要の増加や車両・作業員不足による運行停止・輸送力低下 | (定性) | 折り返し運転が長期間に及ぶ場合 | | | |
| | 除灰作業等が行われるまでの間滑走路の使用不可 | 0.04~0.2cm以上 | | | | |
| | 航空機による火山灰が存在する空域の迂回・到着空港の変更 | 微量 | 専用のフィルターを装着したヘリコプター等除く | | | |
| | 大幅な迂回が必要となった場合の運航可能便数制限 | (定性) | | | | |
| | 鉄道や道路等の二次交通の使用不可に伴うターミナル混雑等による欠航 | (定性) | | | | |
| | 緊急交通路として指定された路線では一般車両の通行禁止 | (定性) | | | | |
| ライフラインの停止の影響 | 電力 | 鉄道や道路等の二次交通の使用不可に伴うターミナル混雑等による欠航 | (定性) | | | |
| | | 東京湾の特定の航路における視界不良による航路外待機 | 降灰中 | 巨大船、危険物積載船等の特定の船隻 | | |
| | | 冷却水管の目詰まり | (定性) | 多孔質の火山灰が湖面に浮かんでいる場合 | | |
| | | エンジンフィルターの目詰まり・可動部分の摩耗 | (定性) | | | |
| | | 停電による港湾の荷役機械使用不可 | 降雨時0.3cm以上 | | | |
| | | 母子の絶縁低下による停電 | 降雨時0.3cm以上 | 火山灰の範囲、被害対策済みのエリア、地下・屋内施設除く | | |
| | 水道 | 倒木による送配電線の切断による停電 | 降雨時10cm以上（軒折れ多数） | 火山灰の範囲除く | | |
| | | タービンの摩耗（水力発電所） | (定性) | | | |
| | | 吸気フィルターの短命化・交換頻度増による火力発電所の供給力の低下 | 降灰中、6cm以上で停止 | | | |
| | | 太陽光発電パネルへの降灰による発電量の減少 | 0.03cm以上 | | | |
| | | 道路の通行不能による復旧現場への到達不能 | 降雨時3cm以上、降雨なし10cm以上 | | | |
| | | 空調設備の不具合による機器の動作異常 | (定性) | | | |
| 下水道 | 燃料不足による火力発電所の停止 | (定性) | 長期海上輸送が困難になった場合 | | | |
| | 必要な供給力を確保しきれない場合の停電 | (定性) | デマンドレスポンスによる需要の抑制、エリア別の電力融通等の対策行っても供給力が確保できない場合 | | | |
| | 火山灰の侵入によるカスタービン式非常用発電設備の不具合、メンテナンス頻度増によるタービナル式非常用発電設備の出力低下 | (定性) | | | | |
| | 濁度の増加 | 緩速ろ過式の浄水場0.2cm以上 | 覆蓋等により浄水過程に直接降灰がない浄水場を除外 | | | |
| | ろ過池等浄水施設の機能低下 | 緩速ろ過式の浄水場1cm以上 | 覆蓋等により浄水過程に直接降灰がない浄水場を除外 | | | |
| | pHの低下、元素の溶出等による原水の水質の悪化による飲用不向き | (定性) | | | | |
| 通信 | 停電による運転停止 | 降雨時0.3cm以上等停電時 | 予備電源の燃料が枯渇した場合 | | | |
| | 薬剤等の不足による機能低下 | (定性) | 道路の通行不能が継続した場合 | | | |
| | 水需要の増加による水不足 | (定性) | | | | |
| | 下水道管路等排水施設の閉塞 | (定性) | 降雨時や水を使った清掃機の場合、分流式の汚水台除く | | | |
| | 下水処理場の処理能力低下、ポンプ場の機能不全 | (定性) | 覆蓋等により直接降灰のない分流式の処理施設除く | | | |
| | 停電による運転停止 | 降雨時0.3cm以上等停電時 | 予備電源の燃料が枯渇した場合 | | | |
| 波及被害 | 生活への波及影響 | 下水管路（雨水）の閉塞により、閉塞上流から雨水があふれる | (定性) | 降雨時 | | |
| | | 薬剤等の不足による下水処理施設の機能低下 | (定性) | 道路の通行不能が継続した場合 | | |
| | | アンテナへの火山灰の付着による通信不調 | (定性) | 降雨時 | | |
| | 経済への波及影響 | 利用者の増加による輻輳 | (定性) | | | |
| | | 停電による運転停止 | 降雨時0.3cm以上等停電時 | 予備電源の燃料が枯渇した場合 | | |
| | | 空調設備の不具合による機器の動作異常 | (定性) | | | |
| 精神的被害 | 生活への波及影響 | 火山灰の侵入による電子機器の不調 | (定性) | | | |
| | | 買い占め等による食料・水等の店舗在庫の売り切れ | 0.1cm以上（道路輸送力低下） | 一時滞留者や人口の多い地域では微量 | | |
| | | 交通支障による物資の入手困難 | 降雨時3cm以上、降雨なし10cm以上 | | | |
| | 経済への波及影響 | 医療・福祉施設の機能低下 | 交通・ライフラインの支障地域 | | | |
| | | 交通支障による大量の滞留者の発生 | 微量 | 首都圏等鉄道への依存度が高い地域 | | |
| | | 空調設備の不具合 | 5cm以上 | | | |
| その他 | 経済への波及影響 | 家電製品・情報機器の不具合 | (定性) | 屋外使用時 | | |
| | | 人員の確保不能、顧客の移動不能による営業停止、事業の縮小 | 交通・ライフラインの支障地域 | | | |
| 精神的被害 | その他 | サブライフェーンの寸断に伴う操業停止 | 交通・ライフラインの支障地域 | | | |
| | | 応急対策費用の発生 | (定性) | | | |
| 精神的被害 | その他 | 火山灰の影響による精神的打撃 | (定性) | | | |
| | | 火山灰の仮置き場所・処分場の不足等 | (定性) | | | |

【留意事項】

過去の火山噴火における被害状況や、類似の他の災害事例の状況、実験結果などを基に、多くの仮定を画いた上で整理したものであり（詳細は別添資料2参照）、施設・設備の状況や実施される対策により、閾値は変動する。対策の検討のため、発生しうる影響を推し量る目安であることに留意。

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

| 項目 | 火山灰の堆積厚 | | | | | |
|------|--|--------|------|-------------|-------------------------------|-------|
| | 微量 | 0.3cm~ | 3cm~ | 10cm~ | 30cm~ | 45cm~ |
| 交通 | 鉄道 ・地上路線の運行停止 ・大部分が地下の路線でも、地上路線の運行停止による需要増加や、車両・作業員の不足等により運行停止や輸送力低下が発生 【堆積厚によらない影響】 ・折り返し運転が長期間に及ぶと、必要な車両検査ができず使用可能な車両が減少し、輸送力が低下。 | | | | | |
| | 道路 ・鉄道の運行停止による需要増加等により、交通量が多い道路で渋滞の発生 ・路上の火山灰による速度低下、渋滞の発生 【堆積厚によらない影響】 ・視界低下による安全通行困難 ・スリップ等安全な通行が確保できない道路では道路の通行が禁止又は制限される。 | | | ・二輪駆動車の通行不能 | ・四輪駆動車の通行不能 (履帯車等の特殊車両は可能) | |
| 波及影響 | 物資 ・一時滞留者や人口の多い地域では、買い占め等により、食料、飲料水等の店舗での在庫の売り切れ ・道路の輸送力の低下により物資が滞り、食料、飲料水等の店舗での在庫の売り切れ ・トラック等の二輪駆動車の通行不能による物資の配達困難、店舗等の営業困難による、生活物資の入手困難 ・物流寸断に伴う事業所等の休業停止 | | | | | |
| | 人の移動 ・鉄道の運行停止とそれに伴う周辺道路の渋滞による、一時滞留者の発生。帰宅・出勤等の移動困難 ・路上の火山灰で道路が渋滞し、車での移動に著しく時間がかかる ・自家用車が使えなくなり、移動手段が徒歩に制限される | | | | | |

| 項目 | 火山灰の堆積厚 | | | | | |
|--------|-----------------------------|---|---|---|----------|-------|
| | 微量 | 0.3cm~ | 3cm~ | 10cm~ | 30cm~ | 45cm~ |
| 電力 | | | | ・火力発電所は、吸気フィルターの交換頻度の増加により発電量が低下する | | |
| ライフライン | ・噴火直後大量のアクセスにより電話がつながりにくくなる | | | ・基地局の空調設備に不具合が生じると、機器が正常に動作しなくなり、通信障害が生じる | | |
| 上水道 | | | 【堆積厚によらない影響】 ・火山灰が原水に混ざり水質が悪化し、浄水施設の処理能力を超えることで、水道水が飲用に適さなくなる、または断水する可能性がある。 ・水需要が増加することにより水不足が生じる可能性がある。 | | | |
| 下水道 | | 【堆積厚によらない影響】 ・沈殿池の埋積、ろ過材の目詰まり等により、下水処理場の処理能力が低下・機能不全となって、下水道の使用が制限される可能性がある。 | | | | |
| 建物 | | | | ・体育館等、長スパン建物の損壊(避難所・滞在施設としての使用不可) | ・木造家屋の倒壊 | |

太字:火山灰の直接影響
細斜字:他の影響からの波及影響

図 大規模噴火時の降灰による主な影響の閾値【降雨なし・停電なし】

第1部 総則

第2部 災害予防編

第3部 災害応急対策編

第4部 災害復旧・復興編

第5部 その他対策編

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|------------|
| 第1部 総則 | 第2部 災害予防編 | 第3部 災害応急対策編 | 第4部 災害復旧・復興編 | 第5部 その他対策編 |
| 第1章 大規模火災対策 | 第2章 南海トラフ地震防災対策 | 第3章 複合災害対策 | 第4章 特殊災害種別対応計画 | |

| 項目 | 火山灰の堆積厚 | | | | | | |
|------|---------|--|---|--|--|-------|--|
| | 微量 | 0.3cm~ | 3cm~ | 10cm~ | 30cm~ | 45cm~ | |
| 交通 | 鉄道 | <ul style="list-style-type: none"> 地上路線の運行停止 大部分が地下の路線でも、地上路線の運行停止による乗客増加、乗車・作業員の不足等により運行停止や輸送力低下が発生 | | | | | |
| | 道路 | <ul style="list-style-type: none"> 鉄道の運行停止による需要増加等により、交通量が多い道路で渋滞の発生 | <ul style="list-style-type: none"> 路上の火山灰による速度低下、渋滞の発生 | <ul style="list-style-type: none"> 二輪駆動車の通行不能 | <ul style="list-style-type: none"> 四輪駆動車の通行不能（原動機等の特殊車両は可能） | | |
| 波及影響 | 物資 | <ul style="list-style-type: none"> 一時滞留者や、人口の多い地域では、買い占め等により、食料、飲料水等の店舗での在庫の売り切れ | <ul style="list-style-type: none"> 道路の輸送力の低下により物流が滞り、食料、飲料水等の店舗での在庫の売り切れ | <ul style="list-style-type: none"> トラック等の二輪駆動車の通行不能による物資の配送困難、店舗等の営業困難による、生活物資の入手困難 物流寸断に伴う事業所等の営業停止 | | | |
| | 人の移動 | <ul style="list-style-type: none"> 鉄道の運行停止とそれに伴う周辺道路の渋滞による、一時滞留者の発生。帰宅・出勤等の移動困難 | <ul style="list-style-type: none"> 路上の火山灰で道路が渋滞し、車の移動に著しく時間がかかる | <ul style="list-style-type: none"> 自家用車が使えなくなり、移動手段が徒歩に制限される | | | |

| 項目 | 火山灰の堆積厚 | | | | | |
|--------|---|--|---|--|-------|-------|
| | 微量 | 0.3cm~ | 3cm~ | 10cm~ | 30cm~ | 45cm~ |
| ライフライン | 電力 | <ul style="list-style-type: none"> 降雨による棒子の絶縁低下により停電 火力発電所は、吸気フィルターの交換頻度の増加により発電量が低下する 倒木による電線の切断により停電が発生 | | | | |
| | 通信 | <ul style="list-style-type: none"> 噴火直後、大量のアクセスにより電話がつながりにくくなる | <ul style="list-style-type: none"> 携帯電話のアンテナへの火山灰付着により通信障害が生じる | <ul style="list-style-type: none"> 基地局の空調設備に不具合が生じると、機器が正常に動作しなくなり、通信障害が生じる | | |
| 上水道 | <ul style="list-style-type: none"> 堆積厚によらない影響 火山灰が原水に混ざり水質が悪化し、浄水施設の処理能力を超えることで、水道水が飲用に適さなくなる、または断水する可能性がある 水需要が増加することにより水不足が生じる可能性がある 堆積していた火山灰が雨水と共に原水に流入し、沈殿池や沈砂池等に堆積することによる浄水施設の処理能力の低下 | | | | | |
| | 下水道 | <ul style="list-style-type: none"> 堆積厚によらない影響 沈殿池の埋積、ろ過材の目詰まり等により、下水処理場の処理能力が低下・機能不全となり、下水道の使用が制限される可能性がある 下水管路(雨水)の閉塞により、閉塞上流から雨水があふれる | | | | |
| 建物 | <ul style="list-style-type: none"> 体育館等、長スパン建物の損壊(避難所・滞在施設としての使用不可) 土石流の発生の可能性 ※土砂災害緊急危険が発表されるまでは、崩落危険マップで10cm以上の土砂災害警戒区域(土石流)等から避難 木造家屋の倒壊 | | | | | |

太字：火山灰の直接影響
 細斜字：他の影響からの波及影響
 赤字：降雨・停電により追加・悪化した影響

図 大規模噴火時の降灰による主な影響の閾値【降雨あり・停電あり】